

1. 議事日程

〔令和8年第1回安芸高田市議会3月定例会 第14日目〕

令和8年3月9日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	山本 数博	8番	新田 和明
----	-------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長	藤本 悦志	副市長	杉安 明彦
教育長	猪掛 公詩	総務部長	新谷 洋子
総務部政策統括監	佐々木 満朗	危機管理監	神田 正広
企画部長	高下 正晴	市民部長	内藤 道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志	産業部長	小櫻 静樹
建設部長	佐々木 宏	消防長	吉川 真治
教育次長	柳川 知昭	総務課長	玉井 郁生
財政課長	沖田 伸二	政策企画課長	黒田 貢一

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波多野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長     定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番
山本議員、及び8番 新田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 石 飛 議 長     日程第2、先日に引き続き、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
10番 児玉議員。
- 児 玉 議 員     10番 児玉史則です。通告に基づき、大枠3点の質問をいたします。  
今、アメリカ、イスラエルとイランの紛争によって原油価格が非常に  
上がっておって、ガソリン代ももう少したつと200円を超えるんじゃないか  
という、そういうちょっと非常に物価が心配なところでありまして、  
そういった中で、質問のほうをさせていただこうと思います。  
まず第1点目、財政健全化について。  
令和6年9月の一般質問に対し、財政健全化計画は総合計画の新たな  
策定に合わせ見直す旨の発言をされています。令和7年度は令和6年5  
月に策定された第四次改訂版に基づき進めるとの御答弁でしたが、令和  
8年度の予算に関しては、改訂版の計画で推進されるのか、新たな計画  
で進められるのかが不明な状況で、中長期視点での歳入確保対策、歳出  
削減対策に基づく健全化の目標額などが未確定な状況となっています。  
そこで、以下4点を質問いたします。  
まず1つ目ですが、一般質問以降1年半が過ぎますが、時代はデフレ  
からインフレに大きく変化し、新たな財政健全化計画の策定は急務に思  
いますが、いつ頃をめどとされているのかお考えを伺います。
- 石 飛 議 長     ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長     おはようございます。児玉議員の質問にお答えいたします。  
財政健全化計画については、3月に完成する予定の第3次総合計画の  
基本計画を基に策定すべく作業を現在進めております。  
お示しできる時期については、この4月を見込んでおります。  
以上です。
- 石 飛 議 長     以上で、答弁を終わります。  
児玉議員。

○児 玉 議 員 先日、同僚議員が行政改革について質疑されてましたけども、昨年9月の行財政改革の取組の報告の中で、2019年に策定された5か年計画の第4次安芸高田市行政改革大綱が2024年で終了しとるんですね。

2025年からの、まず行革の大綱が今回はつくられておりませんけども、行政改革を推進するとあるんですが、行政改革大綱をつくれなかったのはなぜかを教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 改めて、行政改革大綱をつくらなかったのは、まず、機動的に行革を進めていくというふうなところをやっというふうなことで、副市長をトップとした形で具体的にどういったことをやっていくかというのを、職員の中でワークショップなど進めていくなどして、実施する項目を絞ってやっていくというふうなことを現在やっているところであります。

そういった形で進めて機動的にしていくというのが、まず1つの目的でした。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 これまでつくられておったわけですね。25年からやめるとなると、見直すとなると、やっぱり、そこは説明が要ったんだろうと思います。財政健全化法で求められとるものではありませんけどもね、これは。ただし、これまで5年間でやってこれとると、そこからやり方を見直すと。大綱というのは、健全化法、財政健全化計画とリンクしたものだと思ってますんで、そういったところの見直しをされるのであれば、明確に25年度の時点で言われるべきだったんじゃないかなと思いますが、これまたしっかりと健全化のほうでお尋ねしたいと思います。

次、2点目の質問に入ります。

令和8年度予算編成方針において、令和7年10月に通知されており、歳入確保、歳出削減の考え方を示されています。一方、財政健全化計画では重点的な取組事項を掲げ、歳入確保対策、歳出削減対策のそれぞれに年度別目標額を設定されています。令和8年度の目標額の設定はどのように行われるのか、お考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現状の最新の財政健全化計画は令和6年5月に策定したものになっております。ここで掲げている歳入確保項目4項目、そして歳出削減項目2項目が財政健全化の取組の基本部分となっており、令和8年度の目標効果額は3億3,600万円と定めております。これに加えて、昨年9月の全員協議会で御説明した行財政改革の取組を実施します。人口減少、建

設事業費などの物価の高騰が続くことなどから、財政状況の厳しさがさらに増すと想定しているため追加で実施するものです。

先ほどの答弁のとおり、新たに策定する第3次総合計画の基本計画を基に財政推計を見直すこととしており、それに伴って財政健全化に必要な効果額も当然変動をしてくる可能性があります。

現状の行財政改革の取組で十分なのかどうかを検証しながら、令和8年度以降の目標効果額も改めて定めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 ちょっと説明がよく分からなかったのですが、令和7年度の目標額は財政健全化計画で2億9,900万、令和8年度が3億3,600万円上げられておるんですね。行革の中で16項目を項目を挙げられて事業を進めると。その項目というのは、この効果額に反映しないと後のトレースが非常に難しいと思うんですが、この健全化計画、ここへ反映されるべきじゃないですか、目標効果額に対して今やられている行革の数値ですね。

行革の1個1個に、目標額がないということですか。あるなら反映できるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 現在ある財政健全化計画での取組の目標効果額については、先ほど児玉議員がおっしゃったように、令和8年度で3億3,600万です。

行革の取組でこれからやっていこうという16項目のところについては、最初にまだこれがどのぐらいのものに、金額になるかというところの金額がある程度見えているものと、まだDXの取組とか、どういうふうなことを具体的にやるなどというのが定まらない中で、金額を定められてないものがあります。

なので、先ほどの市長の答弁の中でも申し上げたように、全てやるときに16項目について金額を定めた上でというのが本来あるべき姿かもしれませんが、これから建設事業費とか物価の高騰が続いていく見込みだということで、何もせずにその数字を積み上げるところで時間がかかるよりも、まず何かを始めるというところを重視して、項目を挙げて具体的な動きをしていこうというふうな形で始めたのが今の状況です。

具体的に令和8年度で金額はどのような形になるかということについては、来月、4月に財政健全化計画を新しく作り直しますが、その中で、前回つくった行革での取組事項と合わせて、今取り組んでいる16項目の中でも、これはいつ頃にこのぐらいの効果を出していこうということも含めた上で、改めて整理をするというふうなつもりであります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員　そうすると、7年8年の目標の効果額が全然メンテされてないということになるんですね。明確な基準を定めて進捗状況を管理したり、そうしないと目標に達成したかどうか、これ判断ができないですね。

16項目、取組がありますけども、行革の中で、全てがいわゆる定量的に目標設定すべきと思わないですが、いわゆるKPIというのか、適正化が、見ながら中身を見直していくというんですかね、ピックアップしていく必要があるんだろうと思うんですが、そういった2018年以降は分かるんですけども、実際に、今、財政健全化計画の中を進めておるわけですから、以前の分を、そういう部分であれば、私はローリングしてでも見直して、目標効果額に対して全体が進んでいくということにしないと、なかなか数値のトレースができないんじゃないかと、そこらは思います。そういうところは、またちょっと後、議論したいと思いますので、3点目に入ります。

第4次改訂版では、歳入確保対策で基金の戦略的な活用が挙げられていますが、運用に対する取組は計画されていません。デフレからインフレの世界に変わった状況で、財産運用収入増に向け、いわゆる高利で運用すべきと思いますが、お考えを伺います。

○石飛議長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長　お答えいたします。

昨年9月の全員協議会のほうで御説明申し上げた「行財政改革の取組の中で公金の債券運用の検討」というものを掲げ、議論しているところです。

市が保有する基金の運用については、現状では市内の金融機関での定期預金という形態を取っておりますけども、これを見直し、一部を国債や地方債などといった定期預金よりも利率の良い債券による基金運用に切り替えるというものです。

今年度中に、今月中に運用可能な具体的な金額を確定し、次年度実施する方向で考えております。

以上です。

○石飛議長　答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員　昨年9月の中にありますから、そこは理解しておったんですが、これも財政健全化計画に反映されていないということになりますけども、有価証券を活用するというのは必要不可欠だろうと思ってんですが、少し現状を理解しておく必要があると思ってお話をさせていただきますが、一般会計だけの予算、利子及び配当金、これ2024年度が328万7,000円、2025年度が854万円、2026年度、今年の当初予算では2,354万6,000円を上げられとる。当然、金利が上がっていますから、6年度はがばっと2,300万に利息収入があったと思うんですが、ここらの運用の中身とい

うか、これは担当のほうで結構ですんで御説明いただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 これらの基金の運用については、全て定期預金で行っております。  
利率については、0.335%から0.5%、その間というふうな形です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 定期預金ということでしたけど、基金の全てが大体80億ぐらいですかね、これが全て定期、当然、普通預金もあるんだろうと思うんですが、0.3%で運用されておると。

次に借入利息ですよ、これ同じように見えません。数値が違いますけど、180億ぐらい借り入れられて、2025年度は7,400万の利息を払う。2026年度8,500万円。基金と借入れの金額は違いますから単純に比較はできませんけれども、いわゆる利息を8,500万払って利子は2,300万円と、こういうことですね。

総務省が発表しております物価高、これ2025年度が3.1%上がったと、2024年度が2.5%です。とすると、仮に3%の物価上昇と考えると、80億の基金があっても、2億4,000万円分は物が買えないわけですよ。数字は80億あるけども、実質は77億6,000万円のものしか買えない。

あるいは、歳入が例えば200億あったにしても、今年の予算で200億あったにしても、実際に物価高を考えると6億ぐらい減るんですか、だから、194億ぐらい。200億の数値で予算は組みますが、毎年、買えるものはどんどん減つとると。そういったところの一つは認識が必要なんだろうと思うんですね。

そういったところで、有価証券の活用も一つの考えていかなければいけない中身だろうと思うんですが、これ今から議論されるということですが、国債あるいは社債、いろんなものがありますけど、一番安全なもので言えば国債になるのかなと思いますが、これが大体ちょっと今の詳しい利率は知りませんが、5年の利付国債で1.5%ぐらい見ればいいんじゃないかと思うんですが、仮に70億を例えば全て5年の利付国債で運用すりゃ1億ぐらいの金利は入るわけですね、利息は。半分でも5,000万ということは、今の2,300万よりは倍ぐらいにはなるということも考えていく必要があるだろうと思います。

問題はですね、どれぐらいの割合を、この基金で運用できるかですよ。考え方が必要だろうと思うんですが、そこらのいろいろ減債基金、借金を返済する減債基金、あるいは地方振興基金、これらは5年間動いてないですが、ほとんど、二十七、八億あると。

そういった5年間でも影響が出ない、使うことがほとんどないような基金がありますから、そういった運用割合を決めていく必要があるんだろうと思いますが、ここらの割合に関しては、市長、どういうお考えかちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。

国債、今回この3月までに方向性を出して、実際には4月以降運用を始めたいと思いますけども、国債で言うと先ほどあったように、1.5 から6 ぐらいの利率を今国のほうは定めておるといいますんで、それを今保有している基金の割合をどれぐらいにするかというのは、やっぱり資産をシミュレーションする必要があると思いますので、それも含めて今担当のほうでどれぐらいのものを運用するかという割合を考えて、先ほど言われるように、しっかりと取れるものは取るようにしていきたいというふうに、今までのような方向を変えてやっていきたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。  
児玉議員。

○児 玉 議 員      その運用割合をしっかりと決めるのが大事だろうと思いますが、担当課はとてよう決められないと思いますんで、一つは、先ほど財政健全化計画の話をしとるんですが、財政健全化計画がないとなかなか運用割合は決められないんじゃないかと思うんですね。

当然、担当課というのはよう決めませんよね。市長が例えば何年後にこの事業をやるよとか、急な災害とかが起これば当然そういうのはある程度残しておきますけども、何かの事業、例えば保育所をいつ建て替えるのかと、中学校をいつ頃やるのかと、そういうものがないと、なかなか運用額が決まらない。

そういった意味では、2024 年 5 月に策定されとる第四次改訂版に関しては、いわゆるもうインフレも想定してありませんし、物価上昇率は日銀が2%を目標にしている、実際にはこの水準がもう4年間続いておるわけですね。

そう考えると、もう歳出を物理的に抑えるしかないんですけども、そういったことも考えながら健全化計画は当然見直しが必要、あるいは原材料費の上昇、人件費の高騰、公共事業の施設更新のコスト、これらが大幅に上昇する、もう、これ避けられないですね。

あるいは、経常経費の圧迫です。燃料代、電気代、あるいは金利上昇リスク、こういったデフレからインフレに変わるとということは、デフレの時代は何も考えなくてもよかったんですね、変化がないから。

ところが、急激にインフレで時代が変化しとるわけです。そういったときには、この中長期計画というのは期限が来て見直しというんじゃないくて、毎年度、毎年度、ローリングをやっていないと時代に追いついていけないわけですよ。デフレのときはよかったんです、それで。インフレは毎年ローリングして将来の財政計画の見直しをかけて、しっかりと現状を見極めるということが必要だろうと思っているんですね。

ぜひ、毎年ローリングをやっていただきたいと思うんですが、いかが

でしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 23 分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
杉安副市長。

○杉安副市長 議員、御指摘の部分で、財政健全化計画のローリングはやっていこう  
と思います。

先ほど来出ておる質問の中で、行革大綱のところとかですね、なぜ、  
そこを切り替えなかったのか、そして、それを議会のほうに報告がなか  
った部分も指摘があったと思います。

振り返りますと、市長が就任され、7 月、その後、私が 10 月だった  
んですが、もう、そのときに既に新年度の予算編成に入っていて、予算  
編成が終わる 3 末で行革大綱の第四次の部分が終わるという状況であり  
まして、新しい大綱の作成というところは全く考える余裕もなく、なぜ  
かという、四次のときに本当は行革の懇話会というのがある、委員  
さんも指名して任命して、民間の方とか指名して、そこに取組の成果を  
出して見てもらって評価を受けるという作業をずっとしてきたんですが、  
第四次の中ではそれができてなかったということです。

それで年度末を迎えて新たな大綱ということにはならないと思いま  
したので、予算編成の中で気づいたのは、やはり予算編成自体が行革のよ  
うな形で、この事業の中身はどうで、使われ方はどうで、では予算はど  
うするということをずっと作業の中でやってきまして、であるならば、  
新年度は行革の新たな大綱よりも実務で、先ほど企画部長が申し上げた  
機動的にやってはどうかということで、一応、副市長をトップに幹部職  
員で 16 項目を進捗管理しながら、答えはもう少し先 3 月末までには出  
していこうと思いますが、新たに 4 月に成果をお知らせできると思いま  
すが、そういう形で実質取り組んでまいりましたので、新たな行革大綱  
ということにはならなかったというのが、この間の報告になります。

繰り返しになりますが、冒頭言いましたように、ローリングは御指摘  
のとおり、やっていこうと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
児玉議員。

○児 玉 議 員 4 番目の質問に入ります。

昨年 12 月 31 日でガソリン暫定税率が廃止され、2026 年 4 月 1 日か  
らは自動車購入時に課税されていた環境性能割が、現時点で 2 年間限定で  
停止となります。道路財源の減収に伴う道路整備への影響について御見

解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

環境性能割についての廃止についての減収分については、現在は地方特例交付金により全額を補填される見込みであります。詳細はまだ示されてはいませんが、国のほうは全額補填するという方向でいます。

実際に道路整備への影響については、現時点では特段の影響については感じてはいませんが、引き続き国の動向については注視をしていきたいと思っております。

いずれにしても、地方自治体の負担が増すことのないように、地方行政に悪い影響を及ぼすことがないように要望は引き続き継続していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 ちょうど、今、国会で予算審議していますから、それが出ないとはっきりしないんだと思うんですが、少し変更されることによって安芸高田市の税収がどうなるかということで共有しておきたいんですが、暫定税率が12月31日で廃止になることによって、地方揮発油譲与税、これ令和7年度が安芸高田市は4,600万あったんですが、令和8年度は4,000万、広島県全体では120億円が大体減収が見込まれるんじゃないかと。したがって、県から配分される各種交付金、あるいは補助金などが間接的に安芸高田市にも減ってくるんじゃないかと。

それから、環境性能割ですね、これ4月1日から。地方税の軽自動車税、これは880万から176万9,000円、180万ですから、710万ぐらい。国からの環境性能割の交付金、これは令和7年度が3,500万あったものが、令和8年度は1,000円。さらに4月から軽油税がまた軽減が始まるということで、ちょっと組み替えの状況がよく分かりますね、税収が減ると。

どこから持ってきて、この道路の整備の財源に持ってこられているのか、そこをちょっと説明いただきたいと思うんですが、これは今答えられれば結構ですから、担当課のほうでどうでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長 先ほどの交付金の減収部分については、ちょっと重複はするんですが、地方特例交付金で全額補填するという事になっていまして、もともとあった交付金などが地方特例交付金の額の中で補填されていくような形で、次年度の予算は計上をさせていただいておる状況でございます。

(「減額、同額」との声あり)

○沖田財政課長 詳細はまだ示されておらないというところがありますので、今現状分かる範囲の予算計上にさせていただいているというような状況でございます。また、詳細が分かったり、状況が変われば、その都度、対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 国の予算の付け方の状況をしっかり見ていただいて、これは先ほど市長がおっしゃるように陳情・要望。とにかく、今ある財源分だけは持って帰るということを一つお願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。

J A広島厚生連吉田総合病院に対する財政支援について伺います。

令和6年12月議会で財政的な支援の必要性について一般質問いたしましたが、これまでの対応状況及び今後の支援の継続性に関し以下3点を質問いたします。

まず1つ目は、令和7年度広島県や総務省への働きかけの具体的な中身と要望に対する効果を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

国や県に対しては医療提供体制の確保にかかる財政支援の拡充として、物価上昇を反映した診療報酬の増額改定、そして僻地医療拠点病院の運営事業費、運営事業補助金の対象事業の拡充、そして医療DX推進に不可欠な電子カルテ導入に伴う財政支援を要望してまいりました。

国の物価高騰への対応として、診療報酬改定あるいは融資の拡充等、医療機関を支援し次期改定、これはもう診療報酬については改定の方角に動きましたので願いがかなったかなというふうに思っております。

電子カルテについては、標準化とクラウド移行を進め、導入・改修費の補助による財政支援を行う方針が示されました。県から国に対して補助金や地方財政措置の充実を要望すること、また全国知事会を通じて電子カルテ導入費の低減や、運用コストに見合う診療報酬の検討を引き続き働きかけるとの回答をいただいております。

地域医療を守るために必要な支援を市としても続けていくという現状ですので、今後も取組を進めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 前回、質問したときから比べると、これは市長大変よく頑張っていたなと、ここは素直に評価したいと思います。吉田病院も喜ばれているんじゃないかと思うんですね。

では、2点目の質問に入ります。

令和7年度当初予算で、吉田病院の補助は、看護師等奨学金返済支援補助金、医療施設整備補助金の市単独補助金及び救急に対する補助金の増額で前年より4,170万円増額され、令和8年度の当初予算でもさらに増額されております。

そこで以下2点を質問いたします。

まず1点目、令和7年度の支援に対する効果を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今年度の補助金の増額の内訳については、医療体制整備補助金として県内でももう整形外科の手術の症例が吉田病院は多くございます。そういった意味で整形外科の手術台の導入経費の補助として補助しております。

それと、あとは政策医療の部分で救急告示病院運営事業費として、二次救急を担うJA吉田総合病院の救急告示病院を運営する費用の赤字部分の補填部分となります。

それと、いずれにしても病院の経営改善に向けた支援、また救急医療体制の確保のため必要であり不可欠なものであったと評価をしております。今後も本事業の趣旨を踏まえ、適正かつ効果的な補助金の運用に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 それでは、2点目伺います。今後の支援の継続性について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

救急患者の受入れについては24時間体制での対応、あるいは空きベッドを確保しておかなければならないという、どうしても不採算な面がついて回る事業です。また、吉田総合病院については僻地医療拠点病院として重要な位置づけもあります。

市民が安心して暮らせるために、これらは欠くことのできないものですので、必要な支援を、交付金と、この範囲内でしっかりと継続してまいりたいと思います。また、看護人材の確保については、今年度より事業開始をしました奨学金の返済支援も継続していく必要があると考えております。

今後も医療福祉分野における人材確保の定着を図り、中山間地域の医療体制を確保するため適切な財政支援を行っていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 吉田総合病院は、いわゆる公的な役割をある程度担っておるという理解が要るんだろうと思うんですが、医療というのはやっぱり福祉の要ですよ。そういう扇の要に当たるんじゃないかと思っていますし、どうしても持続可能な社会をつくろうと思えばもう必要不可欠ですし、コミュニティの維持には完全にもう必要不可欠なんだろうと思うんですが、そういった重要性を考えていくと、今後のいわゆる支援の在り方というか、いわゆる公的役割を担っていただくとなると、ある程度一定額の支援の割合というのは決めておく必要が私はあるんじゃないかと思っています。

例えば200億なら1%ぐらい充てるとか、そういう範囲を設定して、当然、だだだだだだあいけるというものじゃないですから、上限もかましていくとなると1%ぐらいの設定は要るんじゃないかと思うんですが、そういった、いわゆる枠を決めて中で支援していくということが必要じゃないかと思うんです。お考えがあればちょっと伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

確かに限度額といいますか、枠をある程度定めるというのは一つの方法だと思います。そのためにも、今、厚生連自身が、吉田病院自身がどういうふうな規模で在り続けるのかという方向を、今、協議をされると伺っております。今のようなキャパというか規模感を維持するのは当然難しいので、恐らくコンパクトにはなってくるんだと思います。

そういった中で、吉田病院自身が経営改善をされた上で方向性というのが出てくると思いますので、その時点で市としてどの規模感で支援を続けていくか、当然、総合病院ですので市には必要という認識ではいます。

ただ、そういった意味で、人口減、高齢化が進む中で、こういった、昔の吉田病院の位置づけと、今のこれからの先の位置づけ、規模感というのは当然変わってくると思うんで、それを時代に即した形で吉田病院そのものの自身が計画を見直してこられると思いますので、それに合わせて市のほうも対応していきたいと思います。

当然、医療も広域化していきますんで、吉田病院と、あるいは三次中央病院、安佐市民というようなところとのすみ分けというのも、当然、必要だと思いますので、その辺のところはしっかり厚生連と議論して、持続可能な吉田病院を守れるように検討していきたいと思います。今の時点では限度額というのをまだ定めてはいません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 ぜひ、定めていつていただきたいと思いますね。三次市民病院なんかで言いますと、それはとても1%ぐらいではやられてないんじゃないか

と思うんですが、安芸高田市のレベルで言えば、市民病院を持ったと考えれば、やはり1%ぐらいのところかなと思うんですが、しっかり議論いただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。吉田病院のような民間病院でも、不採算な診療科を維持し公的な役割を果たす病院には、自治体と病院の連携が不可欠であり、県や国に医師の確保や設備投資などへの財政的支援等を強く行っていくべきと思いますが、御見解はいかがでしょうか。これちょっとと先ほどとダブるかもしれませんがお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

医療体制、提供体制を維持し確保するということは、地域住民の生命・健康を守る上で極めて重要だというふうに認識をしています。

特に吉田病院でいうと、小児科をはじめとする不採算診療科を抱える病院です。そういった意味で、医療従事者の確保や老朽化した設備の更新など、単独では対応が困難な課題を抱えております。そういった意味で、この不採算診療科を抱える小児科等に対する特別な財政支援をお願いできないかということで、国のほうへも小児科とか定めてお願いをしています。

国に対しては、県もですけども、医師の確保対策、あるいはふるさと応援の医師枠というのがありますけども、それも吉田総合病院は6名を8名に増やしてもらったりというところも対応してもらっておりますので、そこはやはり国・県の力をお借りしなくてはかなえられないところがありますので、引き続き、重要な病院ということで継続して要望活動しながら充実していくように考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 なかなか頑張っていていただいております。

特に国への要望になるんですが、これは先ほど電子カルテの話がありましたけど、住民の皆さんの苦情を聞くのが、やっぱり会計の待ち時間というのは非常に聞くんですね。それで、やはり受診者の方が減っている可能性もありますので、これ電子カルテのところ、先ほど市長の御答弁の中にありましたけども、国へ要望していくと。

御存じかもしれませんが、2月の新聞報道があったんですね。これ厚生労働省か、政府は2022年に医療DX推進本部を設置して、マイナ保険証や電子カルテ、電子処方箋の普及に取り組んできたが、現場からは電子カルテの導入をしておらず、電子処方箋を入れても効率的にならないとの声が上がった。厚生労働省は2025年7月に患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を目指すと。これは厚生労働省が語っておるんですね。千載一遇のチャンスじゃない

かと思って、ぜひ国のほうに積極的に要望していったって、何とか吉田病院にカルテを入れていただいて、住民の皆さんの待ち時間を減らしていただきたいと。ひとつ御尽力をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御紹介いただいたように、厚生労働省自体は、もう、そういう方向性を示してくれています。あとは厚生連の覚悟だと思います。

やはり採算が厳しいということでちゅうちょされているんだと思いますので、基本的に吉田総合病院の一つの課題を、まずは課題を解決するとすれば、この電子カルテ化が一番だと思います。これをするによって、診療の待ち時間、会計部分がスムーズに流れますんで、多分、今もこの時間帯といえ、もう会計も始まっている時間だと思います。多分、多くの皆さんが1時間ぐらいの待ちを、支払いのための待ちをされているんだと思いますので、そこをまずは解消すべきだと私も思いますんで、厚労省に言うよりかは、厚生連のほうへ強力に、ここの電子カルテの早期導入を働きかけていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 厚生連もなかなか非常に厳しいというのを聞きしとるんで、あと二つあってですけどね、そういったところでいうと、どうしても、いわゆる応援をしてほしいという話はくるんだろうと思うんですが、そういったときには、ぜひ積極的をお願いをしておきたいと思いますが、もう一つ、先ほど吉田病院の機能集約の話がありましたけど、15診療科がありますけども、このフルスペックというのは、当然、不可能だと。

今、小児科、耳鼻咽喉科、これらは赤字が出ていますが、これは市長も御存じだと思うんですが、小児科に関しても当然大きな赤字が出ています。ただ、小児科というのは、先ほどの国への要望と言われましたけども、今、実際に患者さんが令和6年度でおよそ2,600人、令和7年度、これは12月までになっていますけど1,800人、こういう子供さんがおられるわけですね。赤字は3,000万弱が出ると。これは吉田病院としたら、当然、廃止を考えられますよ、多分。

そうなったときに、国に要望して金がつかなかったからといって、これを廃止するのかどうか、そこらは市長はどう思われているんですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 子供が少なくなっているんで、診察を受ける子供さんもやっぱり当然減ってくるという現状です。

しかしながら、国のほうの特交の基準を見直してもらうことによって、吉田病院の小児科に対する特交も加算されるチャンスもありますんで、

そこの基準を見直してくださいという、今、お願いを国のほうにさせてもらっております。

そういった意味で、小児科がなくなると、また子育て世代に対しては、不安の要因となりますので、そこはやはりしっかりと守るべき部分だと思います。不採算部門の中でも、そこはしっかりと引き続きやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 今おっしゃるとおり、子育て世代を呼び込もうと思っても、総合病院に産科がない、小児科がない、いや、果たして来られるのかなというのは非常に疑問に思うわけですね。

確かに財政も厳しいですが、子育てということでは、例えば今年度 4 月から国主導で給食費が無償化になります。これ小学校の給食費 1 人当たり 5,200 円、安芸高田市でいうと五千三、四百万ですか、年間、一般会計から出さなくて済むと。

これは子育てで使っておられたわけですから、その分を小児科に回したって同じ子育ての支援と私はなるんじゃないかと思ってるんです。しかも、先ほど申しましたが 1%の枠の中に抑える範囲でと。そういうことも考えていかないと、吉田病院がもう小児科をやめますわということになったら大変だと思ってるんですが、そういう子育てのお金というのは回しながら支援をしていくということも一つの方法で考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

給食費無償化が始まって、何かお金がぼんと増えたような感覚なんですけど、そうではなく、やりくりの問題がありまして、そういったところは単純に喜べるところでもないというところはあります。

しかしながら、そういった実際には国から今までなかった支援が入ることですんで、そこは財政の全体のやりくりの中で、そういったものが捻出できるか、創設できるかということは慎重に考えていきたいというふうに思います。

これは小児科の維持だけに限らず、ほかの分野にも当然広がってきますんで、全体的に考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 もう一度、伺いたいんですが、これ子育て支援事業だったんですよね、給食費って。子育て支援のほうに回されることで考えられるなら、そうでしょうけど、普通の一般財源に戻ったからといって、ほかの事業とい

うよりは、子育てに使ったんだから、やっぱり子育てに考えていくべきじゃないかと思いますよ。

特に財政が厳しいですから、これ単純に使うという発想にはなりませんけども、どこに使っていくかって、それはほかの例えば補助金なり、指定管理団体などを減らしたって、小児科、私は優先的に守るべきだと思っておるんですが、これは吉田病院の判断を待つ必要もありますけども、一番上に上がってくる優先順位じゃないかと思っているんですが、小児科というのは。もう一度、市長にお考えを伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 子育て支援の中で考えていきたいというふうには思っております。

全体のパイが限られた予算ですので、当然、先ほど言われたように、我慢してもらえる部分を選定しながら、それを小児科あるいは子育て支援のほうへ回していくという流れは当然考えていかなくてはいけないというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 子供さんは減っていきますから、先では恐らくまた考えなきゃいけないかならうと思うんですが、たちまち吉田病院の小児科が厳しいと。これ、なくすことがないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

今後の地域医療について。

2026 年度の診療報酬改定は、大幅なプラスであり吉田病院の収益により影響を与えるものと思いますが、それでも人口減少、高齢化が進む地域にある病院経営は厳しく、今後、国が定める地域医療構想に合わせ、難しい経営判断の中、効率化・重点化を進めていかれるものと思います。この医療構想は 2027 年度から、2040 年頃の人口減少・高齢化社会を見据えた新たな構想で、その策定への取組が始まります。2025 年度で国がガイドラインを策定し、2026 年度で各都道府県が地域の実情に合わせた新たな構想を策定し 2027 年度は策定された構想に基づき医療機関の連携・再編・集約化に向けた具体的な協議が本格化します。

そこで以下 2 点を質問いたします。

広島県においても人口 20 万未満の区域における医療提供体制の維持が課題とされており集約化の議論が進む可能性があります、県の構想策定が始まる 2026 年を前に市としてのビジョンを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2027 年度からの新たな地域医療構想の策定に向け、人口減少が進む

中で、地域における医療提供体制の維持が大きな課題となることは市としても強く認識をしております。特に医療機関の連携や再編・集約化については、避けて通れない議論となる可能性があります。

こうした状況を踏まえると、県による構想策定が本格化する 2026 年を前に、市としても将来の医療提供体制の在り方について検討を進めていきたいと思っております。

その際には、まず「市内にどのような医療が必要なのか」「地域として守るべき医療機能は何か」などを関係機関と丁寧に協議を重ねながら、地域住民の皆様の安心につながる医療の確保を最優先に考えていきたいと思えます。

人口構造の変化や医療人材の確保状況などを踏まえると、場合によっては一定の集約化というのが避けられない場面も想定されます。その際には地域にとって本当に必要な医療が継続して提供されるよう、慎重に検討を重ねていきたいと思えます。

今後も県や医療機関、関係団体と連携しながら、持続可能な地域医療体制の構築に向けて、住民の皆様にとって安心できる医療環境確保に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 2 番目の質問に移ります。

第 9 期の介護保険事業計画は令和 8 年度で終了し、第 10 期に向けた見直しが必要となりますが、新たな地域医療構想を見据えた見直しのポイントを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

退院の支援、在宅医療、訪問看護、介護サービスの連携をより一層強化していく必要があると思っております。施設サービスにおける看取りや、外部医療機関との連携、医療的ケアが必要な高齢者を支える在宅サービスなど、医療機関の再編や集約化が進むと、介護側の需要やニーズに変化が起きてくることが予想され、医療構想と整合したサービス量の見直しも必要になってくると考えています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 これは、先日、同僚議員の質問もありましたんで、そのところは理解しましたが、先ほどおっしゃるように、在宅介護ということですよ、10 期で。2040 年に高齢者のピークが来ると。そのときに現役世代も急減しとるという中で、今のサービスで、配食サービス、外食支援サービス、訪問利用サービス、さらには看護師さん、介護士さん、あるいは、

その頃になると 24 時間対応の在宅の看取り体制というか、こういうことも出てくるんだろうと思うんですね。先ほどおっしゃったように、周りの方に一定のところに集まっていただく、いわゆる効率を上げて見守るということですかね。

今の若い人に期待をしておると、そこに固執した第 10 期の計画を立てると、私は在宅介護って完全に崩壊するんじゃないかと思ってるんですが、いわゆる一般家庭での見守りができなくなって孤独死とか、あるいは救急車が頻繁に走るような、今の課題と同じような考え方でいったら非常に将来が不安なんじゃないかと思うんですよね。いかがですか、感想は、若い人がいないというところで。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

確かにそういった看取り、家族は世代間での同居というのが今ない社会になっています。個々の家庭を持たれて、別棟というか、別の地域で住まわれているというのが主になっていますので、そういった意味で一番心配されるのが在宅での孤独死等です。今よりも厳しい状況が出てくるのが予想されますので、そういったところがしっかりできるように地域での見守るような体制も含めて考えていく必要があるというふうに考えておりますので、今度の第 10 期もそういったところを踏まえながら検討していく必要があると思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 先ほどの、やはり集まっていただくという発想ですよ。これコンパクトシティ、いわゆる 6 町の中心部に集まっていただくと。以前からお話ししてるように、これはやっぱり長くかかりますけども徐々に進めていかないと、2040 年を迎えたらそうなってしまうと。非常に危惧されますので、この第 10 期の計画はしっかりとこれまでの流れとは形態を変えて、いわゆる、これからの本当の方向づけにもしっかりと議論していただきたいと思うのですが、市長に最後のそこのお考えを伺って、最後の質問といたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

計画ですので、計画倒れにならんように、しっかりと実情に即したものを定めていきたいと思います。そして時代の流れにも臨機応変に対応できるような計画にもしていきたいと思っております。

理想は、そういったコンパクトシティ、集まってもらってコンパクトに見ていくというのが理想でしょうけども、そこがかなわないという、望まれない方々が多いというのも現状ですので、そこをどのようにうま

くやっていくかというのも計画の中でしっかりと議論し、定めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、児玉議員の質問を終わります。

1 時間が経過しましたので、ここで換気のため、11 時 10 分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 1 0 時 5 8 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

1 番 益田議員。

○益 田 議 員 1 番 益田一磨です。

昼をまたぐなよという声が痛いんですが、伸び伸びと一般質問をさせていただこうと思います。

通告に基づいて、大枠 4 点質問させていただきます。

1 番で本市の光回線 I R U 契約の今後について伺います。

(1) です。本市の光回線（あじさいネット）、これはお太助フォンとはまた一応別として、インターネットのほうです。市が保有する光ファイバ網に対して、C B B S がアクティブ機器を設置してサービス提供している現状構造と認識しております。

仮に、これを N T T 系の事業者フレッツ回線などですね、他の事業者へ移行を想定した場合において、現在使用している設備を流用して、事業者のみ変更することが可能なのかを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 益田議員の質問にお答えいたします。

現在、本市では市が所有する光ファイバ等の通信設備を C B B S 株式会社に貸与し、長期にわたり安定的な通信サービスを提供いただいております。一方で、全国の自治体が整備した光ファイバ設備は、老朽化に伴う更新や高度化への対応により将来的な財政負担の増大が共通の課題となっています。

こうした背景から、総務省の情報通信審議会による答申では、情報通信基盤の公設から民設・民営へ移行を促す方向性が示されたところです。これを受け、総務省から公設光ファイバケーブル等の民間移行に関するガイドラインが公表されています。

本市におきましても、国の指針や他自治体の動向を踏まえ、本年から

I R U契約の相手方であるC B B S株式会社と同ガイドラインに基づいた協議を開始するよう政策統括監に特命事項として指示をしたところです。

御質問の他事業者への移行についてですが、同ガイドラインでは既存利用者への影響を最小限に抑える観点から、まずは、現在、I R U契約を締結をしている事業者と優先的に協議を進めるべきだとされておりま  
す。したがって、本市としてはC B B S株式会社との協議を最優先事項として取組を始めたところです。

なお、設備の流用による事業者変更の可否については、各事業者の通信規格や運用ノウハウといった技術的な詳細に関わる事項であるため、現時点では一概にお答えすることは困難な状態です。

いずれにしましても、まずは現行事業者との適切な移行の在り方について精査をしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、ガイドラインなんかも他の市町も見てもなんですけど、やっぱり、今やられてる事業者さんと民設民営・譲渡に踏み切るような経緯がある自治体は複数あったんですけども、やっぱり一から他の事業者になるというところはちょっと例になくて、私も気になるところで質問させていただいたんですが、一応（２）に移って見ますが、これ技術的なところなんですけど、回答、事業者の差異があるので難しいとは思いますが、それでも、なお、既存回線とN T T回線を同じケーブル上、同一芯線上で共有するというのが、そもそも、どの事業者であっても技術的に可能なのか、その辺りをまず伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

同一芯線の共有を含めて、具体的な通信方式の整合性などは各事業者の高度な技術ノウハウや設計に関わる事項となります。

市としては、現時点で技術的な可否について断定的な判断を下せる立場にありませんので、まずは現行の事業者との協議を通じ、最適な移行の在り方について技術・運用の両面から慎重に見極めていきたいと考えています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 すごくシンプルな話なのかなと思うんですけど、仮にN T Tに代わるサービスを導入する場合等は、既存回線を使用したままで、1本生きているもののままで切り替えるというのは無理なんじゃないかと思ってまして、新たに収容設備及びアクセス回線、こういったものを構築する必要

があるんじゃないかと。

いわゆる、もう2本目を引いて、どちらも利用できるという状態にしないと、段階的に移行していくというのが、そもそも無理なんじゃないかなと思ってんですが、この辺り認識が合っているか伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

佐々木総務部政策統括監。

○佐々木総務部政策統括監 先ほどの質問にお答えします。

新たな事業者に切り替える場合は、そういった2本ですね、新設をしていくということも考えられるというふうに思いますし、先ほど市長が申し上げましたとおり、少し技術的なところ、いわゆる通信リスクもあるというふうに認識をしておりますので、一概に同一の線を共有するということは、なかなかちょっと難しいのかなというふうに思っております。

詳細は、通信事業者のほうに確認をしないとお答えすることができないということで御理解いただきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおりで、(3) 番に移りますが、新規回線を並行整備するでもしないと無理なんだろうと思うんですが、そうすると全世帯で宅内機器、モデムの交換だったり、立会工事が発生する可能性があります。その際には、やっぱり作業量及び移行期間ともに大きく長期化することが当然予想されてくる中で、既存回線の利用者が一定数残った状態で運用継続は可能か、これも事業者間なので難しいと思いますが、通告しているので、最低維持コストと想定期間を含めて伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほども答弁したように、C B B Sさんとの協議を本年より開始したばかりであります。総務省のガイドラインに基づいた、当然協議を開始したところですけども、御指摘いただいた並行整備に伴う作業量や移行期間、維持コスト等の具体的なシミュレーションについては、今後、この協議の中で進めて精査をしていきたいと思っております。

したがいまして、現時点で具体的な数値、期間について、お答えできる段階にないということを御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 次に移ります。(4) です。

N T T等の他者サービスへ移行する場合に想定される費用区分を整

理しますと、先ほど来、お伝えしてますように、新規回線の整備費だとか宅内工事費、旧設備の撤去費、移行期間の二重運用費等、もろもろ発生すると考えられますが、上記費用の試算が可能なかどうか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

繰り返しになりますけども、協議を始めたばかりなので、この部分についても、まだ具体的に今から整理をしていくという段階にありますので、御指摘のような新規回線整備費、移行に伴う諸費用などの試算について、今後の協議のプロセスの中で、しっかりと具体的な移行手法、あるいは条件を整理しながら精査していこうと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (5) も同様かと思いますが、上記費用を含めた現行方式を継続した場合の更新費用と比較した財政シミュレーション等を実施しているか、どちらが多くなる少なくなるでも結構です、簡単な限りで伺えればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本当に繰り返しになって申し訳ないんですけども、現時点でまだ比較検討するレベルまでいっていませんので、この辺はしっかりと整理しながら、今後協議をしていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 比較検討段階とおっしゃられますが、個人的なところで考えをお伝えすると、本市においてNTTなどへの別の、C B B Sから別の光回線事業者への移行となると、そもそもが委託先変更ではなくて、もう公共インフラの再整備事業みたいな大がかりなものになってしまうんじゃないかと考えております。

なので、物理的には可能だったりするかもしれませんが。莫大な予算と長期的な工期を要すると思うんですが、可能かもしれませんが、実現は極めて困難と捉えておりますので、改めて、その辺り認識相違がないか一度伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 基本的にガイドライン、国が定めておる現C B B Sとの協議が優先ですんで、そちらとの協議の中で、会社を変えるということになると、それなりのリスクを伴うと思います。そういったところも含めて、慎重に

これから協議を進めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、まだ必ずしも一択になっているわけではないという方向性の考えはあると思うのですが、(6)に移ろうと思います。

実質的には、私としてはC B B Sに今後のI R U契約自体も担っていく必要があると考えるんですが、その場合に(6)です。

市としては、今後、光回線部分の民設民営方式への転換も含めた方針を定める必要があると、1月の総務文教常任委員会でも説明がありました。

民設民営方式に移行することについての市に対するメリット、デメリット、それぞれ伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

光ファイバ等、民間へ移行することによる市にとっての主なメリット、デメリットについては、次のように想定をしております。

まず、メリットとしては、維持管理の効率化と専門性の向上、2点目として市の財政負担の軽減、3点目として職員の負担軽減、などがあると考えております。

一方、デメリットについては、今後の検討課題も含めてですけども、不採算地域におけるサービス水準の維持、そして利用料金への影響、そして移行に伴う一時的な費用負担などが考えられます。

これらのデメリットについては、現在進める協議の中で譲渡条件として全域でのサービス維持、そして適切な料金水準の確保などを条件に盛り込むなど、市民生活に不利益が生じないよう十分に精査・対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (7)に移ります。光回線のケーブルや引込線部分において、民設民営方式への移行を目指す場合に、本市で取り組むべきことや課題について詳細を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

総務省のガイドラインに基づき、まずは市と事業者間における基本条件の協議・確認から着手をします。具体的には、譲渡対象となる設備の特定や老朽化状況を含む資料の確認、道路占用等に関する情報の共有など、民間移行の前提となる諸条件を整理してまいります。

その後、事業者の選定や議会への報告、関係機関との協議など、譲渡に向けた法的手続や事務作業を順次進めていく流れとなると思います。これらの詳細については、今後、事業者との協議を通じて決定をしてまいりたいと思います。また、想定される課題については、不採算地域のサービス維持、あるいは既存利用者への周知・合意形成など、多岐にわたるものと認識をしております。

これらについては、協議の過程で一つ一つ具体化し、市民生活に支障が生じないように着実に解決を図っていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 次の質問に移ります。2番です。

2028年のINS回線廃止に伴う本市の考え方について伺いたいと思います。

2028年の12月末で、NTTのINS回線（ISDN回線）が廃止されることが発表されています。INS回線というのは、固定電話の回線・ファクス回線としては今もなお活用されてまして、廃止に向けて、NTTのフレッツ光が導入されている地域におきましては、早い段階で光回線網に自動で切り替えていったりといった対応が行われておりますが、

(1) 番です。

本市の行政機関における、INS回線の導入本数、それから具体的な使用用途について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在 26 回線のINS回線を契約しております。これらの回線は主に電話の通話及びファクスの送受信などのために使用しているものです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 26回線、これ、もし番号を生かして、仮に、アナログ回線でそのまま引こうとすると、物理的に26本回線を市役所に引っ張り込んでこなさやいけないような大変難しい状況になるかと思うんですが、その辺り、その認識がまず合っているか伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 益田議員のおっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 一旦、(2)に移ります。本市でも、INS回線、中小企業や個人事

業主を中心に、安全通報装置とか、POSレジとか、エレベーターの監視、医療機器、古いファクス回線など、結構、様々な用途に利用されています。仮にNTTフレッツ光電話に移行できる地域であれば、比較的、現状と変わらない形でのサービス継続ができるんだと、NTTさんのほうに問い合わせた際にも、そういった回答がありました。

しかし、本市はNTTフレッツ光回線の未提供地域でありますので、今後、他社光回線などの別回線に移行するか、アナログ回線を利用するかといった状況になることが想定されます。

そうすると、他の自治体と比較した場合に安価で必要最低限のサービスが受けられていた状況というのが、市民側にとって維持されなくなつて不利なサービスに移るしかないというような状況が予想されるんですが、本市の今後の考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

益田議員御指摘のとおり、2028 年末のINSサービス終了に伴い、POSレジですとか、ファクスなどの利用が多い小規模事業者に影響が出ると言われています。その期日までにNTTフレッツのひかり電話などに移行する必要があります。

本市においては、CBBSがNTTフレッツのひかり電話とほぼ同等のサービスを提供していると聞いておりますので、関係者への十分な周知に配慮していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 CBBSは確かソフトバンクのケーブルラインを利用していたかと思いますが、その前に市内の事業者が何も変更せずともNTTのひかり電話の同等の機能が担保できるか、今のビジネスフォンがそのまま維持できるかという、また別問題になってくるかと思うんですが、例えば市内でのINS回線の契約者数とか該当事業者数って具体的に把握とかってされてるものでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そういった事業者の具体的な件数までは、把握をしておりません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今後、調査とかされる可能性ってありますでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 調査などをするようなことは、今は考えておりません。といいますのは、基本的には民間事業者のサービスの提供というふうなところだとい

うふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 他市と比べて大幅に不利益を被ることが予想される市内の事業者です  
よね、利用者の環境において、本市側で何らかのこういった補助とか対  
策とか、その辺りを行う御予定というのはございますでしょうか、伺い  
ます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 今のところは、そういった補助も考えておりません。というのは、先  
ほど、ほぼ同等のというふうに申し上げました。金額的には、ケーブル  
ラインのほうは1本で2つのサービス、例えばファクスと、それと通話と  
両方ともやるというのができないので、2回線引き込む必要があります。  
ただ、金額が通話のところは1本当たりが1,400円という、1,400幾らで  
すかね、そういったことで2本引き込みますと月当たり2,800円ぐらいの  
金額になります。

NTTのサービスが、NTTのほうはかなり細かく金額が設定してあ  
るので、どれと比べるかというのはあるんですが、おおむね2,200円程  
度というふうに今のところは思っております。

ですので、600円程度少し高いというふうなことにはなりますが、フ  
ァクスと、それと通信というのをかなえるというのは可能なんじゃない  
かというふうに今は考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 あんまり専門的なことで時間を使いたくないのであれなんですが、例  
えば電話番号が2番号あって、どちらでも着信受けたいとか、ビジネ  
スホンの利用って、本当に市役所が、今、番号何本もあって何回線も受  
けれるというような利用も今のINS回線って利用できたはずなんです  
よね。

さっきおっしゃられるように、2,200円と2,600円、2,800円の違いと  
かっていう事業者もあれば、当然、電話を複数同時に受けることが必要  
な事業者も一定数ある中で、いわゆる、そういった事業者に対して、ど  
のくらいまで市が具体的に把握されているのかというところをちょっと  
伺いたかったんですが、その辺り、今の解像度の部分をちょっと伺いた  
いなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 今おっしゃった複数の着信があったときに1つの番号で取れる形、い  
わゆる代表組というふうに言うところが多いかなと思うんですけど、そ  
れについてはケーブルラインでは対応ができません。

ただ、そういったことをやろうと思いますと、別のIP電話というサ

ービスを使えばというふうになって、これはインターネット契約が必要というふうになってきます。

代表電話を使う代表組をするような、要は着信が同時にどんどん取れる形じゃないと困りますよというふうな形の事業所というふうになると、恐らく、それぞれ事情は違うのでどうかなというのがありますが、5 名以上ぐらい従業員の方がおられて、どんどん電話がかかってくるのを裁かないといけない状態というふうなところになる、ある程度規模の大きいところというふうに言えるのではないかなというふうに考えます。

ですので、そういったところはインターネット契約をしていただいた上で、そういったほうに移行していただくというふうなところになるんじゃないかなと考えます。

ごくごく小さい規模のところについては、先ほどのケーブルラインで対応が可能となりますが、いずれにしても、今、安芸高田市のところで次のサービスでどういったものがあるかというのがしっかり周知できている状態ではないと思いますので、そこは先ほどの最初の市長の答弁でありましたように、周知のところについては協力をする必要があるかなというふうに考えています。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり本市での補助が行われない場合において、事業者はこの安芸高田市の立地等改善状況によって不利益を被る構図というのが、ある程度出てくるんじゃないかとは思ってます。ネットを使うとなれば、やっぱり金額も 2,000 円台では効きませんので、そういった辺りで、それからランニングコストだって毎月積み重なっていくわけなんで、こういった金銭補償というのが一律で難しい点は理解しています。

ただ、全て自己責任というのも厳しいなとは思うところで、だったら、せめて、先ほどおっしゃったように、今後の更新対応に迷われる市民の方に対して、市がこういう方だったらこういう手だてがあります、インターネット I P 電話を使ったらこういう方法がありますというのが、一度、広報だったり、ガイドだったり、そういった企画として、市として発信していくお考えが、しっかりと明確なものでなくても、大体の方向性でも結構ですが、そのお考えがあるかをまず伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 そういう行政的な都合でというところもありますんで、しっかりとその辺は市民に対して不利益を被らないように、広報等を通じてフォローしていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (3) 番に移ります。本市の行政機関で利用されている I N S 回線に

について、特に本数の多い電話回線の集約方法としては、I P 電話の活用だったり、デジタルP B X、この活用が想定されております。

デジタルP B Xというのは、庁舎内での内線電話を一括管理して代表番号の振り分けや転送等を行う電話交換システムのことです。これ設定次第では、職員のスマホを内線端末として扱って、市役所番号での発信・受信が個人端末でできたりだとか、外出先での転送を受けることなども機能自体は可能となっているシステムもあります。

本市の状況を鑑みますと、アナログ回線で 26 本、電話回線を引っ張ってくるよりかは、このデジタルP B Xの導入が最適なんじゃないかなと考えるんですが、市のお考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

I N S 回線の廃止に伴う大きないろんな課題が出てきます。先ほど益田議員がおっしゃってくれていたデジタルP B Xも検討課題の一つと思っております。

現在、支所では、このデジタルP B Xを導入しておりますので、将来を見通すとこれは有力な選択肢の一つであると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今後、例えば本庁でも進めていくとすれば、市役所内での所管部署はどこになるのか伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 財産管理課のほうが所管するようになると思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 この4月からD Xの推進のところも出てくると思うんですが、その所管も一部入るような形で捉えてよろしいでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

財産に関することなので、基本的には財産管理課になると思うんですけども、施設のことになりますんで、知恵とかそういった協議についてはD Xの推進課のほうもししっかりと協議に加わって、その構築をしていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

- 益 田 議 員 導入に関しては前向きと捉えさせていただいたんですが、具体的に参考になっている他市町の先進事例であるとか、現状想定できる範囲での具体的な構想、この辺り簡単に伺えますでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 現在、検討している段階でありまして、他市町についても、今から調査研究してまいりたいと思っております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 こういった進めていく上での具体的なスケジュール感などの想定があるのか、伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 2028年の12月末が I S D Nサービスの終了ということでございます。しかしながら、2027年の9月末をもって本市の現契約が終了いたします。それをもちますと、2026年9月ぐらいまでには方針を決定をいたしまして、プロポーザルを経て、2027年9月末を目途に契約の変更をしていきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 スケジュール感が、全体としての予定よりも早まる傾向になりそうで安心しております。(4)に移っていきます。  
災害時の通信体制の確保対策として、庁舎、消防庁舎の衛星通信とかデジタルP B X、この辺り財源区分も含めて設計していく必要があると考えているのですが、その上で、まず現状についてなんですが、(4)番です。現状、庁舎と消防庁舎、災害で公衆網が不通、使えなくなった、停電になった場合の外部との通信をどう確保しているのかを簡単に伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
停電時の対応としては、市役所及び消防本部には非常用発電機を備えております。これにより外部との通信機能を維持できる体制は整えているのが現状です。また、災害時に電話が混み合う事態については、警察、消防、自治体などの防災機関については優先的に発信できる災害時優先電話として設定をされております。  
地上回線が不通となった場合には、広島県総合行政通信網を活用し、衛星回線を通じて、県や国、他市町などの行政機関と通信することができるようになっております。加えて、衛星携帯電話を危機管理監及び消防本部に配備をし、外部との連絡が可能となっております。さらに、消防独自の通信網としては、消防救急デジタル無線を用いて、県内だけで

はなく、全国の消防機関や消防防災ヘリ、ドクターヘリと無線通信を行うことが可能となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今後、例えばINS回線が終了して、デジタルPBX等に移行した場合に、現状と違ってくる部分、これ庁舎も消防庁舎もそうなんですけど、違ってくる部分とか想定される状況があれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 現状と違ってしている想定部分というところは、現時点では想定ができておりません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 先般、ちょっと別のところになるかもしれませんが、総務委員会で議案第7号の審査がありました。過疎地域持続的発展計画ですね。こちらを見ますと、中身を見る限り、デジタルPBXとか衛星通信手段の確保についても、この過疎債とかの適用は可能なのかなというふうに判断したんですが、市としてのお考えはいかがかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 詳細は調べてみないといけないので、ちょっと今明言は難しいのですが、感覚的には庁舎内の運用部分というところになりますので、庁舎に関わる場所は起債が基本的には難しいというふうな取扱いになっております。

少し、そこは調べてみますが、今のお答えとしては少し難しいと考えていますというところです。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 例えば、では別のところでいくと、通信部分での保険を掛ける意味合いでいくと、庁舎と消防庁舎にこれ有線の今までの設備とは別に、例えばスターリンク等の据置き型の衛星通信とか、こういう工法を持つことも検討していけるのかなと思うんですが、この辺り、例えば場合によっては衛星通信とかだと緊防災のほうとかが使えたりするのかなと、部分的なものにはなるかと思うんですけど、こういったところの見解をちょっと伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 再質問が矢継ぎ早でちょっとついていけないような部分があるんですが、御指摘の部分は、今後、有利な起債財源等々あれば、今言われました衛星通信を使った部分で投資が必要なときに、有利な財源があれば

研究をしないといけないというのは認識しておりますので、今後の話ということになるかと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 逆に言うと、ではこのP B X、もし進めていくとなると、基本的には全部オール一般財源で考えられていたような想定でよろしかったのか伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 御指摘のとおり、今はそのような財源で想定をしておりました。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 そうなってくると、できれば少しでも有利な起債とかが使えるものであれば、やっぱり使っていただきたいというところがありますし、このP B Xの導入の目的を、電話更新ってちっちゃい枠で捉えるよりかは、D X推進も始まりますし、防災も含めた包括的なものをちょっとでもどこか取れるものがあれば取っていただきたいなとは思っていますので、そういった部分、年度内に設計 9 月までということで、2026 年のルール整備をして更新計画を滞りなく進めていけることが、今のスケジュール感では大丈夫かどうか、再度、御答弁いただきたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 次のシステムをどういうふうに構築するかというのは、P B Xというのは一つの今案でありまして、まだほかにもあるかもしれませんので、そこは検討しますけども、いずれにせよ、まずはしっかりと定めて停滞のないようにしたいと思っています。

その上で構築するシステムが決まれば、それに合った起債等がないかどうかも含めて、おのずから検討するようになると思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 先に聞くのを忘れておりました。デジタルP B X以外に、ほかの方法で課題解決する代替案というか、別の方法案、検討案があれば伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 現在、デジタルP B Xのほうが一番優先、最優良なんですけれども、現行のままを維持するということも視野には入れております。

ただ、デジタルP B Xに移行するものが一番本市にとっては有利なも

のではないかと、有効ではないかというふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 最優良であれば、ぜひ、その方向で進めていただければとは思っております。次の（５）に移りたいと思います。

現状、行政機関で利用されているお太助フォン端末について、台数と主な使用用途を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現状、行政機関で利用しておるお太助フォン端末については115台あります。主に市民の方からの連絡を受けたり、連絡を取ったりするための通信用に使っているのが主な用途です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 先ほど、市の固定電話回線について方針を伺っていったんですが、デジタルPBX、もし検討していく、導入していくとなった場合に、現在あるお太助フォン端末については幾らか一部更新を見合わせるといった考えが、市の中にあるお太助フォン端末ですね、これ見合わせる考えがあるのか、あるいは、もう全台端末更新を行っていく姿勢であるのか伺えますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 2026年度に更新をやっていくということで、改めて予算組みのときに各課のほうに意向など、使い道とかというのを調査をいたしました。

その結果、複数台数一つの部署に置いているものについては、台数を少し使用状況によって減らすというところがありました。

基本的には通信用というところで捉えておりましたので、市民の方の中にお太助フォンというものがあって、それで連絡をしてこられる可能性がある以上は、その連絡は受けられるように、今置いてあるところについては使用状況も見ながらですけども、基本的にはそこに支障がないようにというふうなことで考えています。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今までは9万円ほどの高い端末とタブレットに受話器をつける方法という負担があった中で、あとはスマホアプリもありますけども、高いほうの受話器つき端末はなくなった状態なんですけど、これ当初の案だと、高いほうの端末に市役所としては変えようとしてたのか、あるいはタブレット端末に受話器つけるだけで十分なものだったので、当初からタブレット端末に更新予定であったのか、その辺り経緯があれば伺いたいな

と思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 当初は、それぞれの利用状況によって受話器付きの機械を要望があったものもありましたし、ほとんどそういったところがないので、できるだけ安いのでというのが上がっていた部署もありました。

ただ、現状、予算については、画面と、あと電話、受話器を付けて通信が可能な形というふうなそのものと、それとアプリと、というふうに二択になりましたので、今はその安い一般のタブレットタイプのものということで予算を編成する予定にしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 分かりました。安価な端末更新になったようであれば安心しました。次の質問に移ります。大枠の3番です。本市のふるさと納税の状況と今後の対応について伺いたいと思います。

(1) 番で、ユーチューブでふるさと納税の応援として返礼品紹介の動画が公開されていると思います。動画の内容としては、事業者さんの生の声が届くような、素晴らしいコンテンツだと感じております。

運用から約1年が経過した現時点で、当初想定に対する進捗の評価、それから、今後の継続課題について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

ユーチューブでのふるさと納税返礼品の紹介動画については、中間事業者の変更に伴う配信中断期間以外は、月1本から2本の動画配信という当初の目標をおおむね達成することができたと思っております。

本動画は、つくり手の思いを拾った生の声とか、ふだん見ることができない製造工程を見ることができると特別感にこだわっており、本市の特産品の魅力をより深く身近なものとして伝える手段として有効に機能していると評価をしております。

一方で、今後の継続課題としては、もっと多くの人に見ていただくことと併せて、本市に親しみや共感をいただけるようにするための工夫が挙げられます。ショート動画を活用するなどして、多角的な本市の魅力を発信していきたいと考えています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 ユーチューブが出たんで再三申し上げておりますが、こういった魅力発信のコンテンツだけでも、コメント機能等の復活がさせられないか、ポジティブなコメントが返礼品発掘のこういった後押しになればと、ポ

ジティブな面での効果を考えているんですが、改めてお考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 前向きに検討します。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ぜひ、前向きな検討をお願いします。(2)に一旦移ります。

第3次総合計画基本計画及び第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略において、ふるさと納税の個人の目標数値、これ2028年に1万人到達を目標として掲げられていたように思います。

過去を見ますと、件数と金額について、これ西暦でいくのでホームページの公開の年度版と違うんですが、2020年9,084件、1億8,471万2,500円、2021年8,969件で金額は上がっています1億9,272万2,000円、2022年は9,555件で、金額が2億112万5,000円、2億円台に上がりました。2023年、風が吹いたというやつで2万2,904件、4億2,986万9,932円のかなり大規模な増額になっております。2024年に8,236件、金額としては1億6,801万4,100円で、去年2025年の1月から12月で見ると3,817件と、金額が9,501万1,500円と。

災害寄附は除くとして、これ実績値がホームページで公表されてます。2025年だけに絞ってみると、1億円をついに切ってしまったという状況になるんですが、一応人単位でのそれぞれの年での結果公表というのがホームページ上にはありませんでしたので、年度でなくて年単位で目標に掲げられている、それぞれのふるさと納税の人数を伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

益田議員が御覧になった第3次総合戦略案の資料の目標数値については、1万人ではなく1万件の誤りですので訂正をさせていただきます。

現状のシステムでは、ふるさと納税実績を人数で把握するのには時間がかかるため、継続的に目標数値をフォローするに当たっては、把握が容易である件数で行うこととしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 いわゆる1件と書くべきだったものが、当初の案のところで人で書かれていたという認識で捉えます。

僕は個人的には、その1万人の到達というのが純粋に1万件到達というよりかは目標として関係人口の拡大も見込んでいるんだと前向きに結

構捉えていたんですね。なので、人数で計るほうが具体的な件数よりもリピート率の向上だとか、指標を計測していく、要は件数よりも人数で見るほうが大きく取っていくぞという気概を感じていたんですが、そういった狙いでの表記ではなかったと捉えてよろしいでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 関係人口という点では、おっしゃるとおり人数の表記のほうがいいというふうには感じておりましたが、やはり毎年のフォローというところでは、件数のところのほうが負担感がそれほどないという形で続けやすいと考え、そのようにさせていただいております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 (3) 番に移ります。ふるさと納税（個人）の寄附件数の集計方法と目標設定の考え方について詳細を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
ふるさと納税（個人）の寄附件数の集計方法については、総務省へ報告する現況調査の考え方に基づいています。同一年度に同一の方から複数回の寄附をいただいた場合、例えば1人の方が3回寄附をされた場合については3件として集計をします。

2026年度の目標設定については、寄附目標額を2億円、目標件数を1万件と設定をしたところです。寄附目標額2億円の考え方については、2020年度から2024年度までの過去5年間のうち、突出をした規模の寄附をいただいた2023年度を除いた平均値が約1億8,500万円であり、それに努力目標として1,500万円を上乗せしたものです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 通告しとるんで、先に(4)に移ります。ふるさと納税のリピート率の集計ですとか、寄附後の来訪割合など、単純な件数にとどまらずに、その他の集計だったり、効果測定などが中で行われているのか、行われていれば具体的な数値も含めて伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
リピート率の集計については、総務省への報告数値とは別に、中間事業者のほうが集計するシステムで把握しております。

具体的に2025年度は約14%となっております。その他の効果測定については実施をしておりません。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 14%というのは、リピート率が 14%ということで捉えてよろしいでしょうか。一応、伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 中間事業者が集計するシステムで把握している 2025 年度のリピート率が 14%というふうになります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 (5) に移ります。先ほど目標額も額 2 億円、件数 1 万件で御提示いただいたんですが、今後の課題についてお考えがあれば伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本市のふるさと納税は一時的に風が吹いたという分で 4 億円を超える寄附があった実績があるにもかかわらず、その後、以前の寄附額のレベルも大きく割り込み、低迷したままになっていることが課題と認識をしております。  
この状況を改善するため、今年度、プロポーザルにより新たな中間事業者を選定をしたところ です。その後、中間事業者と協議を重ね、目標額 2 億円の達成に向け、以下 3 点を柱として戦略的に取り組んでいこうとしております。
- 第 1 に品ぞろえの強化。人気の高い鶏肉、あるいはお米の定期便などの利用者のニーズに合わせて、きめ細かい対応を強化してまいりたいと思います。今回、受託した中間事業者が安芸高田市内に拠点を置くことで、返礼品事業者の繁忙期には商品包装や発送手続を代行する仕組みをつくるのが可能となります。また、これまでふるさと納税返礼品に取り組んでいなかったお米や野菜の生産農家もきめ細かくフォローすることができ、返礼品の供給体制を強化することができると考えています。
- 第 2 に広告投資と価格競争力の強化です。このたび、中間事業者の切り替えにより以前よりコストを削減することができました。この削減分を原資として、人気商品の価格競争力を高めるとともに、これまで十分に行うことができなかったインターネット広告等を活用し寄附獲得を図ってまいりたいと思います。
- 第 3 に体験型商品・観光コンテンツの強化です。現地決済システム「ココふる」を導入し、ゴルフ場や宿泊施設での利用を促進するほか、神楽鑑賞や農業体験をパッケージ化した観光コンテンツを提供することで、本市ならではの魅力を伝える新しい商品群が加わってまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 今の3本の柱をお伺いしました。広告の効果のところ、ちょっとインターネット広告を打ってすぐにいけるようになるのか、ちょっと疑問があったんですが、具体的にここの部分をもう少し深掘りしたいんですが、具体的に何をして、2億円、1万件に届かせるような、このロードマップがあるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 2億円に向けてというところでいきますと、一番増やしていくべき部分というところで事業者と話をしているのは、品ぞろえの強化の部分というところになります。その目標とする部分の半分以上が、こちらで何とか達成したいというふうに考えているところです。

広告のところについては、増やしていくべき部分の15%程度を広告で何とかやっ払いこうというふうなところで考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 すると、3つの柱で体験型商品が残りの35%ほどの増額分みたいなイメージで捉えてよいのか、第1の品ぞろえ強化が半分ほどの目標達成で、広告が15%とおっしゃられたんで、体験型でそこまで割りを食っていけるのかというのが、また質問したいんですが、伺えますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 それ以外に、その3つ以外にも、ちょっと少しお話として挙げてはなかったんですが、全般的な部分でデジタル戦略の最適化というところを挙げております。

これは、例えば写真の見栄えを上げていく形で、そのアクセスがしっかりできていくようにするだとか、あとは情報が載ってくるところの、できるだけ皆さんに検索で、引っかけるといって何ていう言葉がいいのか分からないんですけど、検索でうまくそのワードを拾ってもらえるようなタイトルのつけ方をどうするかだとか、そういったECサイトでのノウハウをしっかりとここに入れていくというふうな部分があります。

これが15%程度ありますので、その体験型のところは最初のうちは少し小さいかもしれませんが、しっかりと上げていきたいというのが意図でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 さっきおっしゃられた、いわゆるネット検索に上がる部分ですよ、一昔前だったらSEO対策とか言ってたと思うんですが、今はもう多分AIがどんだけ拾ってくれてみたいな時代に入ってきてるのかなという

ところで考えています。

例えば、SNSだとAIが拾ってくる情報の中でYouTubeの割合が結構大きかったと。2番目に確かnoteが割と多めだったのかなというところで、結構、このnoteの活用という部分が一つ、今の安芸高田市でのちょっとまだ手をつけてない部分であり、かつ今後、少し勉強していけば対策が取っていける、他の自治体と比べてまだちょっと先に行けそうな可能性を若干見たんですが、この辺りの活用、今後検討されていくお考えがあるかを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 おっしゃられるnoteについても、先ほどの動画が、作り手の気持ちだとかをしっかりと打ち出していくというふうなところに気を配っておりますのでnoteとも親和性が高いと思います。そういったところも考えていきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今の課題解決に向けても、一つ、今の御答弁と、そうは言っても2025年のこの結果を受けて、1回だけなんでちょっと非常に勇気のある提案をしてみたいかなと思うんですが、2024年の年末、12月31日に前市長がユーチューブ配信されてたのを見てました。

どうやら安芸高田市で、ふるさと納税が落ちてるんだというところで、もし僕が今市長だったら簡単ですと、石丸伸二にお願いに行きますと、ふるさと納税のCM出てくださいって言いますとのことでした。加えて、それは絶対ただで受けるしと、受けますよと、それ今まで自分が応援してたんだから何ぼでも出ますよと。使えるものは全部使って、それで市を守っていく覚悟が、気概が要するということでした。

この言葉をそのまま受け取ってしまえば、無償でPRに活用できる素材になってるんじゃないかなと安易に考えてしまうんですが、やはり、ここまで上がってきた部分の安芸高田市のふるさと納税からの下降の現状、件数が大幅に減って3,817件だと。金額も過去5年での最低数値で1億円を下回りましたと。

この結果に対して非常に思うのは、もう何か施策を打って現状以下になることというのは考えづらいんじゃないかと思っているんです。属人的な一時的なものになるかもしれないんですが、一つそういった市のPRの要望、何らかの要望だけでも出してみる、使えるものは何でも使っていくと、こういったお考えがあるかどうか、一度だけ伺いたいと思います。率直なお考えで結構です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

属人的なところで、ふるさと納税が進むのかどうかというのも含め

て、慎重に考えたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 検討ということで受け止めました。

もう、あえて、これ以上追及しませんが、それはそれとして、市単独での施策というのはこれはしっかり考えていく必要があるんだと思ってます。では、どうすればいいんだろうといろいろ考えてみるんですが、例えば先ほど質問しました安芸高田ふるさとチャンネルの概要欄ですね、ふるさと納税のURL、アドレスが掲載されていたかと思います。

ただ、どの動画見ても、市のふるさと納税のトップページに飛ぶのみになっているのが現状かなと見てまして、せっかく個別の商品とか提供元を紹介してるわけなんで、画一的に全部をトップページへリンク飛ばすんじゃなくて、もう即座にこの商品を欲しいなと思ったら応募できるとか、そういったURLに個別で飛ぶなどの配慮があれば、実際の寄附までの導線が少しでもスムーズになって、少しでも追加で販促効果、PR効果というのが見込まれるんじゃないかなと考えたんですが、この辺りお考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そういったことも検討する必要がある部分だなというふうに考えます。担当とよく協議をしてみます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 もう一つ、URL、リンク概要欄に貼られてますけども、こういったところからのアクセス数の集計というのは現状取られているか、あれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 現状、その数字は持ち合わせていない状況です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 これアクセス数の解析というのは、この企画の効果測定に関わる極めて重要な指標じゃないかなと捉えてるんですが、取ってないんであれば、なぜやらないのかをちょっと伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そこは認識が足りない部分といえば、そういったことかもしれません。今後、そういったことも検討していきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員      おっしゃるとおりで、先ほども動画の上げていくスパンだったりとか、本数についての目標達成というのはできたというところはあったと思うんですけど、もちろん再生回数が伸びて、そこからリンクに飛んでという副産物的なものになってしまうかもしれないんですが、ただ、そういったところもやっぱり動画をただ出すだけではなくて、この動画からふるさと納税につながっていくみたいなのところまで、しっかり筋道立てて企画をしていただけると非常に少しでもふるさと納税額のアップにつながるんじゃないかなと思うので、ぜひ期待をしております。

例えば、トップページを見ると、安芸高田市ふるさと納税で検索しますと、一応、ふるさと納税で安芸高田市を応援してくださいというお願いのところからページが始まっていくんですけど、結構伸びている他市町を見ると、もう、すぐに先ほどおっしゃられた写真の部分だったりとか、お勧め返礼品のピックアップが出てきたりだとか、この部門で1位取ってますみたいなのが何かしら日本一みたいなのが出てきたり非常にいいなと目を引くものがあるんですけど、やっぱり、そういう目玉となる返礼品とかで目を引きつけて、そこから寄附につながっていくみたいな構図が多いようです。

購買心理としても、やっぱり自治体側のもちろんふるさと納税をしてくださいという要望をすごく同感なんですけど、それよりもやっぱりここに寄附したい、ここの商品がいいという、寄附者側のニーズ喚起にもっと力を入れていくことが重要なのかなと考えているんですけど、その辺りお考えが共有できているか伺います。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長      寄附をしっかりと取っていく、返礼品で魅力をしっかり見せていくというふうな目線での発信には、おっしゃるとおり少しできていない部分があるかと思います。そういったところも、リンクの貼り方もしっかりと取っていける形というのをつくっていきたいと思います。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員      もう一点、過去の議会で同僚議員から、不適切飼育猫に関する広報だとか対策に係る適切な支援について、ふるさと納税の利用、利活用ができないかという質問があったかと思います。

その後、何度か自身も質疑する中で、答弁の方向性としては、制度自体に加えられるかも含めて、項目に加えられるかも含めて勉強中で、新年度予算審議のタイミング辺りで考えが出せればなという趣旨の答弁があったかなと理解してます。

今、安芸高田市には子供の笑顔があふれるふるさとづくり事業に始まって、市長お任せ事業もあれば、サッカー公園の整備プロジェクトなども7事業、今活用用途があるんですけど、やっぱり用途が明確な事業のほうが寄附割合が高いんじゃないかという傾向もあったりして、うまく活

用すれば、これも寄附件数の増とか寄附額の向上につながると考えていますが、改めて、明確にこの使用用途の部分にこういう動物愛護関連の取組を加えていくことができないのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 ふるさと納税の使い道というところで行きますと、まずは、そこが市にとって強力に進めていく、その項目、ある程度、要はその事業費がそこに予算としてあるということがポイントの一つになります。

あとは、もちろん少額であっても世の中に必要と皆さんに応援していただけるようなということで、少額でもそういう皆さんに応援してもらおうその寄附とか、そういうのがなじむというふうな部分というのがあるというのは、それはそのとおりです。

金額的なところで行きますと、動物の適切飼養というところで行くと、それほどまだ大きい金額ではありません。世の中の方に応援していただくというふうなことでいくと、それ以外のところも数多く、そういうことで事業として挙げていくべきものというのは幾つかあると思います。

そこについては、ふるさと納税を充てるかどうかというふうなことについては、例えば市としてそこに皆さんから寄附をいただくにふさわしいものかどうかというふうな、検討会的なそういう場というのが必要かなというのを考えてまして、それを昨年検討していきたいというのは、その協議会の形をどう持つか、そこで協議していくためにどういう呼びかけをするとか、そういったことが検討が必要だというふうに申し上げたものでした。

現状、まだ、その協議会をどのように立ち上げるというところまではまだ準備ができておりませんが、そこは必要なことだと思っておりますので進めていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 具体的に、その協議会を立ち上げる目標のスケジュール感などがあれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 2026年度の新年度予算でその協議会の委員報酬を予算化しております。ですので、今年度立ち上げることで考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (6)に移ります。他市町を見ますと、ふるさと納税返礼品開発等支援補助金を活用している自治体が幾つか見られます。

安芸高田市の場合は一括代行委託部分に新たな返礼品の開発・拡充や、返礼品提供事業所の支援が組み込まれた設計だとは理解しているんですが、一体化している理由とメリットについて、本市の考え方を伺いたい

と思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本市のふるさと納税については、先ほど申し上げたように低迷してるというのが大きな課題だと思っております。まずは既存の返礼品を利用者のニーズに合わせてきめ細かい対応をすること、PRに力を入れることを中心に捉えて取り組もうとしております。

新たな返礼品の品ぞろえ強化については、これまで返礼品に取り組んでいなかった事業者を細かくフォローすることで、裾野を広げることからまず取り組んでいこうと考えています。

なお、新たにふるさと納税返礼品の開発を目的とした補助金制度をつくるに当たっては、その補助金部分についても国が定める経費率の枠の中に収める必要がありますので、そのことにも留意をして進める必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 もちろん行政として市内の今までの事業所さんも、もちろん画一的に扱うことは必要だと思うんですが、一方で過去答弁にもあったように、鶏肉以外で第2第3の主力の返礼品をつくっていかないといけない、開発していかないといけないというところになると、ある種とがったような戦略も必要になるんじゃないかなと個人的には思って、それこそ県内、中四国、全国で1番を取るような、とがったものをつくっていくためには、やっぱりこういう支援補助金なども必要になってくるのかなと考えているんですが、将来的に例えばふるさと納税制度全体が下火になった際には、このふるさと納税自体なくなってしまうので、そういった意味では返礼品開発で何か安芸高田市にブランド力、商品だったり、物が残れば、それ自体は今後も観光などの次の分野にも生きていくものにはなると思ってます。

こういう安芸高田市で何かナンバー1を獲るような、ブランドとして残るような商品開発に取り組んでいくことが極めて重要なと考えているんですが、再度、ふるさと納税返礼品開発と支援補助金について、本市での具体的な考えが、進めていこうとかがあれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 まず、ふるさと納税の経費率50%以内に納めないといけないというところがありまして、まずは、その金額を既存の商品でしっかり上げていくとか、あとは広告の部分も打っていくというふうなことを申し上げました。

そこでしっかりとお客さんをつくっていくことが進みましたら、そういった開発というのにも考える必要があるかなというふうに考えます。す

ぐにというところは、今は考えていないという答えになります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 経費率の考えというのは、いわゆる市に入るものが 50%以上ないといけないという考え方になってくるのでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そうです。50%以内で返礼品の金額と、あと送料と、それから開発の補助金なども、そういった経費率の中に含まれるというふうなことになります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 分かりました。要は商品開発にそういう補助金を充てようとしても、そこも含めて原価のところに入ってくるんでなかなか難しいのかなという理解をしたんですが、例えば同僚議員の一般質問でも先日ありましたけども、サンフレの利活用ですよね、市のブランド化について触れたものがあつたように思います。

例えば、その中で、たかたんとサンフレのコラボグッズが今あるんだけど、もう少し広くに利活用できればというような答弁もあつたかと思うんですが、例えば返礼品での原価競争って、おっしゃるとおり、かなり厳しくなっているんで、そこで新商品を開発していくような主戦場に置くよりかは、例えばユース世代とかジュニアユース世代の寄せ書きサインみたいなものを、ちょっと、たかたんに書いてもらったりして、これ数量限定でもいいんで、返礼品として青田買いじゃないですけど、高価なもので出せれば、ある意味サインと違って原価率がすごい低いものだと思ってますんで、そういったところ割合多くを安芸高田市に還元できて補助金の利活用とかができるのかなと考えたりしたんですが、そういったサンフレユース、ジュニアユース、サンフレの大本も含めて協力を仰ぐ形で、返礼品開発等が付加価値を生むような連携ができないか伺いたいと思います。

この項目、これで最後の質問です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そういったところも、サンフレの協力というところはございますけれども、相談をしてよりよいことにつなげていきたいというふうに考えます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 次の質問に移ります。4 番です。本市の観光について伺います。

前回、定例会の一般質問にて観光振興計画の策定の提案をさせていただきまして、今回、予算計上されていると思います。御提案を受け入れ

ていただき恐縮ではございますが、やっぱりチェックは必要だと思うんで質問させていただきます。

(1) 番で、今年度予算で観光振興計画策定の予算として 300 万円を計上されていますが、観光振興計画を策定する場合、具体的な計画期間の構想を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
計画期間については、2026 年度から 2030 年度の 5 年間を想定をしております。この計画では目標値の達成を目指すことはもちろんですけども、10 年 20 年先を見据えた観光施設の在り方も踏まえて全体像を盛り込んでいきたいと考えています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 (2) 番です。第 3 次基本計画と第 3 次総合戦略において、観光部門や関係人口に対する主要の K P I で、観光客数、ホームページアクセス数、県外客の割合、宿泊客数、ふるさと納税の寄附件数など、現況値以上の数字が挙げられていると思います。

観光振興計画策定の際には、上記の主要 K P I 達成を目指すための中間的・具体的な K P I を示して P D C A サイクルを回す方針か、あるいは別の指標体系を新たに作成、設定していく方針か、現時点での考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
第 3 次総合計画や総合戦略では、K P I 指標を設定しております。観光振興計画についても、これら等をしっかり連動させながら目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えています。また、P D C A は効果的な指標体系の一つとして捉えていますけども、具体的な方針はこれから整理していく段階です。

観光は社会情勢の変化に大きく左右される分野でもありますので、そのため計画数値についても評価と改善を随時行える体制を整えることが必要であると考えています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 (3) 番に移ります。観光客数の集計方法と目標設定の考え方について、詳細を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。  
観光客数の集計については、広島県のほうが実施をしております広島県観光統計調査を活用しています。主要な観光施設を対象に四半期ごとに調査が行われておるものです。  
観光客数の目標設定についても、この統計調査の数値を基に設定を考えております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 この観光客数の集計方法について、ちょっとだけ疑問がありまして、令和元年が安芸高田市は177万、その後、翌年の三矢の里あきたかた、道の駅の開業で令和2年から観光客数が200万人を超えている状況です。  
一方、三次とか庄原は同じデータで見ると、令和元年、三次は347万、庄原256万とあったのが、翌年、令和2年度はコロナで減少して、いまだ三次も庄原も200万人程度でとどまっているという、ちょっと逆行してる線になってるんですが、これ安芸高田市だけコロナに逆行して、しっかり観光客数が伸びていると、単純に喜んで捉えていいのか、ほかの市町と比較したときに、何か集計している数字とか集計方法にばらつきがあるのか、その辺り分かればお考えを伺いたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 大きな変化としては、道の駅が開業したということで、今まではその数値が入ってなかったものが入ってきたというところが大きな伸びになっていると思います。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 道の駅の集計って、どのように取られているんでしょうか、伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 カウンターのほうで集計をしておるということでございます。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 (4)番です。ホームページのアクセス数の集計方法、目標設定の考え方について詳細を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
ホームページのアクセス数の集計方法については、道の駅三矢の里あきたかたのホームページ観光ナビにおけるアクセス数の数値となります。目標設定はアクセスデータを基に設定を考えています。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 ホームページのプレビューの数について、ユニーク数で置くのか、単純なプレビュー回数で測るのか、非常に気になっています。
- 1 人が何回もアクセス状況を集計するのか、集計から除外して本当に、では、ユニークは何人がアクセスしたのかを集計するのは、イメージも目的も変わってくるんじゃないかと理解してるんですが、この点を伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 現在はページビューの数値のほうを測っておりますので、そちらになっております。これからのところなんですけども、そこらを参考にしながら、これから目標設定のほうをさせていただくようになると思います。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 (5) 番です。県外客の割合の集計方法と目標設定の考え方について、詳細を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
県外客数の集計についても、広島県が実施している広島県観光統計調査を活用しています。
- 主要な観光施設を対象に四半期ごとに調査が行われていますので、県外客数の目標設定についても、この統計調査の数値を基に設定を考えています。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 (6) 番に移ります。宿泊者数の集計方法と目標設定の考え方について、詳細を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
これも宿泊数の集計方法も同じく広島県観光統計調査を活用します。宿泊者数の目標設定も、この統計調査の数値を基に設定を考えています。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 この目標設定については、単に宿泊者数って数を追うよりかは、客単

価だったり、宿泊など、旅費の総額だったりとかも想定した上で、この9,500人というのが出ているのか、そうではないのか、気になったんですが、その辺りのお考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 現在の数字は、3年間の宿泊数の平均ぐらいの形で設定をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 この(2)から(6)まで一とおりに踏まえていきますと、総合戦略は1万人が1回訪れるまちじゃなくて、100人が100回また訪れたいというまちづくりを推進とあります。ここの柱を担うのが観光分野であって、そこを強化していくための観光振興計画じゃないかと捉えているんですが、やっぱり、せっかく策定していくんであれば、絵に描いた餅にならないために、総合計画や総合戦略よりも踏み込んだ目標設定というのをぜひお願いしたいなど。具体的なKPIの指標作成とPDCAサイクルをしっかりと回していくチェック体制、これ必須になろうと考えるんですが、その辺り、改めて考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 その辺も、もちろんなんですけども、最初、市長の答弁にもございましたけれども、観光施設10年後20年後どうしていくか、その在り方についても、そこらをちょっとしっかりと論議していきたいという考えでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (7)番です。訪問型の関係人口にとどまらず、非訪問型の関係人口の創出方法として、NFTやECサイトを利用した公式グッズの展開について過去に質問・提案をいたしまして、執行部より検討すると答弁がありました。現在の検討状況について進捗を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

NFTを利用したデジタル住民票の新たな活用策については検討が進んでいません。引き続き、検討を進めていきたいと考えています。

ECサイトを利用した公式グッズの展開については、令和7年第3回定例会で、市が直接販売するのではなく、道の駅三矢の里あきたかたを中心に販売したほうが良いと考えると答弁をいたしました。また、道の駅SUZURIを活用する可能性については、一般質問の後、担当課で

道の駅と協議を進めております。

現在、ネット注文では道の駅が発送時に一筆を添える取組を行っており、これが道の駅のファンづくりにもつながっていると思っております。今後も、この取組を続けていきたいという回答を受けているところです。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 N F Tについては検討・進捗が止まっている理由、やらない理由を伺えますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 なかなか参考にするところも少ない状態があるのと、やはり我々に少し知識がまだ足りない部分があるというのが正直なところです。

来年度、D X推進課のところが設立されるので、そのD X推進課を窓口を検討のほうは少し進めていけるかなというふうに思っているところです。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 D XとN F Tがちょっと毛色が違うように思うんですが、あと 10 秒もないので、これにて一般質問を終了させていただきます。

○石 飛 議 長 以上で、益田議員の質問を終わります。  
ここで、13 時 30 分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0 時 3 0 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので発言を許可します。  
9 番 山根議員。

○山 根 議 員 9 番 山根温子でございます。通告に基づいて、3 点、ごみ処理に関することについて伺います。

まず、一番目にいたしまして、今後の可燃ごみに関する広域処理の方向性について伺います。

昨年、2025 年 6 月、安芸高田市、北広島町は三次市と可燃ごみを広域処理することで合意いたしました。その後、13 日の全員協議会において、今後のごみ処理における広域化の検討状況について報告をされました。

現在、単独処理をしている三次市の三次環境クリーンセンターと、安芸高田市と北広島町でつくる芸北広域環境施設組合の芸北広域きれいセンター、以下、きれいセンターと申し上げますが、ともに稼働から 29 年以上経過して老朽化する中、3 市町は 2024 年から検討の結果、単独

処理を継続するより、整備費が低く抑えられ焼却の維持費も経済的などのメリットがあるとして、新たな焼却施設と中継施設を整備する計画を挙げ、2034年度の供用開始見込みとされております。

(1) 基本的な合意事項に基づいて進めておられますが、その後、現在までの進捗状況を伺います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      山根議員の御質問にお答えいたします。

三次市、北広島町、安芸高田市で広域処理を行うことについては、昨年の6月の市議会全員協議会で報告をさせていただいたところです。

三次市と一緒にごみ処理を行うことで、芸北広域環境施設組合で行う場合よりも本市の負担金が軽減するというところで、現在、検討を行っております。基本的合意事項として、ごみの共同処理の内容及びその実施のための検討項目を定めています。共同処理の内容としては、可燃ごみの処理として、その処理施設や中継施設、中継施設と処理施設間の運搬について、共同で行うという内容です。その実施のための検討項目として、建設場所をどこにするか、どのような施設にするか、というものがあります。この点について、現在、協議を進めている状況です。

ごみ処理は、市民の皆さんにとって1日たりとも欠くことのできないものです。継続可能で、安定した処理が実施できるよう慎重に検討をしている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員      慎重に検討されているとのこと、今回、各整備地の場所を含め、2025年度から2026年度に選定見込みとありましたので、今回お聞きいたしましたところです。広域処理に関してのことですので、合意の後、報告がなされることと受け止めます。

次に参ります。生ごみ減量化の方向性について、学校給食との連動について伺います。

学校給食においても、生ごみの問題は食べ残しや調理過程で廃棄される食品ロスとして挙がっております。児童1人当たり年間約17キログラムの食品廃棄物が発生し、その約4割は食べ残しが占めており、好き嫌いや量の多さが主な原因とも言われております。

この生ごみ、食品ロスへの対策として、近隣市町では、学校給食センターの新築に当たり、設計等を進める中で食品残渣発酵分解装置なるものの提案を受けて、さらに課題となっていた生ごみの減量化対策から給食センターへの分解装置というものの設置を決定されたとのこと。全国でも学校の食品ロス、給食の食べ残しや調理くずのことですが、これへの対策にコンポストボックスを設置し、堆肥化させ野菜の肥料とするなど、様々な対策をされております。

(1)市における給食残渣、野菜くずや食べ残しの現在の処理方法について教育長に伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪掛教育長 現在の給食の残渣は、市内の廃棄物処理業者に運搬・処理業務の委託を行い、事業系の一般廃棄物として、きれいセンターに搬入後、焼却処分を行っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 (2)に参ります。給食残渣の減量化・堆肥化の可能性について、市として調査・検討を考えておられるのか、教育長に伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪掛教育長 食品残渣の減量化につきましては、給食センター及び各学校において継続的に取組を行っております。

残渣の堆肥化は資源循環型社会の構築に向けた有効な手段の一つであると考えており、導入している北広島町の給食センターを視察し調査を行ったところです。

しかしながら、処理費用に対し設備の導入及び維持管理にかかるコストが非常に高額になること、また分別作業等に手間を要することなどから、幾つか課題が存在をしております。

したがって、現時点で即時の導入については難しいというふうに判断をしているところでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 北広島のほうを見られたということで、私も見せていただきました。これを本市でやるには、かなりコストがかかることは大きな問題だなどは受け止めております。それだからこそ、今後について、しっかりと協議をしていただきたい。

子供たちがどうして残すのかというところにも、やはり、ほかの自治体でもいろいろ協議をされ、子供たちに話をしたり、子供たちが食べられるように切り方を変えたり、そういうこともいろいろされてるところがありますので参考にしてくださって、少しでも子供たちが自ら食べなくなる要は流れをつくっていければと思います、お願いいたします。

次に参ります。(3)給食以外にも生ごみの減量化が課題になっていると聞きますが、どのようなものが課題で、どういう対応が求められているのか市長に伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
芸北広域きれいセンターの分析結果によると、家庭から排出される

燃えるごみの45%が生ごみであるとの報告があります。

ごみの減量化には生ごみの資源化が不可欠であり、本市の竹チップを利用したコンポストバックの普及活動や、多量排出事業者へ食品残渣リサイクル業者の利用を依頼してきたところですが、あまり進んでいないというのが状況です。

市民の方、事業者の方に対し、生ごみの資源化をどのように浸透させていくべきかが課題となっていると認識をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 市長が言われることも本当にそのとおりであるんですけど、その解決法がなかなかでてこないというところがございますので、これからちょっとその解決に向けて、課題解決への方法を私として一つ提案させていただくことがあります。

その前に、燃えるごみについての現状も芸北広域環境施設組合の令和6年度の行政報告書から、市長は御存じとは思いますが、少しお話ができたかと思います。

きれいセンターにおいては、燃えるごみの中でも、ここ数年は紙や布類の割合が減少し、厨芥類、これは食べ物のくずや生ごみのことというのですが、これが増加していると。生ごみ等の厨芥類については、家庭でのコンポスト化を進めていくことが求められているとのことでした。

燃えるごみにおいては、きれいセンターにおけるごみ処理量の推移を見ると、燃えるごみは近年、年間ほぼ1万トン。また不燃、また粗大ごみ等は2,000トン弱だと、推移していると言われております。燃えるごみの量がどんなに多いかが分かります。

ごみ処理量が多いと、さらに処理手数料に影響します。処理手数料も多くなります。令和6年度の燃えるごみのごみ処理手数料は約1億2,000万円。これは本市だけではなく、二つの、本市と北広島町一緒ですが、燃えないごみなどは約2,000万円。燃えるごみは燃えないごみの6倍の処理手数料がかかっているとのこと。また、きれいセンターがまとめた燃えるごみの内訳では、厨芥類、先ほど申しあげました食べ物のくずなどが38%、そして驚くのが手つかずの食品、買ったにしても封も開けずにそのまま捨てられている、そういうものが7%、つまり、合わせて45%、先ほど市長も言われましたけど、45%が生ごみで、あとの半分が古紙類や紙やプラスチック製の容器包装、または木切などということでした。

生ごみはコンポストで堆肥にすることで、ごみ処理費用を回避して資源に循環することができます。安芸高田市において、本当にこのごみの分別ができれば、ごみ処理コストの削減と環境負荷の低減という大きなメリットが期待できるものです。

市のごみ処理コストが大幅に本当に削減されれば、財政の改善にもな

り、施設への負荷の軽減、さらには住民にとっても経済的にメリットがあります。ごみ袋代の節約や資源ごみへの転換、また具体的な分別徹底による影響も大きく、生ごみの減少で不適物の混入の低下ができます。燃えないごみの中に燃えるごみが入ってたり、そういうことが少しでも少なくなる。地域環境の向上などにも貢献できるというようにあります。

そういう中で、ナッジという、この分別や減量行動を促すために、人の動きに影響を与える方法が使われ始めております。これをナッジと言うそうですが、そつと後ろから後押しする工夫によって効果が示されているそうです。

私も初めて知ったことなんですけれども、宮城県の南三陸町の場合をお示ししますと、この町は可燃ごみの処理施設を持たず、近隣自治体に年間4,200万円の処理費用を支払っているそうです。この4,200万円という大きな損失と町が背負っている事実を盛り込んだポスター、ポスターをつくられたんですね、この4,200万円、こんな大きな損失を町が背負っているという。このポスターのデザインにそういうことが書かれており、それを住民に提示されました。

生ごみを分別して可燃ごみの量を減らす行動を促すことによって、環境負荷低減と資源循環の促進に大きな効果を示すことができたそうです。これが検証された結果、1週間当たりの生ごみ再資源化量が14.68%増加したことが、その証拠です。そして、それによって、2023年度ベストナッジ賞というものがあるんですね、環境大臣賞を受賞されております。

現在のきれいセンターの情報はどうかという、広報あきたかた、また議会だより、そして、きれいセンターに来られた方々などに見ていただいているんですが、このナッジの提供方法があれば、また変えられるのではないかと、このナッジのやり方を具体的に説明してありましたので申し上げますが、可燃ごみ袋を販売している棚に、その介入ポスター、ポスターがつくられてますけど、その介入ポスターを提示され、実際の状況を住民に提示することで可燃ごみ量を減らす行動を促したそうです。焼却費やCO<sub>2</sub>排出量を減らすことにつながったそうであります。

ここまでされた町もあるということですが、こういうことで小さいことではありますけれども、市民の方々に、住民の方々に知っていただくということが一番大事だということ、それも押しつけではなく、自然にこういうことなんだ、本当にこういうことが私たちを縛っているというか、自分たちが変えることによって変わっていけるという気持ちを持っていただく、そういう流れでございますが、このような方法について市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほども答弁しましたように、生ごみの資源化をどう浸透させていくかということと含めて、ごみの減量化に対して、このナッジという取組

が効果があったという南三陸町の紹介をいただきました。

当然、そういった周知もしていった市民の皆さんの意識を変えていくということは大切なことだと思いますので、きれいセンターのほうとも、北広島町とも組合を運営してますので、相談しながら、こういった例もあるよということを紹介をしてみたいなというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 市民の方々にしっかりと現状を把握していただく、そういうことがあれば、皆さん方もしっかりと自分たちがやっていることによって、市の負担、皆さんが出されているわけですから、その経費になるものについても、そこのところをこれから変えていくということは市が関わるべきことではありますので、これを機会にいろんな形で解決に向けて動いている自治体がありますから、そこのところをしっかりと受け止めて動いていただきたいと思います。

3 番に参ります。紙おむつ対策についてです。

使用済み紙おむつのごみ処理は、高齢化に伴う使用量増加と焼却時の環境負荷がこれからの社会問題とされています。国内においても、民間企業や自治体が連携した取組が進んでおります。以下、(1)、(2)の本市の現状を伺い、今後の市の紙おむつ対策について伺います。

ここで申し訳ございません。不要な文言が2か所に入っておりますので、削除し訂正させていただきます。

まず(1)の質問の1行目、資源化量に占める使用済み紙おむつ、この次の排出量(資源化量)、この部分を削除してください。また、その次の(2)の質問の1行目、年間の使用済み紙おむつ、この後の排出量(資源化量)のこの部分、まず同じ文章なんですけど、この部分の削除をお願いいたします。確認ができておらずお手数をおかけします、よろしくをお願いいたします。

では、(1)入ります。資源化量に占める使用済み紙おむつのここ数年の動きについて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

芸北広域環境施設組合が毎年度策定をします行政報告書に記載の紙おむつの過去3年間の資源化量については、2022年度、約41トン、2023年度、約19トン、2024年度、約58トンです。年度によって資源化量にばらつきがありますが、増加の傾向にあるものと捉えています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 資源化量、どんどんと増えていって、また今後についても高齢化社会

ですので、これは増えていくようになると思います。

次に参ります。(2) 年間の使用済み紙おむつをどのように処理されているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

紙おむつについては、全て芸北広域きれいセンターのほうで焼却処理をしております。しかしながら、一部分別されて持ち込まれた介護施設からの紙おむつについては、芸北広域環境施設組合の一般廃棄物処理実施計画に沿って、同センターで選別保管した後、資源化業者で炭化しリサイクルをしているという状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 なかなか、こういうものも処理というのがかなり難しいところがあると思います。この使用済みの紙おむつについては、今本当に自治体も加わりながら、新たな解決策というか、リサイクル策を考えられております。

(3) に参ります。資源循環型社会に向けた民間企業と自治体が連携した取組が進められております。企業の連携事例としては、使用済み紙おむつのリサイクル、これ2社が関わって別々に違ったやり方を進めていらっしやいます。

1 つはユニ・チャームがやっている使用済み紙おむつのリサイクルです。これ水平リサイクルといって、新技術による水使用量を 98%削減したドライ洗浄法を開発し、どんどんと進めており、また、そこに向かっても幾つかの自治体に関わって進めていかれています。また、別には紙おむつの炭素化装置という一般家庭から出る使用済みの紙おむつを燃料に加工して再利用するという、どちらの事例も既に実証実験まで入られております。今後の展開では、使用済み紙おむつの水平リサイクルの事例では、2029 年プラント稼働開始、そして、近隣自治体との連携による回収、紙おむつを回収して、また、それを使って実際にするという、そういう情報も入ってきております。

紙おむつ対策で企業も資源循環型社会への転換を図っております。今後については、もっともっとスピード化して進んでいくと思いますけれども、このような動きというのは本当に資源循環型社会に向けて自治体も加わりながら、どんどんと新しい社会に変わっていったという証拠ではないかと。

人口が減るからごみが減るのではなくて、資源循環型社会へ転換するからごみが減るという、そういう戦略転換を市として示すべきではないのかと思います。市長にお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

紙おむつのリサイクルについては、山根議員の調査されたとおり、紙おむつを分別収集し、紙おむつへの水平リサイクルを実施をしている自治体または小型の炭化装置を設置して燃料として利用できないか実証実験を開始しているところがあるとは把握をしております。

このような取組については、いずれも企業と連携した事業であり、拡大生産者責任の考え方からしても企業の参画が不可欠であると感じています。

現在、本市でも様々な分野で各企業と包括連携協定により取り組んでいる事業もありますので、先行事例を学びながら、資源循環経済システム、サーキュラーエコノミーの構築に向けて進んでいきたいと考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 これは企業もやはり必死なんですよ、自分たちがつくるもので、それがそのままにしていたら、また社会にとってはマイナスになってくると。だから、資源循環型にして、ぐっと、ちゃんと回っていく社会にしなければならない、企業としての責任を持ってやっていってほしいしますので、しっかりと自治体もそういう企業とともに必要なところは協力しながら、新たな社会をつくっていく必要があるということだと思います。

本日はごみを中心となりましたけれども、これからの資源循環型社会へ向けて、どのように展開していくか、一つ一つしっかりと市民に示して進んでいかれることに期待をいたします。

市長からはもうお答えいただきましたけど、今後に向けた市長としてのこの資源循環型社会を市民とともにしっかりと説明をしながら一つ一つの問題を解決しながら進めていく、その思いをもう一度お聞きさせていただいてよろしいでしょうか、お願いします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 ごみの資源化・減量化の取組というのは、財政に対しても負担を軽減する大きな取組になります。そういった中で、ごみを出されるのは市民の皆さん、企業も含めてですけども、出す側の皆さんにもしっかりとそういったコスト意識等も認識をしてもらうような取組をしながら、そして資源化するものは資源化するという取組を今は広域でやっておりますけども、そういった組合も通して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 広域でやっているからこそ、しっかりと市民の方々に安芸高田市は安芸高田市で、北広島は北広島で、同じことではあるとは思いますが、皆さんに伝えていかないと、任せておけばいいというのではあまりにも広域で2つが一緒になってるから余計に市民から遠くなってるというような感じも私は受け止めております。

だからこそ、市民に、今こういう状況で、こうなればここまで市民にとってプラスになると、そこをしっかりと伝える必要があるのではないかと思いますので、そのところは押さえて、今後の安芸高田市としての動きを進めていただきたいと思います。

以上で、私、山根の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、山根議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

6番 南澤議員。

○南 澤 議 員 6番 南澤克彦です。先ほどの山根議員と似かよるところもあるんですけれども、通告に基づきまして、3点お伺いします。

まず、1点目、ごみ処理についてです。

先ほどもありましたとおり、本市は、三次市、北広島町と広域的なごみ処理を模索検討している状況であります。

昨年6月13日の中国新聞の報道では、一日72トンの規模の施設を検討しているというふうにあります。もう少し、詳細をここで付け加えると、この設備の投資、施設の整備費は208億円を試算されていて、単独で整備をした場合、三次市は130億、芸北広域の環境施設組合は121億円で合計251億円かかるところを208億で済むというような試算になっています。また、維持費も広域処理では一年当たり6億5,000万で、単独だと、三次だと4億7,000万、芸北の組合だと4億8,000万円ということで、広域でやることによってスケールメリットが出るというような内容になっています。

一般的に建設費は規模が小さければ小さいほど単価が高くなるため、広域合併は有利となります。また、まとまった量のごみを焼却することで発生するエネルギーを使って発電する高効率ごみ発電施設の要件を満たせば、国の補助率が3分の1から2分の1となるメリットもあります。新聞報道のほうにも、余熱による発電も導入し施設での利用や売電を計画するというふうにありますので、この辺りも視野に入っているのかなというふうに推察しまして、引き続き説明を続けていきます。

しかしながら、当市を含む当該3自治体は人口減少の局面にあります。2034年に建設され、建設寿命を40年とした2075年の人口は現在と比較しておよそ半減するという推計が出てきます。

一度つくってしまえば、後から小さくすることはできません。過大投資となれば、その維持費は将来世代への負担となり得るし、ごみが減れば高効率ごみ発電施設の大きいタービンを回すためのエネルギーの確保

が難しくなり、補助金要件の未達による返金となり得るようなリスクも予想されます。結局のところ、効率化のための広域化と過大設備化による将来の財政の硬直化は表裏一体の関係にあるのではないかと懸念いたします。

そこで、(1) 番、現在の検討状況は人口減少局面を十分勘案したものになっているか、お伺いします。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      南澤議員の御質問にお答えいたします。

昨年6月の全員協議会で報告をさせていただいたとおり、新施設の施設規模については、一日 72 トンと計画をしております。これは施設稼働予定年の 2034 年のごみ処理量に対応したもので、将来人口に基づいた推測では、施設稼働年にごみ処理量が最大となり以降は減少していく予測となっています。

芸北広域きれいセンターでは、これまでの人口減少の中でもごみ量が増加していましたが、最近では減少傾向にあります。議員御指摘のように、今後人口減少に伴いごみ量が減少すると予想されますが、施設については最大の処理量に合わせて建設をする必要があります。そのため、焼却量を2炉構成し、ごみ量が減少したときは1炉で運転を行う等、安定した処理が行えるように考えております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員      ごみ量が減ったら2つの炉を1つにすることなんですけれども、建設コスト自体はかかってしまえば、それを返済していかざるを得ないというところだと思いますので、やはり、この辺りは慎重に検討していただきたいなというふうに思います。

続きの質問に移ります。2番目、高効率ごみ発電施設についての検討状況をお伺いします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。

ごみ焼却時に発生する熱を蒸気タービンを利用し、電気に変換するごみ発電については、最新の技術では今回計画している小規模な焼却においても発電が可能になっており、実際に売電を行っている例があります。また、燃えるごみから生ごみを機械で選別し、発酵させて生成をしたメタンガスで発電を行っている施設もあります。

今後のごみ量の減少を踏まえて、国の補助金を含めた建設費、運営コストを算出し、本市にとって最適な施設を選定すべく、現在検討を重ねている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 ほかの事例を検討されたり、メタンガスのことを検討されたりということなんですけども、人口が減少していったときに、先ほど2つあった炉が1つになるというような話もありましたが、その発電量というのは賄えるかどうか、その辺りも検討状況の中に入っていますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
内藤市民部長。

○内藤市民部長 検討状況の詳細のお尋ねだというふうに思いますけれども、現在、様々な資料を用いて検討はさせていただいております。

しかしながら、この質問の内容が現在検討中の事項に関わる具体的な内容になってまいりますので、今後の議論に影響を及ぼす可能性がございます。

よって、現時点での開示のほうはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。検討が一定の段階になりまして、そのときには適切に報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 適切な時期に御報告いただけるものと理解して、この件については、これまでとして、次に移りたいと思います。

(3) 番、分別回収を徹底することによって、焼却炉を建設しないと、整備しないという選択をしている自治体も出てきていると認識しております。設備を建設時から解体までトータルで考えたときのコストでは、じんかい処理費を大幅に削減できる可能性があると考えています。

もちろん住民にとっては、今まで以上に分別をしていく必要があり負担は増えますが、人口減少局面におけるリスクを回避できる点、余剰財源をまちづくりに投資できる点、また環境に配慮した自治体として、シビックプライドや市のブランディングにつながる点など、将来にわたってメリットの大きい政策ではないかと考えます。

ごみ処理に関する政策を大きく見直す機会と考えますが、市長の見解をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

南澤議員の御指摘のとおり、分別により焼却施設ではなく、バイオマス施設での処理や固形燃料としての資源化を行っている自治体があることは承知をしております。

実際、芸北広域環境施設組合では、北広島町と一緒にそのような取組についても検討をしてきたところですが、現在は三次市も交えて、広域処理の方策について検討していますけれども、焼却処理ではない方法につい

ても提案し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 提案して検討いただけるということで、ぜひ結果を楽しみに待ちたいと思います。

次の質問に移ります。(4) 番、昨年 3 月の議会で同僚議員がごみ減量化について一般質問を行っており、市長も減量化の取組をしていきたいなという思いはありますと答弁を行っています。その進捗状況について確認をいたします。

1 つ目、生ごみの資源化への取組が不可欠で、それにより、ごみを減量し、コスト削減につなげたいとありましたが、その進捗はいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

減量化を進めるためには、生ごみの資源化が重要であると考え、今年度も本市の竹チップを利用した生ごみコンポストの講習会を開催したほか、大人のためのごみ見学会においても参加者にコンポストバッグの配布と使用説明を行い、生ごみ減量化への普及啓発を行ってきたところです。また、ごみの分別による減量化を進めるために、地域での分別説明会の開催もしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 令和4年まで安芸高田市では家庭用ごみ処理機購入補助金がありまして、これでコンポストとか、あるいは電気を使って処理をするものの購入助成をしていたかと思います。この事業、それ以降、令和5年からはないですけれども、この事業についてはどのように評価をしていて、どういう理由で廃止をしたのか、御説明いただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 先ほどおっしゃられました家庭用ごみ処理機購入補助金のことですが、平成16年から令和4年度まで実施をしておりました。その間、合計で1,031台の補助を行っております。

ただ、その後、廃止しております。そのときの廃止の検討理由ですが、まず補助効果が極めて低いということがあります。組合負担金の削減額が約年間で2万4,000円に比べ、本市が負担します組合員の金額が約3億4,000万というところで、その削減効果が低いというところが1点、それから2点目ですが、やはり臭いが出るとか、あと騒音がある、それから電気代の負担が過大であるというふうな使用者の声、

それから、最後に堆肥化しようとしても、野生動物に食べられてしまうとか、よせてしまうとか、そういった課題もあるというところで、平成16年に始めた助成の開始時に比べまして、やはり社会環境が変化している、こういった理由を勘案しまして令和4年度に補助金のほうを廃止をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 先ほど臭いの件、臭いともう一つ、できない、済んだ理由のほうをおっしゃられたんですけど、今、講習会を開いていらっしゃる竹チップを使ったコンポストのほうは、そういった課題はないんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 竹チップのほうですけども、やはり竹チップについては、かき混ぜたりしていただいて堆肥化していきますけども、その期間が短かったり、また投入量が増えすぎたりして、中の菌があまり発生してない状況でありますと、今のような課題については出ているというのは聞いておりますが、しっかりと取り組んでいただく際には、そういった臭い辺りはないというふうに伺っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 臭いの件、あともう一つ獣のことでしたけども、そういったことというのは、竹チップを使ったコンポストでも、そのまま畑に置くコンポストだったり、電気式のコンポストだったりというのは、メンテナンスというか、使い方の問題なのかなというふうに思うんですが、その辺り見解が違えば教えていただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 おっしゃるとおり、使い方の問題というのは大いにあるかと思いますが、いずれにしても、生ごみ処理機については、そのときにそのような補助対象について理由をつけて廃止をさせていただいているということになります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 生ごみは水分をたくさん含んでるので、燃すときにたくさん重油をかけたりしないといけないとかですね、生ごみが先ほども説明ありましたが45%燃えるごみの中で占めているというような状況の中で、まずはそこを減らしていくというのが大変重要ではないかなというふうに思います。

そういった視点から、生ごみ処理についての助成というのが、また復

活してもよいのではないかなというふうに思うんですが、その辺りお考えがあればお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 今回のコンポストの普及啓発活動というのも絶えず行っておりますので、生ごみに問わず、ごみの減量化については様々な取組をしております。

今、生ごみについて問われておりますけれども、市としましては排出されるごみの減量化については、別途、空き缶とかペットボトル等々へ向ける助成金というのを設けておりまして、それでごみの減量化に取り組んでおります。

生ごみににつきましては、今の竹チップを使ったコンポストを使つての啓発等を今行っておりますので、まずはこういった取組を進めながら、また、ごみの減量化について努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 特に、今、生ごみのことを議論してるわけなんですけれども、広域化が今後起こるとして、やっぱり運ぶ距離、特に生ごみというか可燃ごみについて運ぶ距離が増えていくと思います。ここを削減していくことが、やっぱりランニングコストを下げていくことにも直結していくと思います。もちろん、今、行っている空き缶だったり、ペットボトルだったり、紙ごみのリサイクルというのも大変重要だと思うんですけれども、これはリサイクルする事業者の方がステーションまで取りに来てくださって、そこから先のことはそちらで見てくださるわけで、市の財政とか今後のことを考えていくと、燃えるごみの量をいかに減らしていくか、コンポストなどを使って生ごみをいかに減らせるかというところが一番レバレッジが効くポイントじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺りの見解を伺えればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 おっしゃるとおり、焼却するごみを減らしていくことはとても重要なことであります。組合に対して支払う負担金、こちらのほうも、処理の7割について、このごみの搬入量に応じて負担金が決まってくるという負担金方法が区分となっておりますので、やはり、ここを着実にごみを減らしていくというところは大事ですので、生ごみに問わず、ごみの総排出量を減らしていく、また分別してリサイクルできるものはさらにリサイクルしていただく、そういったところで、ごみの排出量を減らしていくというところの取組は大変重要なことだというふうに捉えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 重要だという認識では認識が一致したのかなというふうに思います。そのために市として何ができるかというところだと思うので、またコンポストの助成も含めて、ぜひ検討いただければと思います。

次の質問に移ります。昨年3月の一般質問の進捗状況です。不用品のリユース活動をさらに強化することで、きれいセンターのごみの搬入量を減少させたいという発言がありました。その進捗状況についてお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

令和7年3月議会において、地域での資源回収の促進と併せて不用品のリユース活動をさらに強化することで、きれいセンターへのごみの搬入量の削減を図る旨の答弁をいたしました。

その後、具体的な取組としては、昨年9月、安芸高田リユース市 in 旧来原小学校を開催いたしました。当日は約800人の方に御来場いただき、約1,500点の物品が再利用につながりました。本来であれば、きれいセンターへ搬入されていた可能性のある不用品の再資源化、再使用が進んだものと認識をしております。

一方、安芸高田市のごみ搬出量は令和6年度が6,576トンで、昨年度比4%の減少となっている状況です。どの程度の効果があるのか検証が難しい面もありますが、こうした取組は少しずつでも広げていきたいなというふうに考えております。

今後も芸北広域環境施設組合とともに連携しながら、本市での減量・リサイクル活動を推進していく計画です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 令和5年だったかと思うんですけども、議会のやり取りの中で、こういったリサイクル・リユースをしていくために、ジモティーを使って不用品を販売していくとか、引き渡していくというようなことを取組をするというような答弁もあったかと思うんですけども、そちらのほうは、現在、進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 確かにジモティーと包括連携協定というのは結ばせていただいたところですが、ジモティーについてはホームページのほうには記事は掲載をしておりますけども、積極的に本市のほうから何か促しをしてるとかというふうなことがございません。

一方で、現在のところ、本市として共に取り組んでいるのはヤクルト山陽さんと共にやっているメルカリ Shops での販売というところに

少し力を入れて進めているという状況であります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ジモティーでのリサイクルというのはあんまり進んでないというような状況だったかと思います。一方で、山陽ヤクルトさんとの協定に基づくメルカリでの市の不用品についての販売というのはしっかりと確認できるもので、数多くのリサイクル品が上がってるのを確認しております。

ただ、今、行われているメルカリを使った出品というのは市の財産というか、市の備品だったり、そういったもののリサイクルだとは思いますが、市民の生活の中で出てくる使わなくなったもののリサイクルについては、なかなか、今これですよという手がないんじゃないかなと思うんですけど、そういった認識でよろしいでしょうか、確認をさせていただきます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 今、ヤクルト山陽さんと包括連携協定で進めておりますものは、メルカリ S h o p s の仕組みを使いながら行うものです。

本市市役所の不用備品等を出品してますけれども、あわせてヤクルト山陽さん側では、ヤクルトレディさんが市民の中で啓発をされ、また販売活動される中で相談を受けたりということで集約されるというふうに伺っておりますので、安芸高田市側としてはそうですけれども、やはり安芸高田市民の方、向きの動きというのは十分あるんだろうというふうに捉えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 そういった活動がされてるということは存じ上げなかったもので、状況はよく分かりました。

ジモティーのほうは市から積極的な働きかけがあまりなかったというような答弁だったかと思うんですけども、何か理由があったんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 ジモティーについては、やはり包括連携協定をしましたけれども、なかなか事業者さんと、その後打合せ等もなく、ちょっと休眠しているという状況で、特段理由はないんですけども、その間にヤクルト山陽さんとの包括連携協定、取組のほうが活性化しましたので今に至るという状況で、特段、ジモティーが何か支障があって行っていないということではございません。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 特に課題がないようであれば、今後については、どのようなになるかだけ1点聞かせてください。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
内藤市民部長。
- 内藤市民部長 市民のリユース、これをやっぱり促進していくという観点からも大事な仕組みづくりではありますので、やはりそこは、こちらの職員もちょっと限られた人員ではありますので、そういったところに携わる時間もなかなかない中ではありますけども、有効な仕組みだと思っておりますので少し活性化をしてみたいと思います。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 まずは広報等でお知らせをする、山陽ヤクルトさんの件も含めて、そういったことを促進していく必要があるのではないかなと思うんですけども、そのことについて認識をお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
内藤市民部長。
- 内藤市民部長 やはり、先般からの一般質問の中でも出ておりましたサーキュラーエコノミーに回していく中の一つ、循環型社会の形成のためにも、こういったリユースの促進というのは大事なことだと思いますので、改めて、今のような本市が行っているもの、また制度上、構築しているものをまとめて啓発はしていきたいというふうに思います。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 次の質問に移ります。  
焼却施設の新設のいかんを問わず、焼却ごみを減らしていくことが現在の局面においてとても重要だと考えます。施政方針の中には言及がありませんが、市長の認識を伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
焼却処理が最もコスト高につながることは確かであり、スケールメリットの点から広域処理を現在検討しているところです。  
ただし、広域処理においても処理方法の選択についてはまだ検討中の段階というところですので、分別資源化により焼却ごみを減らすことは持続可能な選択肢が広がりますので、引き続き、ごみの減量化・リサイクルについて、市民の皆さんや事業者の方々と取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 広域化が、後の世代、これからの世代、次の世代の過大な負担にならないように、ぜひ、その辺りも注視しながら検討していただきたいと思います。

では、大枠、次の質問に移りたいと思います。

○石 飛 議 長 質問の途中ではございますが、おおむね1時間がたちますので、ここで2時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き、質問をお願いいたします。

○南 澤 議 員 では、大枠2番の質問に移ります。県立高校の今後について伺います。

2月9日に県教育委員会より、令和8年度公立高等学校入学者選抜一次選抜等の志願者状況についての発表がありました。その後、最終が出ているので、ここでは最終の数字を申し上げます。吉田高校では、探求科が87名、アグリビジネス科が13名、向原高校は12名という状況がありました。

向原高校については、この間、学校長をはじめ市当局も含め関係各位が大変お力添えをしてくださったにもかかわらず、県が示す「2年連続して新入学生徒数が入学定員の2分の1(20人)未満又は全校生徒数が収容定員の2分の1(60人)未満」となることとなりました。今後について、県教委は、次の3つの選択肢を示しております。

1つ目、近隣の県立高校のキャンパス校化。

キャンパス校というのは、今ある学校を近隣の県立高校に統合して、校舎やグラウンドをそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先の高校の分教室として位置づけるものです。

2つ目は、特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う、中高学園構想への移行。

中高学年構想については、特定の中学校から、その高校へ高い進学率を前提としています。つまり、地元進学率を示します。地元進学率が高ければ、そういう中高の学園、一貫したものの一貫教育をするという選択肢があるんですが、向原高校の場合は地元の進学率が1割程度ですので、ここにも該当しないんじゃないかなというふうに考えます。

3つ目としては、統廃合。ここの統廃合の中には、市立学校としての存続も含むと。

この3つの選択肢が示されていて、今後協議がなされるんだと思いま

すが、このことについて市の見解を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

地域に高校があることは、単に学びの場を維持するだけでなく、若者の流出を防ぎ、まちの活気や持続可能性を支える極めて重要な役割を担っていると思います。

しかしながら、現在、向原高校については、先ほど御紹介いただいたような現状で、恐らく地元からはゼロという状況ではないかなと思います。

今後の方向性については、県の再編整備基準の考え方に沿うことになると考えております。首長としての意見表明は少なからず県の方針といえども影響を与えたいと思います。しかるべき時期に、しっかりと意見を述べたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 しかるべき時期にということで、そこまで待ちたいというふうには思っています。学校活性化地域協議会を立ち上げて、ここ3年ぐらいにわたって、例えば同窓会の方が塾を経営してくださったり、下宿を用意してくださったり、地域の方々が授業だったり、地域のつながりをつくるための行動をたくさんされていたのを存じ上げておりますし、そういった努力にもかかわらず、やっぱりこういった結果になったというのはじくじたる思いもあります。

ただ、これが、今、向原でこういうことになっているんですが、次の質問にも移りながら、吉田高校についても、長い間、定員割れが続いております。

先ほども述べた志願者数、探求科においては、これは7割、アグリビジネス科においては、これは3割の倍率、倍率0.3とか0.7ということです。吉田高校についても、市として高校応援プロジェクト補助金や地域おこし協力隊の配置などを行っておりますが、今の状況が続いていくと、いずれ似たような状況になってしまうのではないかなという懸念をしております。

高校と地域の連携強化戦略会議というのが令和4年5年の間に行われていますが、その中でもやはり特色のある教育をしたほうがいいのではないかとか、受皿として普通科というか広い教育が受けれるようなものも必要ではないとか、いろんな議論がなされてるわけなんですけれども、なかなか、市が思うような特色の付け方、どうしても県立高校ですから、そこがハンドルを握ることができないのではないかなというふうに思います。

そういったことを思うと、将来のことを考えれば、市立化も検討に入

れて、より深い関わり方を市として高校に持っていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺り、市長の考えを伺えればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在、吉田高校では、市が行う高校魅力化事業により部活動への外部指導者の招聘や、校内でのマルシェの開催支援など、学校の活性化に向けた取組を展開しています。また、市は高校と協議をし、地域おこし協力隊員を高校の魅力化推進ミッションとして配置をして、探求学習において生徒と地域住民をつなぐかけ橋として役割を担ってもらっております。

御提案のありました吉田高校の将来の安芸高田市立化については、財政上の課題から現実的な選択肢ではないのではないかという考えでは今はいます。高校の教育環境の維持向上や、高校の魅力化については重要な課題と認識をしておりますので、どのような支援や取組が市として高校にできるか、必要かということ、高校とも協議をして検討していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 向原高校も吉田高校も情報発信もすごく活発に行われていて、インスタグラムでなんかもまめに更新をしています。そういったものを見れば、地域の方々がやはり学校に来てお話をしてくださったり、小学校や保育園の子たちとも交流をしていたり、国際交流をしていたり、様々な取組をしていて、とてもインスタグラムを見る限りは活発に活動されていて、活動してる生徒さんたちの表情を見ても、とても生き生きとしているのがうかがえて、いい学校になってるんじゃないかなというふうに思われるんですけども、それでも、やはり募集定員に対して、なかなか数がいついていないという中で、先ほど市長もおっしゃったとおり、財政的なところで市立化というのはかなり難しいし、職員の採用にしても、そういったものを現状を持ち合わせていない中で市立化をしていくというのは大変難しいというのはよく理解ができるんですけども、そういった中でも、学校運営協議会を通じてなり、関与を深めていく方法、今まで以上に関与を深めていくという方法というのがあるんじゃないかなというふうに思います。

今、地域おこし協力隊、各校1人ですけれども、そういったところを補強していくとかですね、公営塾という話も以前から出ていたかと思いますが。これにはスタディサプリを使ったもので代替をしてるかと思うんですけども、あらゆる可能性を考えて魅力づくりをしていかないといけないなというふうに思っております。

市長も同じような考えでいてくれると思うんですけども、改めて

その辺りの答弁をいただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、どのように市が、市立化というのが現実的には難しいという現状の中で、吉田高校、恐らく今サンフレッチェのユースがいるんで人数的には見えてるんですけど、そこがない状況だったら、恐らく向原高校と同じ定員が厳しい状況になってるんだと思います。

そういった中で、いろんな考えられる状況の中での支援を今しておりますけれども、その支援が本当に今効果的なものになっているかも含めて、そういった今スタディサプリーではなく、ほかのことで支援したほうがいいんじゃないかというようなことも、現場としっかりと意思疎通を図りながら、市でできることを検討していきたいというふうに思います。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 考えていく必要があると思います。先ほど言及をしたんですが、高校と地域の連携強化戦略会議というのが令和5年まで行われていたんですけども、議事録を全て拝読しましたが、大変中身の濃い議論をされていたんじゃないかなというふうに感じております。

それが令和5年の3月末で市のホームページ上に出てる議事録というのは終わってるんですけども、これがその後どうなっているか、状況をちょっと教えていただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 その会議については、今のところは整理を行って、あとはそれぞれの高校の中での検討を個別に実施していく形にしようというふうなことで整理をそのときには行っております。

その会議体には、これまで若者へのその働きかけをしてきた有識者の皆さんであつたり、大学の先生とか、そういった方々に入っていて、いろんな意見交換をしてきました。その後の、その高校でのいろいろな活動の検討のときには、それらが検討のベースにはなっているのかなというふうに現状では思っております。

検討会議での成果がどのようにというふうなところの整理を全てつけた形で今動いているかということ、そうじゃない部分もございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ウェブ上の会議録を見る限りでは、令和5年3月23日で終わっているんですけども、これで終わってるという認識で間違いないでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 その認識で間違いございません。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 その会議録を見ますと、また次年度も同じように集まりましょうという  
ような形で、それで結論が出てというような話ではなくて、また次年  
度もというような感じのニュアンスで読み取れたんですけども、これ  
がその先に続かなかったというか、そこで打切りになったというのは、  
どういったところがあるんでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 ちょっとその辺りの記憶はおぼろげというふうなところが正直なところ  
ではありますが、実際、その会議のところで、また来年もというふう  
なことになったとは記憶しておりませんで、ここでいろいろ知見が集ま  
ったので、これを基に各校で具体的な、今度はいろんな知恵を入れてい  
く段階はここでおしまいにして、あとは具体的にやっていく部分を各校  
でやっていこうというふうな、そういう整理で終わったと捉えています。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 分かりました。言いたいことは、こういった協議体、これから学校を  
どう地域の中で位置づけていくのか、どう魅力化をさせていくのかとい  
うことについて協議をして、実際動いていくというための協議体とい  
うものが必要なんだろうなとは思いますが。  
実際、現状あるのかなというふうには思うんですけども、そうい  
ったものが、この連携強化戦略会議の後にあれば、そういった協議体、教  
えていただければと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 それぞれの高校についての魅力をどうつくっていくかというふうなと  
ころなどについては、学校がそれぞれ置いている学校運営協議会がそ  
ういったものになるかと思っております。  
市が県立高校のためのというふうなのを、個別に置いているとい  
うことはありません。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員 では、今後は学校運営協議会のほうでというふうなところに、今現在  
そうなってるということだというふうに理解しました。  
やっぱり、学校運営協議会の中に力を、どんどん市としても関与を深  
めていくべきかなというふうには思うんですけども、その辺りについて  
御見解をお伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。

学校運営協議会には設置要綱があると思います。その中で、市がどこまでの発言ができるか、関与ができるかというのは多分決まってると思いますんで、それができる可能性がある合議体であれば、そちらのほうに参加するというのも一つの手だと思いますし、これからの吉田高校の現状を見た中で、市とそういった協議の場をつくるというのも一つの案かもしれませんが、取りあえずは運営協議会がありますんで、そちらのほうをちょっと確認させてください。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 いずれにしても、積極的な関与が必要ではないかなという局面にあると思いますので、そういった認識で今後進めていただければと思います。

では、3点目、次の質問に移ります。

集落支援員についてお伺いします。

今年度より導入し、施政方針の中でも各町に集落支援員の配置がうたわれております。このことについてお伺いします。

1 つ目、市のホームページ、集落支援員の募集について、これは今最新のものは3月5日に更新されていて変わってるんですけども、質問通告をした時点での内容になります。募集要項のよくある質問Q1、活動内容の具体例に「地域運営組織の各種事務（書類作成・会計）、地域祭の企画・運営、地域の巡回、研修会の参加、各種地域が関わる会議への出席」というふうに活動内容が例示されています。

そこでお伺いします。ここで言う地域運営組織とは、32にある地域振興会を指すのか、それとも、その下の支部や行政区のことを指すのか、まず、定義を確認したいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

募集要項でお示しをさせていただいた地域運営組織については、旧町単位で設置をされている地域振興会連絡協議会を指します。旧町の地域振興会を取りまとめる合議体となっております。

実務上においては、旧町単位の各地域振興会がそれぞれの地域課題に応じた活動を円滑に進めるため事務局機能を果たしており、各支所の支所長が一手に担っております。今般、配置をします集落支援員には、これをサポートしていただくことを想定をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 地域振興会の連絡協議会ということで理解しました。

続いて2番目です。各種事務について、現在、振興会の事務局が担っている事務はどの程度分担する想定でしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、ここで言う各種事務は旧町単位で設置されておる地域振興会連絡協議会の運営に関する事務を指しており、個別の地域振興会や行政区の事務を集落支援員が行うことは想定をしておりません。

ただし、地域課題の解決に向けた取組の流れの中で、個別の団体から、事務の進め方等の相談があった場合には、課題解決の方法を検討するために一緒に作業したり、サポートしたりすることは当然想定をされております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 次の質問です。3番、ここでいう地域祭とは、八千代：およりん祭、吉田：一心祭り、美土里：まいまい祭り、高宮：大地の祭り、甲田：わいわい祭り、向原：きてみん祭を指すものでしょうか、確認します。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

募集要項で示した地域祭については、御指摘の先ほど紹介いただいた各町ごとの代表的なお祭りになります。募集要項では、代表的なものとして先ほどのような祭りの企画等を例示をしましたが、当然のことながら、小さな地区単位で行う祭りやイベントに関わることも可能です。

地域の皆さんと一緒に様々なお祭り・イベント等をつくっていただきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今、例示した以外のものも可能だということなんですけど、想定されているのは、先ほど言った6つの祭りで、これは支所が事務局を務めてきたものかなというふうに思います。

総じて言えることは、結局、支所がやっていた仕事のサポートをするという認識になるんですけども、それでここまでのところは間違っていないでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 大きく分けては、そのようになります。

ただし、流れの中で、どうしてもその下にあるうち小さい振興会等が援助というか支援を求められた場合には、当然しっかりとサポートをし

ていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 もう一つ4番、各種地域が関わる会議とは、具体的に何を指すものでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

ここでの募集要項で示した各種地域が関わる会議というのは、各町の地域振興会連絡協議会の会長会議や役員会をはじめ、地域祭りの企画や運営を行う実行委員会などを想定をしております。また、集落支援員を各所に配置する体制が整いましたので、地域福祉会議等の社会福祉協議会が行っている会議、あるいは学校運営協議会にも出席をいただき、地域課題の情報共有、行政と地域とのつなぎ役としての役割を担っていただくことも期待をしております。

このほか地域で行われる会議や会合については、地域ごとに活動状況、活動形態が異なりますので、地域のニーズに応じて柔軟に対応していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。では、次の質問です。(2) 番、目的に、地域の声を丁寧にくみ取り、地域団体の活動を支える体制を強化することとあります。

1 つ目、現在の地域団体が抱える課題をどのように捉えていますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今年度は、広島県の支援を受けて地域支援強化に向けたワークショップを実施をしてきました。地域振興会の役員の皆さんと一緒に地域で活動を行う上での課題感について、議論をしてきたところです。

各地域で共通して上がってきた課題としては、高齢化に伴う担い手不足、あるいは特定の役員への過度な負担の集中、若者世代の地域活動に対する関心の希薄化というようなものがありました。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 では、2番、次の質問です。集落支援員導入により、どんなことが期待できますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

集落支援員を配置する目的として挙げた地域の声を丁寧にくみ取ることについては、次のことをまずは実施しようと考えています。

まず、各町の集落支援員、支所長、政策企画課による毎月1回の活動状況報告や、受けた相談等への対応などについて意見交換を行う場を設けます。この仕組みにより、各地域特有の課題や解決事例を共有し、お互いに参考にすることが可能となると思います。

また、2026年度から社会福祉協議会が各町に置く生活支援コーディネーターとの定期的な情報共有も行うこととしております。福祉分野の課題も広く情報を得ることができるとともに、地域振興会と連携した取組につなげるなど、解決に向けた選択肢が広がる可能性があると思います。

地域団体の活動を支える体制を強化することについては、先ほどの質問と答弁で触れたとおり、各地域振興会の旧町ごとの事務局機能をサポートしていただくことを考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 では、次の質問に移ります。地域住民に期待することは何でしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

地域住民の皆様には地域振興会の活動に関心をまずは持っていただくこと、あるいは、お互いに声をかけあえる横のつながりの維持など、身近なところから主体的に関わっていただくことを期待をしております。

こうした一人一人の参画が地域からの孤立を防ぎ、将来にわたって地域コミュニティを支えることにつながると考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 次の質問に移ります。

(3) 番、総務省の資料によると、集落支援員は、過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行うとあります。

施政方針や募集用のチラシを確認すると、この中で「住民同士の話合いの促進」という部分について言及が弱いのではないかという印象を受けております。施政方針全体を通じて、公助の部分については前に進めていく姿勢が示されているが、住民自らが自分たちの暮らす地域を守り、

より良くしていく地域づくり・共助の部分を促し、支援していく方向性が乏しいのではないかというふうに受け止めています。

人口減少の局面において、あらゆる面でいろんなものが困窮していくというふうに思っております。財政面でも、人的資源でも、行政だけでは支えきれなくなるのが現実ではないかと捉えております。

市長は「対話による改革」を掲げ実践をされていらっしゃるんですが、窮状を訴える場、あるいは要望を伝える場に地域との対話の場がなりがちではないかなというところを懸念しております。

対話というのは、お互いやっぱり意見を交換しながら、次の合意事項を見いだして次なる道を見いだしていくものではないかなというふうに考えているんですけども、現状の対話集会、特に地域における対話集会というのは、要望を聞く場のような状況になってしまっていないかと懸念をしております。

そうではなくて、困っている状況は確かにあるんですけども、ではどうするのか、共に考えて行動していく、そういう多様な場が必要ではないか、そういう段階に来ているのではないかと考えます。

集落支援員を一つのきっかけとして、住民同士の話し合いを進めていく必要があると思いますが、市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 南澤議員の御指摘のとおり、住民同士の話し合いの必要性については私自身も強く感じており、今年度実施をしました地域支援強化に向けたワークショップは、まさにそれを目的したところです。

年度の前半では、市内 6 町の 32 の地域振興会を対象にヒアリングを行い、各組織が抱える課題の把握を行ったところです。現在、その課題の解決に向けた話し合いをさらに進めたいという意向を示していただいた 8 つの振興会について、県から派遣されたコーディネーターの支援を受けながら、それぞれの課題解決に向けた取組を行っているところです。

進め方は地域振興会によって異なりますけども、どのような取組が今後必要か、どのような活動を大事にしていくべきかなどについて、住民アンケートを実施することから始めようとする地域が多いようです。

この取組は 2026 年度も継続していく予定です。先行して実施している 8 つの振興会の状況は、他の振興会へも、適宜、情報共有を行うなどして広く波及をさせていきたいと考えております。

このワークショップの運営には、現在、集落支援員が配置されている地域においては既に関わっていただいております、2026 年度以降は各地域でこうした取組のサポーター役としての役割を期待しております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今年度行ったワークショップがそういった形で発展をしていってです

ね、住民同士の話し合いの場で困り事を共有して、では、自分たち何ができるんだろうと、どういうことをしていこうかというところまでつながっていくといいなというふうに思いますし、来年度、集落支援員が全町に配置されて、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターがまた配置されて、その困り事に対して地域住民が自ら動いて課題を解決していくような体制がこれからつくられていくんだと思います。

そういった点では、今ある8つの振興会の先行事例というのは大変興味深いものですし、これをしかるべきときに共有していただけるということで、そちらのほうも大変楽しみにしています。

一方で、そういう体制になるまで、気持ちの面で困ったら要望を上げて、市がどうにかしてくれというような状況も、当然、市が対応しなければいけないこともあると思うんですけども、できることは、やっぱり自らやっていかなければいけないという気持ちの切り替えというか、マインドセットを変えていく必要があると思います。こういったことをどのように起こしていくかということが、これからの大きな課題ではないかなというふうに思うんですが、その辺りでこういう形で進めていきたいなという道筋があれば教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 人口も少なくなり高齢化が進む中で、そして財政的にも厳しい中で、全て行政に、お願い、お願い、やってくれ、やってくれというのは、なかなか難しい状況になってきています。

そういった中で、自分たちにできることは自分たちでやろうというような機運が、こういった集落支援員を中心とした、もう一回、各地域の振興会活動を見直す中で生まれてくるような、再度、流れをつくってきたいなというふうに思っております。

過渡期なので、なかなか全てが一度にはいかないと思います。しかしながら、この8つの振興会がそういった自ら取組をしたいというような流れにもなってますんで、これを途切れることなく全市内へ広めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 地域振興会という組織はあるんですけども、その振興会を維持するというよりは、振興会の在り方も含めて、今後どうやっていくかということが大事だと思います。

振興会の組織だけ維持できても仕方がないと思いますので、そういったところも含めて議論が進んでいくといいなというふうに思います。その辺り振興会の在り方については、市長どのように思っていらっしゃいますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長　この振興会というのは、合併当時に出来上がった32の振興会です。そういった中で状況も変わってきて、単独での維持も厳しくなっている振興会もあります。これ行政区自体もそうですんで、当然、これから先、行政区の合併といいますか、見直し等も含めて、いろんな議論がこの中で出てくると思います。

そういった意味で、本当にこの集落支援員を中心とした、これからの活動というのは、これからの安芸高田市の持続可能な行政地域をつくるには必要な取組だと思っておりますので、こちらにはしっかりと力を入れていきたいと思えます。

以上です。

○石飛議長　以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員　自らの地域を自らつくっていくという、その活動がこれから活発になることを期待して、また自らもその一員となれるように頑張りたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○石飛議長　以上で、南澤議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

4番　浅枝議員。

○浅枝議員　4番　浅枝久美子、通告に基づき、大枠1点、食を軸とした地域循環型社会を目指したオーガニックビレッジの推進についてを質問いたします。

最初に、訂正がございます。私の通告の下の3行目、市長の答弁ですね、オーガニックに取り組むことは有効な手だてであるとありますが、こちらはオーガニックに取り組む検討をすることは価値がある。後半の文章ちょっと間違っておりました。その下のほうの（1）番にも同様に同じ文章がありますので、後半を検討することは価値があるに直していただければと思います。大変申し訳ございません、訂正をもって、おわび申し上げます。

では、この質問のほうに入ります。

私はこれまで三度にわたり、食と農を軸とした地域づくりについて質問してまいりました。その中で市長からは、オーガニックに取り組む検討をすることは価値がある、市として旗振りをする部分は必要と思う、理想はオーガニックビレッジ宣言に持っていきたい思いがあるとの答弁をいただいております。私は、この答弁を大変心強く受け止めております。

そして、今、本市において大きな変化が生まれております。今年の1月、市民団体あきたかた未来と食を考える会が発足し、学校給食への有機食材の提供に向け、市民自らが具体的な行動を始めました。これは市民が主体となって地域の未来を考え行動を始めたものであり、本市にとって非常に貴重なとても重要な動きであると考えます。

こうした背景を踏まえ、以下質問いたします。

(1) オーガニックに取り組む検討をすることは価値があるとの以前の市長答弁の前段として、小さい農家が元気になるような農業施策をしなければいけないとありました。現在、具体的な施策があるかを伺います。

○石 飛 議 長     ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長     浅枝議員の質問にお答えいたします。  
先日の宍戸議員さんの質問にもお答えしたかなと思うんですけども、国・県の農業施策や市の補助事業も認定農業者など大規模経営農家に向けたものが多くなってます。そういった中で、認定農業者など、経営規模を条件としない市の補助事業については、有害鳥獣防護柵設置事業やパイプハウス設置に要する費用を助成・補助する野菜等生産振興対策パイプハウス整備事業、あるいは6次産業化を支援する農産物6次産業化推進事業等があります。

そのほか、いろんな制度が各市町にもありますんで、今そういったものの情報も集めている状況であるということも申し添えさせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長     以上で、答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員     市長は農家でいらっしゃいます。この10年で本市の一次産業に何が一番厳しくなったと思われますか、お伺いします。

○石 飛 議 長     答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長     農業に従事しとって一番思うのは、鳥獣害被害が増大したということと、やっぱりコストですね、機械導入等がやっぱり割高になったということですか。

以上です。

○石 飛 議 長     答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員     ちょっと想定していた答弁と違ったんで、ごめんなさい。  
それも、もちろん、そうなんですけど、私の中でやっぱり耕作放棄地、もちろん鳥獣被害もあるんです、耕作放棄地の問題が一番大きいかなと思っております。

そこで、先ほど市長も言われました、先日の同僚議員の質問の、その答弁のほうで市長が、小規模農家への支援は現実厳しいと先ほども言われましたが、ただ一方で、本市では兼業小規模農家に頼らざるを得ないとも答弁されています。

半分の農家が3ヘク以下というお話もありましたし、また、全国の耕地面積の約4割、総農家の約4割、農業産出額の約4割が中山間地域だ

そうです。大規模化・機械化が厳しい中山間地域だからこそ、手のかかる高付加価値な農作物栽培が、こういう耕作放棄地で可能ではないかと私は考えます。

施政方針にある化学肥料の削減を一步進め、小規模農家を守るべき地域の担い手、オーガニックの担い手、そうして再定義されること、そのような未来図を描くことは本市の持続可能な一次産業につながると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 3 ヘクタール以下の小規模農家が大多数を占めるという現状は現実あります。そこに対してのきめ細かい手厚い具体的な補助事業になるんでしょうけども、そういったものを今すぐ整備するとなると、かなり想像するだけでも相当の予算が、財源が必要になると思います。

そういった中で、どこまで支援ができるかというのは、やはり、まだまだちょっとしっかりと知恵を出して考えなくてはいけないなというふうに思ってます。

耕作放棄地を少なくする、農地を守るというのは、やっぱり小規模農家の皆さんのおかげだと思います。大規模農家もやはり条件のいいところを集約して効率的にやっていくという部分を担ってもらってますんで、それ以外のここ 10 年以來増えてきた耕作放棄地をどう守るかという、やはり小規模農家の人が元気にならないと、そこが守っていくというか、復活していくことは、再生していくことができないんだろうと思いますんで、そのところはしっかりと知恵を出してやっていきたいということで、今担当課のほうもいろいろ考えてくれておりますんで、私もその部分にはやはり力を入れていきたいという思いはあります。

ただ、ここでこういった事業をやりますということはできませんけども、堆肥の助成金とか、ちょっとずつ、そういった部分で事業を起こしながら前に進めていきたいと思っておりますので、いろんな情報等がありましたら共有して一緒に前に進めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 (2) 次に移ります。

(2) です。国は大規模化、スマート農業の推進を図っています。同時に、オーガニック的な取組をする農業の推進を進めています。この国の方向性に対して、本市としてはどのように受け止めているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

国のほうにおいては、食料の安心安定供給の観点から、みどりの食料システム法に基づき、有機農業推進拠点、オーガニックビレッジを

2030年度までに200の市区町村、現154市区町村だと記憶しておりますけれども、広げることを目標に掲げております。市としまして、その方針を踏まえ、みどり認定申請者への受付や県への進達をしているところです。また、オーガニックビレッジ宣言についても、今までの答弁で私が申し上げたように取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 今言われた、みどり認定申請者、今、本市で何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 詳細な数字はあれなんですけれども、県への進達になりますんで、県に進達したのは、今の中干しとか、そういう関係ものとかいうものを何件かしてる、何人いらっしゃるか、ちょっと把握してないんで申し訳ございません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 また伺えればと思います。

次に移ります。(3)番、過去の教育長の答弁で、給食における地元農産物の使用率は約40%との答弁がありました。この現状について学校給食における地元農産物の活用は、郷土愛を育むことにもつながり、また地域農業の持続可能性、地域循環の考えにおいても重要であると考えます。

そこで、①地元農産物の使用率が上がらない要因はどこにあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 学校給食における地元農産物の活用実績は、ここ3年間、先ほどありましたように約40%前後で推移をしております。これは、文部科学省が公表している全国平均値と比較しても非常に高い水準にございます。本市がセンター開設当初より、運営方針の一つに地産地消を掲げ取組を進めてきた成果であるというふうに認識をしております。

今後、使用率の向上を目指すためにも最も大きな課題というのは、安定的な生産量の確保にあると考えております。学校給食では一度に約2,000食分の食材を確保する必要があることから、必要な量を安定して供給できる十分な生産体制がまず必要となります。近年の猛暑や長雨といった気象条件も収穫量に大きな変動を及ぼしている実態もございます。

現在のところでは、まずは安芸高田市産、そして次には広島県内産、その次には県外産、そういったものを仕入れをして給食のほうを提供している、そういった実態がございます。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
浅枝議員。
- 浅 枝 議 員 安定的生産というふうに教育長のほうは答弁されたんですけど、これに関して、冷凍とかいうのは今まで検討されたことはあるんでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 地元産の野菜を一旦冷凍して、それから使うということだと思んですけど、以前、安芸高田アグリフーズがあったときには、そこに保冷库というか冷凍庫を備えておりましたので、そういった品目は確かアスパラとか、そんなのがあったと思いますけど、一旦冷凍して、収穫時期より後にまた使うといったようなこともしておりましたが、現在はちょっとできておりません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
浅枝議員。
- 浅 枝 議 員 ②番に移ります。今後、使用率の向上や、地域農産物のさらなる活用について取組を進めていくお考えがあるか、教育長の見解を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪掛教育長 学校給食への地域農産物の供給は、子供たちの食育の推進、あるいは地元農業の活性化、そして地産地消の促進という観点から重要であり、今後も積極的に進めていく考えです。  
給食センターの開設当初、これは平成 23 年でございますが、当初から、給食センター、そして産業部の地域営農課、JAの三者により、毎月 1 回、定期的な地場産物供給検討会議を行い、旬な野菜の供給予定と献立の作成状況といったものを共有してまいりました。  
今後も農業振興部門と教育委員会が緊密に連携をしまして、子供たちに新鮮で安全な地元食材を提供できるよう取組を強化していきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
浅枝議員。
- 浅 枝 議 員 では、次に移ります。(4) 番、給食に有機食材を使用することについて、教育長の見解を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪掛教育長 学校給食に有機食材を活用するということは、子供たちの食への関心を高め、そして持続可能な農業への理解を深める観点からも検討の余地があるものというふうに考えております。  
その一方で、全面的な導入、それから定着、そういったことに向けては、コスト面、あるいは先ほどありました安定的な供給量の確保のほか、鮮度、形状、病害虫の対策といった納品規格への適用が条件となります。

そのためには、まず生産・供給体制の構築・整備から、計画的かつ段階的な試行や検証が必要であるというふうに考えております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員

ちなみに1年間の給食回数は先ほど2,000食というのを言われたんですけど、回数としては何回ぐらいあるんでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

給食の1年間の日数、年間約200日となります。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員

私は今回の通告にもあるように、オーガニックビレッジのことをちょっと調べる中で、最初に取り組むのが大体どこの自治体も米飯ということを聞いておりますので、ちょっと米のことだけになるんですけど、一日に使うお米って何キロぐらいになっているんでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

米の使用量ですが、これ一日約130キロから150キロ、年間でいうと約30トンということになります。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員

ですと、多分、私がJAさんにお伺いしたところでは、全然、安芸高田市内のつくられてるお米で賄えるというふうにちょっと今思いました。

私が今言ってるのは、あくまで安芸高田市内でつくられている減農薬のこだわり米のことですが、学校の給食はこれでもしかしたら減農薬のものに賄えるのではないかなというふうに思っておりますが、この点は間違いないと思いますので、もう一つ、このお米、給食センターで炊飯されているんでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

今使っている米はですね、安芸高田産のあきさかりを100%使用しております。

炊飯の設備ですけども、これは給食センターには今ございませんので、佐伯区にありますアグリフードサービス、そういった元あったアグリフーズの関係の工場から配送をしてもらっているという状況です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員

私、一応、地元の有機食材、そういうものを使用する、しようという、そういうのを推奨する中で、ちょっと遠方から運ばれてるというのを把握しておりませんでした。

それは市長は掲げられる行財政改革とかですね、カーボンニュートラ

ルの視点から見ても少々適切ではないかなと思えるんですが、本給食センターに炊飯の設備を整備することというのは難しいんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 もともと、この給食センターができるときに、その隣に第三セクターのアグリフーズ株式会社がありましたので、最初はそこで全て炊飯のほうもやっておったというふうに記憶しております。

その炊飯ラインが故障したときに設備を更新するのに非常にコストがかかるということから、そのランニングコスト、あるいは施設をまた再整備する、そういったことと比較をした結果、現在の系列のところであります佐伯区のアグリフーズのほうから、そこで炊いたものを搬送したほうが、よりコスト的にもメリットがあるということで変更した経緯があるというふうに認識しております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 今、教育長、コストのことを言われたんですけど、ちょっと市長に伺いたいんですが、教育委員会は今設備がないため遠方から届けると言われまして、私の認識では産業部は地産地消を訴えられていますね。

市長はカーボンニュートラルを掲げ、燃料費を使って御飯を運ぶ、ちょっともやもやして私するんですけど、ここ市長どうお考えかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

もやもやするということがありますけども、どれぐらいのコストがかかるのかというのは、ちょっと持ち合わせてないんですけども、その炊飯ラインを整備するのが。恐らく隣の建物で炊飯しとったのができなくなって向こうに行ったというのもあるんだろうと思うんですけども、ちょっとその辺は調べてはみたいとは思いますが。

○石 飛 議 長 浅枝議員。

○浅 枝 議 員 私もあんまり得意分野じゃないんですけど、ふるさと納税、そういうのを活用したクラウドファンディングとか、あと先ほど同僚議員が言われた過疎対策事業債とか、あと環境省の省エネ推進交付金とか、そういうのを活用できて、炊飯設備をもし導入することを検討できるんだったら考えるのも悪くないかなと思いますので、市としても未来の投資として考えていただいて、私もちょっと勉強しておきますので、次までの宿題かなと自分の中でも思っております。

では、次に行きます。次の質問（5）です。市民団体の発足について。

①市民団体発足、先ほど申しましたように、あきたかた未来と食を考える会が発足しました。市民団体発足を市長としてはどのように受け止められているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

まず、市民団体が発足して、有機農業に取り組むメンバーがまとまって技術の共有化や生産量の拡大を図っていくという取組については、市の農業を発展させる取組の一つとして歓迎すべきことだと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 実は、今集まってるメンバーほとんど農家じゃないんですね。消費者の方が多いいという、そして市外の方も結構いらっしゃるという、非常に市民の方の意識が高い、そういう団体が立ち上がりました。

では、次に行きます。②市長はこれまで、市として旗振りをする部分が必要と答弁されていますが、その旗振りとは、オーガニックビレッジ宣言に向け、市が主体となって、生産者、市民団体、関係機関等との協議の場を設け、本市としての方向性や構想の具体化を進めていくお考えがあるか、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市としての方向性や構想を具体化していくために発足した市民団体の活動のメンバーさんを中心に、J Aを含む関係団体の皆さんと協議の場を設けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 また私が考えていた内容とちょっと上をいく答弁をいただいて、すごく心強い答弁でした。もうちょっと再質問を考えていたのが、全部却下になってしまったので③番に行きます。

市民団体において、学校給食への有機食材の提供に向け取組が始まっていますが、本市として、オーガニックビレッジ宣言を見据え、地元産有機農産物の学校給食への活用について、具体的な検討を進めていくお考えがあるか教育長にもお伺いしたんですが、ダブりますが、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたけども、御提供いただける農産物については、使用数量の確保、あるいはコスト面の協議、検証していくことが大切だというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 実は日本中で、今、オーガニックビレッジ宣言をしてる自治体、皆さん、最初、そういう感じでスタートされてるので、多分、同じような悩みを持ちながらスタートされたところと意見を共有しながらいけば、いい形で安芸高田市も新しい町に生まれ変わるのではないかなと思っております。

私もいろんな研修に行かせていただく中で、やっぱり若い子育て世代が非常に、今、食の安全や環境の優しさというのを住む場所を選ぶ基準にされてる方が多いなという印象があります。

有機食材が提供されている学校給食の取組をスタートして、オーガニックビレッジ宣言を行うことになれば、本市は子供たちの健康と未来を考えている、本気で考えるまちだというふうに強力なメッセージを、そういう方たちにアピールできるんじゃないかなというふうに思います。

同僚委員の質問の際の答弁にありました、子供の居場所づくりの充実として、多様な学びの場を提供したいというのがあったんですけど、多様な学びの場の一つは食育だと再々私も言っております。

これは、子供もですけど、保護者さんも一緒に学んでいくというのは非常にすばらしいなと思っております。

そういう場所としては、安芸高田市にはほとんどの学校の近所に田畑がありますので、そういうところを学びの場に変えて、先生は地元の本当に地域の方々が先生となって、皆さんと一緒に農作物をつくって、そうすると、自然と地域とコミュニティが子供たちの間、学生の中に生まれていく、そういう世代間交流にもなりますし、そうやってしまえば、再三、今回、実は私、昨日、桜守プロジェクトというので土師ダムのほうにちょっと参加させていただいたんですけど、そこで大量に出る木くずとか、落ち葉とか、そういうものも肥料になるということで、購入しなくていいという、最終的には、肥料を購入しなくていいという形にもなっていくしますので、そういう取組もいいなと思ったり、側溝にたまった落ち葉とか、山に行って木とかを集めることが地域のためのそういうものにもなりますし、運動の一つにもなるかなと思ってます。地域もきれいになって、体力づくり、こういうのが循環型農法ではないかというふうに私は思ってますが、市長のほうはどう思われているのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど紹介いただいた流れについては、理想の形だと思います。これをまた全市一律に展開するというのは難しいと思いますんで、今回立ち上がったグループを中心に実践をして広げていくというのも一つの方法ではないかなと思いますんで、その辺もしっかりと、これから協議の

場も設けていきますので、その中でまた協議していただければというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 同僚議員のほうが先ほど質問されていましたが給食の残渣の件なんですけど、私、自分でつくったものをそんなに無駄にするような子供たちは安芸高田市にはいないと思いますので、やはり自分の手で食べるものをつくるというのは、そういうところにもつながるかなと思いますので、市長が言われる循環型経済、サーキュラーエコノミー、こういうところにもつながるかなというふうに思ってます。

郷土愛を育むという究極の教育にも結びついていくと思いますので、ぜひ市民団体も含めて一緒に協議の場で話し合いができればなと思っております。

では、次に行きます。(6)番、市長は令和7年第1回定例会の答弁で、オーガニックビレッジに取り組む検討をすることに価値があると答弁されています。

そこで、①本市におけるオーガニックビレッジ宣言の現在の進捗状況があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

担当課のほうでは、既にオーガニックビレッジ宣言をしている神石高原町の担当者の方への聞き取り、あるいはJAとの協議を進めている状況です。また浅枝議員からのプレゼンも受けたと伺っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 そうですね、市長をどけにしたわけじゃないんですけど、部長方々に皆さんお時間いただいて一度お話を聞いていただきました。そういうふうにすごいスムーズに進んでるとは思ってなかったんで、またちょっと再質問がぶっ飛んでしまったんで、②に行きます。

②番オーガニックビレッジ宣言は、令和7年12月時点で全国154市町村に広がり、国の支援の下、有機農業の推進や地域ブランドの向上など、地域振興につながる取組として注目されています。本市においても、中山間地域の特性を生かした持続可能な農業の推進は重要であり、オーガニックビレッジ宣言はその方向性を示す有効な手段の一つであると考え、スピード感を持って進めるべきと感じますが、既に進んでいる感じがしておりますので、ちょっと内容が変わってくるかもしれないんですけど、こうした全国的な動きを踏まえ、本市としてオーガニックビレッジ宣言に向けた今後の取組について、先ほどちょっと答弁していただいたんで

すが、重ねてになります市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今年、有機食材について考える市民団体が立ち上がりました。先ほどの答弁と重なりますけども、まずは、その活動のメンバーの皆さんからお話を伺い、その上で関係団体の皆さんも加わっていただきながら協議する場を設けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 今日は市民団体の方も傍聴に来ていただいておりますし、来られない方がY o u T u b e等で配信のほうを見ていただいておりますので、本当にみんな心強く今感じておるところでございます。

これは再三申しますように農業政策ではありません。地域活性事業の一つが、このオーガニックビレッジということであります。まだ皆さんにもなかなか浸透してない部分で、広島県は、市長が言われるように神石高原町だけの宣言になっておりますが、もう全国的には本当に農水省の予想を上回るスピードで多くの自治体が手を挙げて宣言されてます。

そこでは、まず学校給食という取組が一番多いというふうに伺ってるんですけど、先日、この市民団体のメンバーの1人が宮崎県の綾町という、有機の町というぐらい有名なところに視察に行ったんですけど、綾町で代表をされてる方がほかの資料のほうを見させていただいて言われたことは、びっくりしたんですけど、スピードは興奮をくれるが継続は未来をくれるという言葉述べていらっしゃいました。非常にすばらしい言葉だなと思いました。

有機農業というのは本当に今日明日でできるようなものではないので、持続可能にしていくには、やはり多少は行政の力添えが必要かなと思いますし、これによって、昨日は3月8日国際女性デーということで、女性の活躍という部分でも、小さい農家にはやっぱり女性の力というのは私は不可欠かなと思っております。

そこには高齢者も含めて小さなお子様、お子さんから、そういう方たちの力で、私はこの耕作放棄地問題というのは解決に少しずつ向かっていくと、そう願っております。そういう先頭に立って安芸高田市が、ぜひ走っていければなと思っております。

なお、1年前にこの場所で私がちょっと言った言葉を覚えていらっしゃるかどうかわかりませんが、覚えてらっしゃいますね、市長。

東京にデモ行進に行ってきますと、1年前に初めての一般質問のときに言ったんですけど、実はまた今月末で東京へ行ってきます。1年たって、実は農業界はますます厳しくなってます。特に酪農家の方の声を伺うと、本当に今米価が上がっておりますので稲作の農家は非常に勢いが

ついてるんですけど、酪農の方たちは、もう本当に時給マイナスという世界で毎日必死に命と向き合ってると思います。

そういうところを訴えて、このデモ行進の中で一貫して私たちは国に対して農家の所得補償を訴えています。これは市に訴える気は全くないんですけど、その中で私は1年間このことについて覚悟を持って訴えてまいりました。

ちょっと前の新聞で、首相の施政方針で、全ての田畑フル活用というのを言われておりました。こういうところも含めて、やっぱり、市として声を国に上げていくそろそろ時期かなと、いろんな市町で実は意見書も上がっておりますので、なかなか国が動かないのであれば、私も小さな力ですけど、この市から声を上げていきたいなと思っていますが、最後に、市長に最初にも言いましたが、小さな農家を含めた全ての農家所得向上に直結する、そういう施策を、投資をどのように考えておられるか、市長の見解を伺って、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

全ての農家の所得向上に直結する施策への投資についてということです。

私自身も農業者であります。資材価格の高騰や天候の影響、あるいは販売価格等のバランス等の農業経営の厳しさについては、現場で農業に従事している人間として実感として受け止めております。農業は努力だけでどうにかなる産業でもないという部分もあります。自然条件や市場環境に大きく左右される産業であるからこそ、行政として農業経営を支える環境を整えていくことが重要であると思っています。

本市の農業は大規模農家だけではなくて、先ほどもありましたように、小規模農家の方も含め、多くの農家の皆様によって支えられています。そういった中、中山間地域の多いこの本市ではですね、農業を単なる産業ではなく、農地や地域の暮らしを守る基盤としてもなっておると考えております。

農業の現場を知る立場として申し上げますと、農政というのは机だけで決められることなく、現場に足を運んで農家の皆さんの意見を聞きながら、それを具体化していくことが必要だという思いも一方で持っております。特に財源がそこにはついて回りますけども、そういった部分については既存事業の見直しによる予算の捻出といいますか、重点化をする段階もいつかは必要なんではないかなというふうに思っています。その中で農水省への支援の要請等の要望活動も同時に行いながら、市の中でも財源で選択と集中という言葉がありますけども、いつかの時点ではこの事業を抑えて農業分野へ重点的に投入するということも判断することが必要なときも来るかと思っておりますけども、そういったときがいつ来るかというのを準備するためにも、しっかりとそういう情報を取りなが

ら前に進めていきたいと思っております。

農業をしている市長の一人として、農家の所得を上げていくということは重要なことだというふうに私も身をもって感じておりますので、そこはこれからの展開のほうでしっかりと進めていきたいと思います。

あと一つ、一般質問に合わせたかどうか知らないんですけども、オーガニックビレッジ全国首長の会議に参加しませんかという案内が来ました。これ、浅枝議員が何か情報提供されたのかなと思いながら、どうしようかなと思いながら申込みを考えておるところです。また相談させてください。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 裏から手を回しておるわけではありません。全国的に、本当にオーガニックビレッジ、すばらしい取組なので、みんなで手を合わせていこうということと、やっぱり広島県自体が今、循環型農法というほうにかじを切り始めてます。そういう取組も産業部のほうで、そういう団体のほうにも入っていらっしゃるので、多分、お声がかかったんだと思いますが、私もスーツケースの中へ入って一緒についていきますので、ぜひ日程が決まりましたら、お知らせ願いたいと思いますし、本日言ったように市民団体の方が傍聴に来られてますので、今晩は緊急大ミーティングで、市長のスケジュールを、ぜひ何日か言って、ぜひ一緒にお話ができる時間を取っていただければと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、浅枝議員の質問を終わります。

議場内換気のため、4時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

5番 小松議員。

○小 松 議 員 5番 小松かすみです。通告に基づき、大枠3点について質問させていただきます。

大枠1点目、放課後児童クラブの現状や入所要件について。

放課後児童クラブは、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として運営が行われております。長年放課後児童クラブの運営に携わってきた地元団体から今年度業務委託先が変わり、新しい企業が運営を担っております。そこで、放課後児童クラブの現状などについて以下6点伺います。

1 点目です。今年度の児童クラブの定員に対しての利用者割合を伺います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      小松議員の質問にお答えいたします。

安芸高田市内の児童クラブの数は 10 施設で 16 支援あります。平日利用と長期休業期間利用を合わせた定員数は 615 人となっています。利用者数については時期によって若干の増減がありますが、直近 2 月 1 日時点での利用者は 510 人、定員に対して約 83%の利用割合となっております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員      83%とお聞きいたしました。来年度についても、割合が分かれば教えていただけますでしょうか。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長      直近の申込みで言いますと、2月1日現在で510名、率で言いますと83%ということでございます。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員      2月の数字を出していただいていたということで、次の質問にまいります。

先ほど83%というのは、夏休みの長期休業中も合わせての利用割合だったのでしょうか。それでなければ(2)の夏休みの休業期間中の割合、ちょっと増えると思うんですけども、割合をお願いします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      お答えいたします。

長期休業期間の利用割合は通常に比べて若干多くなります。利用登録が最も多くなる7月1日現在で、昨年は利用者数518人、定員に対する利用割合は約84%となっております。

以上です。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員      多くは変わらないということなんですけども、続いて3番目の質問です。放課後児童クラブの運営に関して、年度途中ではあるんですが、ほぼ1年終わる現時点の成果のほうを伺います。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。  
放課後児童クラブ事業、長年実施をしていく中で、高学年の利用ができるよう施設の拡大を行うなど、待機児童の解消に取り組んできたところではあります。  
その成果もあって、ここ数年、待機児童を出すことなく保護者の皆さんが就労などで家庭にいない児童の居場所としての役割を果たせていると考えております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 今年度、施設2名体制から3名体制に変更して予算が大幅に増額されてますけれども、狙いどおりの成果というのはあったのか評価を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 待機児童が解消しており、年度途中の利用規模にも対応しているということで、現時点では支障なく対応できているというふうに評価しております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 委託業者は放課後等デイサービスの運営等もされているようなんですけれども、そういった強みは児童保育の現場では生かされているのか、把握されていれば教えてください。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 委託業者、株式会社キャレオスでございますけれども、放課後児童クラブのほか、放課後デイ等も全国で展開されており、適切に運営されているというふうに評価しております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 続いて、4番目の質問に入ります。放課後児童クラブ運営に関する現状の課題を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
現在、運営は株式会社キャレオスに委託をし、16 支援とも基本 3 名体制で運営を行っていただいております。児童クラブの支援員として勤務いただいている方は、教員免許あるいは保育士などの資格取得者か、必要な研修を受けていただいた方に担ってもらっています。  
課題としては、これはどの業種においても共通の問題となっております。

すけども、有資格者の人材確保が難しくなっているということです。特に夏休み中などの長期休業期間中は限られた人数の中で人員配置がされているため、受入れ時間の前倒しなどのイレギュラーな対応ができてないという現状があります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 人材不足ということだと思うんですけども、その改善策というのは何か工夫など採用、ある地元のところでは、児童クラブでお世話になっている子が大学生になって、今回支援員として入っていましたが、そういった若いところへの働きかけもできるかと思うんですけども、改善策等を考えられているのであれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 現在、道の駅等で募集等されておられますけれども、やはり人材の有資格者の確保が難しいのは全国的な課題であって、本市でも採用活動に一定の苦労が生じているのは現実だそうです。ただ、現在、必要な人員基準のほうは満たしておりまして、日常の運営に支障が出ることはございません。

今後とも事業者と協力しながら、まず働きやすい職場環境、それから研修の充実を通じて人材確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて5番目の質問に移ります。国の法律に基づく放課後児童クラブ運営指針の示す学童保育の理念には、子どもの権利条約の理念と共通をしているところが多いです。本市学童保育において、子どもの権利条約に基づく学童保育の実践が行われているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

放課後児童クラブの運営指針では「子どもの最善の利益を優先して考慮して育成支援を推進することに努めなければならない」としており、事業の目的は「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」ことと定められております。

児童クラブは、年齢の異なる子供が同じ場所で一緒に過ごす場所です。子供一人一人が異年齢との関わりを考え、相互の理解を持って、それぞれの感情や意思を尊重できるように配慮しながら、様々な遊びの中で自らの主体性を持って安心して過ごせる場となるよう運営をお願いしており、適切に実践されているものと評価をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 子どもの権利条約を学童保育に生かすといったたぐいの書籍も多くあります。親や学校の先生は、子供の真上の縦の関係、友達は横の関係、子供の成長発達に重要なのは斜めの関係の大人というふうに言われております。

昔は近所や地域の方々が斜めの存在だったと思うんですが、児童クラブにおいては、支援員さんがまさにこの斜めの関係の大人であります。ある程度の距離から俯瞰的に物事を見つめて、子供の声や話を聞ける、SOSやつぶやきを受け止めることができる立場にあります。

そして、現場で生じる様々な問題に対するときの基準になるのが子どもの権利条約であり、学童保育支援員の専門性のよりどころとなると言われております。

藤本市長の施政方針で、2026年に子どもの権利条例制定に取り組むことが明示されておりました。市長の英断、大変頼もしく高く評価しております。条例の下、未来の主体である子供たちの声や考え、意見を尊重した学童保育が行われることを期待しております。条例制定に関して、どの部署を中心にどのようなスケジュールで行う予定であるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 新年度に向けて今準備をしているところですけども、福祉保健部のほうを主に横断的な組織になるかもしれませんけども、そこら辺をしっかりと検討して制定に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 国の運営方針と子どもの権利条約の原則の整合性を、市の運営方針、手続に反映して、子どもの権利条約が実現されるまちづくりのほうを期待しております。

続いて、6 番目の質問に入ります。今まで社会福祉協議会に業務委託されていた幼児と小学校の一時預かり制度というのが昨年 12 月で終了したと聞いております。

幼児においては、保育園やこども園での一時預かりが行われておりますが、小学生が利用できる一時預かりは現状制度がない状態になっております。特に暑い長い夏休みの長期休業中、児童クラブの定員枠が空いていれば、入所要件を満たさない児童の一時預かりを週に一、二回程度可能にするように入所要件の緩和ができないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。

放課後児童クラブは保護者の就労のほか、産前産後の疾病、介護などにより継続的に家庭での監護を受けることが困難な児童が対象となっております。

現在の児童クラブの利用は定員に対して若干の余裕はありますが、利用要件に該当する児童の受入れに余力を確保し、真に利用が必要な児童に待機させることのないように勤めているところです。

したがって、入所要件を満たしていない児童の皆さんの一時的な預かりを実施することは少し難しい状況にあると思っております。一時的な預かりが必要な場合については、担当課の窓口でファミサポの利用なども御案内しておりますので、御理解をいただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 小学校の一時預かりについては、ファミリーサポートを活用してということで考えてらっしゃるということでお聞きさせていただきましたが、夏休みは多くの子供たちが児童クラブに行かれています。働かれています親が多いということで多くの子が行っています。お母さんが赤ちゃんの育児をしていたり、祖父母がいるために、児童クラブに行きたくても行けない子供たちは、同年齢の子供たちと遊ぶことができない状況でもあります。

昔、子供が多かった頃には児童クラブはなかったです。市長もそうだったと思うんですが、私も比較的、学校から帰ったら好き勝手野山を走り回って遊んでいましたが、現在は子供たちが自由に遊べる仲間、時間、空間、この3つの間がなくなってきたということがあり、青少年の健全育成の点で課題だと感じております。

日本の児童福祉法や放課後児童健全育成事業の実施要項では、夏休みなどの長期休業期間中の臨時利用について、自治体ごとの条例運営で柔軟に判断可能とされており、全国一律で厳格な要件は定められてないようです。

83%ということで、必要な子の受入れということで現在は難しいということでしたが、将来的に定員を満たさない場合が今後増えてくるようであれば、青少年健全育成や子育て支援の観点から要件外の児童の受入れを可能にすることができるよう制度の見直しをすることは有効で、先進的な取組になるかと考えますが、少し先の将来にはなるんですけども、そのようなことができるかどうか所見を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 先の話ということでありますけども、状況は激変するとか、そういった状況になったときには、おいおいこれも考えていく必要がある事案だというふうには認識をしております。

担当課のほうも、そういったところの情報を取りながら、いろいろ今考えてはくれていますけども、将来にわたっては検討していく必要があることだというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 前回の12月の議会のときに、文化センター等、子供の暑い夏の居場所ということで、ちょっと検討してみたいという市長の答弁があったんですが、そういったところも含めて、本当に子供たちの居場所というところで少し検討いただければいいのかなというふうに思っております。

続いて大枠2点目、児童生徒の健康、及び体力について。

インターネットが本格的に普及して約 20 年、今やA I と共存と言われる超デジタル時代、なかなか私もついていけないところが多いです。その便利さの裏側に潜む危険性や体力の低下などが指摘されております。オーストラリアでは、ネットいじめ、摂食障害関連コンテンツ、自傷行為助長投稿などから子供を守り、メンタルヘルス悪影響を防ぐ目的で、2025 年 12 月 10 日、世界初の全国的な SNS 年齢制限法が施行されました。

日本では、文部科学省のG I G Aスクール構想で、1 人 1 台端末による事業の実現を目指す取組でC h r o m e b o o k が義務教育の現場に導入されて5 年がたちます。家庭だけではなく、学校における一日のスマホやP C等の画面視聴時間が確実に増加している現状があります。

スポーツ庁によると、2019 年、2021 年実施の全国体力・運動能力調査の結果では、家庭や学校におけるスクリーンタイム、これ画面視聴の時間の増加の影響が表れており、小中学校の男女とも体力合計点の低下、小学校5 年生男子は過去最低を記録したようです。

ネット社会が進む中、子供たちへの健康面・体力面の弊害が懸念されています。そこで5 点伺います。

(1) ネット依存が原因による不登校児童について、把握されていればお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 不登校児童生徒数は、昨年度、過去最多の59名というふうになっております。不登校の要因は、複雑化・多様化しており、ネット依存が原因との特定はできておりません。

文部科学省の実施する調査において、ネット依存を直接の原因とする項目はないのですが、生活リズムの不調に関する相談があったという項目に該当するケースは、安芸高田市の場合、小学校で7 件、中学校で8 件、計 15 件あったというふうに報告を受けております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

- 小 松 議 員      生活リズムで全体で15件の相談があったということだったと思うんですが、令和6年度版の厚生労働白書によると、過去20年で鬱病や適応障害等の数値が約2.5倍に増加しているそうです。特徴的なストレス要因としては、急速なデジタル化やSNSの利用拡大を伴う孤独、孤立の深刻化が挙げられております。
- 家庭との連携により、ネット依存、ネットとの付き合い方ですね、不登校を未然に防ぐ体制というのはできているのかお伺いします。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。
- 猪掛教育長。
- 猪掛教育長      学校と家庭との連携という面では、学校からのメール等によりまして、いろいろな情報提供をしておりますので、学校だより等でも、こういった問題を取り上げて親子で一緒に考えてみたいというような記事があったり、そういったことも共有できるようにしているところです。
- さらに、来年度になりますけども、教育委員会としても、やはり家庭学習の中でネット依存というものを親子一緒に考えていくような、そういう勉強会ができないかということで、予算のほうにも多少でありますけども計上しております。しっかり、そういった連携をしながら、この問題については取組をしていきたいというふうに考えております。
- 石 飛 議 長      答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員      確認させてください。予算化されてる勉強会というのは、こういった対象での勉強会でしょうか。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。
- 猪掛教育長。
- 猪掛教育長      以前にもやっておったというふうに聞いておりますけども、通称親プロという事業で、県のほうにそういった講師の登録があって、その方を呼んで、例えばPTAとか、PTCとか、そういった小さい単位、あるいは学校単位の中で研修、話を聞いたり、グループ討議をしたり、そういった研修の機会を設けることができるというような取組ございます。
- 石 飛 議 長      答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員      続いて(2)に移ります。児童生徒に対してSNS依存、詐欺、犯罪被害などのリスクを学ぶ情報リテラシー教育は実施されているのかお伺いします。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。
- 猪掛教育長。
- 猪掛教育長      市内の小中学校では、学習指導要領に基づき、情報リテラシー教育を、道徳、また特別活動、あるいは技術科等で位置づけて実施をしております。
- また、3学期には全小中学校全学年で実施するように指導していますし、保護者向けにも連絡メールであります、すぐるを使って資料を送

付し啓発を行っているところです。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 では、リテラシー教育は様々な形で行われているということで、保護者である私のほうも広島県の教育委員会から青少年のインターネット利用に係る保護者向けの普及啓発のリーフレットが送られてまいりました。

私たち保護者自身が家庭の中でルールをちゃんと決めて、子供への啓発を大人としてすべきだとは考えてますけども、学校でも来年度取組があるということだったんですけど、やっぱり保護者もなかなか十分ではないので、学校、教育委員会等も、そういったことをしてほしいという声も聞いておりましたので、来年度進められるということでお聞きしたんですが、実は親プロとは関係ないかもしれないですけど、広島市内で、デジタル依存の危険性とか、ネットの付き合い方について、児童向けの出前授業や保護者を対象に研修が行われている元教員の先生が、来年度向原小学校のPTAで外部講師として招聘し、子供向けの出前授業と保護者向けの研修をそれぞれ開催する予定であります。

ぜひ教育委員会としても参加していただいて、具体的な日にちも決まっております。有効と思われれば、親プロのほうもですけども、実際に研修に先立ち、子供にアンケートを取って、そのアンケートの結果を基に親に研修をしていくというような形で、かなり実践的で、素晴らしい事業をされてらっしゃる先生でいらっしゃいます。

ちょっと衝撃だったのが、家庭でルールを決めずに使っている子供たちの割合が全国平均で言うと11%が平均だそうです。もう無制限にルールをなしで、11%らしいんですけど、向原で実施するのに当たって子供たちにアンケートを取られたそうです。40%がルールなしに見てる現状、さらには5時間以上見ている、ルールもない、時間の制限も、ルールがないので時間制限がないということだと思うんですが、現実の子供の生の声を調査すると、全国平均から比べても、今の現状は非常に何とかしない状況じゃないかというふうには言われていらっしゃいましたが、ぜひ教育委員会のほうとしても、各小学校PTAのほうへ情報提供していただければよいと思います。

続いて3番目の質問です。本市児童生徒の視力など、健康測定における健康被害が見受けられるかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 過去10年間の小中学生の視力検査結果を比較したところ、小学生では悪化の傾向はほとんど見られないものの、中学生では既に眼鏡等を使用している生徒、それから裸眼視力が1.0未満の生徒を合わせた、いわゆる視力課題を抱える全該当者の割合は、2016年度の58.5%から2025年度には66.3%に増加し、全体の約3分の2が何らかの視力課題を抱えているという結果となっております。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員      ゲームやネットやデジタルのものを本当に見る機会が多いので、視力の低下のほうは起こるべくして起こっていると思うんですけども、家庭、教育委員会連携して、子供たちのルールづくりによるデジタルの利用というのを考えていけたらと思います。

続いて4番目の質問に移ります。本市児童生徒の体力測定において低下傾向が見受けられるか伺います。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長      令和7年度の全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果におきまして、各種目における安芸高田市の平均値を経年比較すると、全国的にも同様なんですけども、低下しているという傾向が見られます。

広島県の調査においては、中学校の2年生男子及び女子が県平均を大きく上回るという結果というふうにもなっております。全体的には低下している傾向ということでございます。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員      続いて5番目の質問に移ります。本市の教育において児童生徒の体力、先ほど体力低下傾向とありました、体力向上推進に向けた取組があるかお聞きします。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長      本市の第4次安芸高田市教育振興基本計画では、主体的な学びを促す教育活動の推進において、体力・運動能力の向上という項目の中で、取組として体力向上と運動習慣の定着というのを掲げております。

運動の楽しさを実感できる体育の授業、児童生徒の実態や発達段階に即した継続的な体力向上と運動習慣の定着を図ることとしております。全国体力・運動能力調査の結果を受けて、各校において体力づくりの推進計画を策定し、取組を行っているところです。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員      体力向上と運動習慣の定着を図るということでお聞かせいただきました。

提案にはこれからなっていくんですが、今年1月の11日に京都で行われました皇后杯第44回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会におきまして、広島県のチームの3区を走った甲田中学校の生徒さんの活躍ぶり、皆さん御存じだと思うんですけど、大変感動いたしました。全国14位の記録だそうで今後の活躍にも期待しております。

彼女が陸上に目覚めた原点は、川村毅杯安芸高田市小学校駅伝競走大会における6年生での最優秀受賞と聞いております。これまでも特に女

子で川村杯を経て全国レベルで活躍してる選手を輩出している大会の実績があります。

広島県陸上協会登録の駅伝大会に、公立小学校単位で練習を重ねて参加するということは大変珍しく、一目置かれている素晴らしい大会と聞いております。市長の息子さんは第1回の最優秀賞だったというふうに、この前ちょっとお聞きしたんですけども、素晴らしい大会の第1回を飾られたということで、うちの娘もそうですけど、高学年の姿に憧れて、低学年もそこを目標を持って頑張りたいなというふうになっているようです。

本市にはNANJOキズナのわ 元就の里リレーマラソンや、土師ダムマラソンもあります。走る楽しさを感じることや、各種大会に出場するということを年間目標にした、年間を通じた全市的な取組が児童生徒の体力向上につながる有効的な策ではないかと思えますけれども、教育長の所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 確かに小学生が一堂に会した大会、川村毅杯の駅伝大会、こういったところは非常に本市の特徴として打ち出せていけるものだと思います。

記録うんぬんということもありますけども、やはり、こういう大会を通して、これをきっかけとして、走ることが好きになったり、体力づくりというものについて関心を持つ、そういうことも大切であろうかと思えます。

陸上大会、いろいろな大会が本市でも開催されております。陸上競技協会の皆さんともいろいろ協力をしていただきながら開催できているわけですけども、地域での逆に小さい大会等がなかなか今度は人数が少なくて開催ができなくなってきたという実態もございます。

やはり、全体的な人口の減少という波にはどうしてもあらがえないところはございますけども、やはり学校、それから地域、そういったところで子供たちと体力づくりというのは、みんなが一体となってやっぱりやっていかなければいけないことではないかというふうに感じております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 走るということは本当に基本の基本だと思っております。誰でもどこでもできることだと思うんですが、先ほど教育長のほうから各学校で推進計画を立てられるということだったんですが、こういう川村毅杯とか、元就の里リレーマラソンとか、土師ダムマラソンとか、この自然豊かな安芸高田市の中で本当に走るということのイベントがあるわけなので、各校の計画ではなくて、教育委員会が全市として走るというところの取組を推進するということとはできないのかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 先ほどの答弁と重なりますけども、やはり一つには川村毅杯という大会がありますので、それに向けた各学校での取組、これは様々であろうと思いますが、一生懸命、子供たちが休憩時間を利用して、先生と一緒に走っている姿を私も何度も見かけました。そういったところが共通してできる場所というふうに私は捉えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 基礎体力づくりという点なんですけれども、また別の提案になるんですが、児童の健全育成や体力づくりを目的とした全国ラジオ体操コンクールにおける美土里小学校の取組、実績は大変素晴らしいと思います。  
安芸高田市全市的な展開というものができないのか、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 美土里小学校の特色として、ラジオ体操をずっと続けておられる、これは全国大会でも高い評価を得ております。

各学校でやはり特色を持った取組というのがありますので、これを今全市で広げてやるということは考えておりません。それぞれ、また学校の体力向上計画、そういったものに基づいて実施していただければ、それを推進するという立場でおりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 第1回目から優秀な成績を収められて、第9回には金賞を受賞して、今でもユーチューブのほうでコンクールの様子、九代目美土里グリンピースの様子が紹介されており誇らしく思います。

子供の減少により、子供会とともに夏休みのラジオ体操活動もなくなっている現状もあります。しかし、現在では、様々な、ドラえもんバージョンであるとか、いろんな楽しくラジオ体操が家庭でChromebookの動画を見ながらできる状況でもあります。

予算をかけずに、美土里小学校のモデルを全市的に展開できればいいんじゃないかなと思うんですが、市の学力向上もそうですけども、関係人口という点で、例えば神楽とコラボしたようなラジオ体操の動画をつくってみたり、夏休みの後半に神楽の里ラジオ体操コンクールといったものを神楽ドームで開催するなど、市内の子だけではなくて、よそからも引っ張ってこれるようなイベント的な体力づくりというところも考えてみると面白いんじゃないかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 御提案、面白いと思いますが、どこまで実現できるかということは、

少し検討が必要なのかなというふうに思います。いろんなアイデアをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、やっぱり総合的に子供の体力推進というなどところを話をしていく場、そういった機会を設けていくというのにも必要なのかなというふうに感じさせていただきました。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 毛利の里、NANJOさんのキズナのリレーマラソンもありますし、神楽の里でまた一つ面白いイベントで関係人口を引っ張ってこれるようなことも考えていただけたらいいんじゃないかなと思います。

最後に、前回も先日金曜日もインセンティブ付きの大人の健康チャレンジの話があったんですが、子供たちに魅力的なインセンティブ付きの子供の体力づくりチャレンジのような取組とかいったものもできるかと思いますが、例えばサンフレッチェ広島のマザータウンの強みを生かして、観戦チケット辺りとか、いろんな魅力的なものもありますけども、本市の強みを生かしたインセンティブがあるような体力のチャレンジというような取組ができれば、本当、本市の強み、魅力、子供たちのまちへの誇りとか愛着の醸成につなげていけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、市のほうでもいろいろ考えていただけたらと思っております。

○石 飛 議 長 質問の途中ではございますが、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

引き続き、質問をお願いいたします。

○小 松 議 員 大枠3点目、市職員の人材育成についてお聞きします。

令和3年3月に改定された安芸高田市人材育成基本方針に「自ら考える」を鉄則として、「全ての職員が固定概念に縛られず、それぞれの立場で理想を追い求め、各自が主体的に仕事に取り組む自律成長型の組織を目指し、人材育成に取り組む」とあります。さらに、信頼される職員、創造する職員、行動力のある職員の3つの職員像から目指す職員像、市民とともに、安芸高田市を創り、未来を拓く職員を実現するとあります。職員に求められる能力の一つとして、社会環境の変化や市民ニーズを的確に捉えた上で、効果的な施策を企画・立案できるとともに、事業として具現化できる能力、いわゆる政策形成能力があります。人輝く・安芸高田の実現に向けて、市役所職員の自己研さんとともに市としての人材育成が大変重要になってくると考えます。

そこで、職員の能力を伸ばす職員研修や職場環境づくりなど、人材育成について、以下10点伺います。1つ目です。市役所職員の人材育成について成果を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

お答えいたします。

本市では、小松議員御指摘のとおり、人材育成基本方針に基づき「市民とともに安芸高田市をつくり、未来を拓く職員」、そして「自ら考える職員」の育成を目標に掲げ、人事管理制度、職場環境づくり、職員研修を柱とした総合的な人材育成に取り組んできました。

その成果につきましては、画一的に数値で示すことは必ずしも容易ではありませんけれども、職員が主体的に業務改善や政策立案に取り組む意識の醸成、さらには管理監督職を中心としたマネジメント能力の向上など、組織として一定の前進が見られているものと認識をしています。

人材育成は、ここまで到達すれば完成というものではなく、日々の業務の中で積み重ねと、自己研さんの継続が何より重要であると考えています。

今後も人材育成の成果を市民の皆様に行政サービスの質として実感いただけるよう、不断の取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員

チーム安芸高田、市役所の今後の活躍を期待するところでございます。続いて2番目です。人材育成についての課題を伺います。

○石飛議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

お答えいたします。

社会環境が大きく変化する中で、政策形成能力の一層の向上が求められており、限られた人員体制の中で、計画的かつ継続的に人材育成を進めていく体制づくりが重要な課題であると認識をしています。あわせて、研修の成果を組織全体へ波及させ、実際の業務改善や政策立案につなげる仕組みの構築も必要だと思っています。

加えて、大きな課題としてDXの推進強化です。来年度からDX推進課を設置し体制を強化しますが、全職員が住民サービスの向上や業務の効率化の視点を持ち、持続可能な自治体運営につながる行政改革を進めることが必要不可欠であり、そのためのITスキルの向上と意識改革が大きな課題であると考えております。

以上です。

○石飛議長

答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員

ITスキルの底上げと意識改革が重要ということでありました。DX推進というのが来年度本格的に入ってくるんだと思うんですが、職員のITスキルの向上など、その推進に向けて、市長の意向を反映した形で安芸高田市人材育成基本方針の改定は検討されているのか伺います。

○石飛議長

答弁を求めます。

- 藤本市長。
- 藤本市長 安芸高田市人材育成基本方針については、内容を研さんしながら状況に即して改定はしていこうというふうに思っております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小松議員 続いて、3番目の質問です。○J T研修（現場で実務を学ぶ研修）の成果を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- J Tは日常業務を通じた実践的育成であり、自治体職員として基本的な知識や技能、態度の取得、即戦力の養成、課題対応能力の向上、職場内コミュニケーションの活性化に効果を上げています。
- 特に若手職員にとっては、業務遂行能力の着実な向上につながり、実務経験者として指導に当たる中堅職員にとっては、指導力の強化や、中堅職員としての役割に対する自覚の醸成につながっていると思っております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小松議員 続いて4番目の質問です。○J T研修の課題を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- J T研修においては、個々の指導力に差が生じやすいこと、体系化が十分でないこと、繁忙期には育成時間の確保が難しいことが課題であると思っております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小松議員 そういった課題の解決というのは、今後どのように考えられていくのか、答弁いただければよろしくお願いします。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 新谷総務部長。
- 新谷総務部長 ○J T研修の課題解決なんですけれども、特定の担当者にのみ任せきりにするのではなくて、チーム全体で育成に関わる職場全体での育成体制を推進してまいりたいと考えております。
- 具体的には、指導期間中の業務量の調整とか、他部署、外部講師による補完的な研修を組み合わせることで、多忙な職場においても若手職員が孤立せずに着実に成長できる環境を整えたいと考えております。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 チーム全体でということで、本当に若手職員さん、コミュニケーションがちょっと苦手な方もいらっしゃると思いますし、チームで補完していただいて課題解決していただければいいのかなと思います。  
続いて、5 番目の質問です。OFF-JT研修、現場を離れて学ぶ研修の成果を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
OFF-JT研修は職員が日常業務を離れて体系的・専門的な知識を習得する機会であり、政策形成能力や専門性の向上に一定の成果が表れております。加えて管理監督職のマネジメント力の強化や、職員の視野の拡大、意識改革にもつながっています。さらに、他自治体職員との交流による組織横断的なネットワークが形成される点も、有意義な成果として評価をしているところです。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 続いて、6番目、研修の課題を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
OFF-JTは専門性や政策形成能力の向上に有効である一方、研修で得た知識や成果をいかに現場業務へ確実に還元し、組織全体に波及させるかが課題です。また、限られた人員体制の中で計画的に受講機会を確保することや、研修内容を時代の変化やDXの進展に的確に対応させていくことも重要であると認識をしております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 組織全体へ波及するということに難しさがあるということだったんですが、ほかにも課題があったと思うんですが、課題の解決については何かお考えがあるかお聞かせください。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 課題解決なんですけれども、研修を受講で終わらせるのではなく、現場と接続させるマネジメントの徹底をしていきたいと考えております。具体的には、ワン・オン・ワンでの目標設定をするとか、実務への意図的な割当てをしていく、上司の関与を強化する等、組織的に支援を行っていきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。

○小 松 議 員 習ったものを現場でどのように即使っていくかということで身につけていくものだと思いますので、いろいろ考えられて課題の解決のほうをして進めていただけたらと思います。

ちょっとここで提案といいますか、研修で習ったので御提案なんですけども、内閣府補助事業である地方創生カレッジというのがあります。第一線で活躍する専門家による約 200 の e ラーニング講座が無料でいつでも受講できて、その学びを深め広げる場として、オンライン上ですけど交流機会を提供するサイトが内閣府の補助事業であります。

こういった地方創生カレッジの e ラーニング講座の中から、市職員さんが興味関心のある分野、200 もありますから、その中で自分が選択をして実行することで自己研さんや主体性を持った地方創生の人材育成につながると考えますが所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉 安 副 市 長 御提案をいただいた研修、確かに有意義で、いつでもできる感があって、自由度も高く取り入れやすいかなという気がいたしております。  
勤務時間中になるのかなと思うんですけれども、その辺のといいますか、取組には工夫が要るのかなと思いますけれども、提案をいただいたことは少し研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。

○小 松 議 員 私も登録して受けようかなと思っていたんですけど、なかなかできておりません。よかったら皆さん、誰でもできるそうなので、興味関心のあるところで選択肢があるということで、非常に魅力的だと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

続いて7番目の質問です。過去3年間における各種事業計画策定に関する外部コンサルタントへの業務委託費の各年度の総額を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市では専門的知見の活用や計画策定の高度化・効率化を図るため、必要に応じて外部コンサルタントへ業務を委託しております。

過去3年間における各年度の主な委託業務の総額は次のとおりです。  
令和5年度、7業務で2,169万円、令和6年度、6業務2,986万円、令和7年度3業務で1,042万円。

これらの委託業務は各分野の計画策定や調査分析を行うものであり、専門性の確保と行政運営の質向上を目的として実施をしているものです。  
以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 3年間の業務数と総額をお聞かせいただきました。結構な額になっていると思うんですが、新年度のほうにおいても分かれば委託費の総額等伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 令和8年度、新年度ですけれども、まだ予算がお願いをしとる状況なんですけれども、総額で1,692万円、事業で5事業となっております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 続いて、8番の質問に移ります。政策形成能力が発揮され、外部コンサルタントへの業務委託費用を抑えるというような効果というものは出ているのでしょうか。今聞かせていただいた金額的には、若干落ちているのかなと思いますが、その辺あたり、よろしく伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
職員の政策形成動力を高め、内部で対応可能な業務はできる限り職員が対応することができれば費用削減効果が期待できると考えています。  
その上で、外部委託する場合においても、目的や成果物を精査し、仕様の適正化や業務範囲の明確化を図ることにより、過度な委託内容とならないよう見直しを行うことが重要と思います。また、既存計画の活用や統合データの庁内共有による重複業務の削減など、組織横断的な効率化も有効だと思っております。  
一方で、高度な専門性や客観性が求められる分野については、外部の知見を適切に活用することも必要であり、単なる削減ありきではなく、費用対効果を十分に検証した上で最適な手法を選択することが重要でもあると考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 様々な工夫をしていただいて、費用対効果の下に最善を選んでいただくということだったと思います。  
続いて9番目の質問に入ります。各種事業計画策定や政策立案に関わる、ちょっと先ほどと似てるかもしれないんですけど、コスト削減の策についての所見を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、コスト、単なる削減

ありきではなくて、しっかりと内容を精査し、費用対効果を十分に検証した上で最適な手法を選択することが重要と思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 過度な委託内容にならないように見直しが重要ということでしたけれども、本市の実情を把握されている職員さんが、今はA Iが大活躍してくれます、A Iを活用して、主体的で熱意を持って計画を策定することで、過度な委託内容になることを避けれるのではないかと思います。また、計画実施に向けても意欲的に取り組むことにつながるので、主体的にしっかりと熱意を持って取り組んでいただければと思うんですけれども、令和3年度から始まった経営財務マネジメント強化事業というのが総務省推奨でかなり多くの予算がつけられております。

自治体側の予算負担はゼロで、自治体職員が主体で、専門家、かなり多くの専門家がいらっしゃるそうです。職員さんと一緒に事業の見直しや政策立案に関わることで、人材育成ができる非常に魅力的な伴走型の事業でもあります。

本市でも様々な支援分野があります。人材育成を兼ねて、財政健全化、地方創生の取組、D Xの推進など、課題解決のために、この総務省の経済・財務マネジメント強化事業を活用することは有効的だと思いますが、所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、高度な専門性や客観性が求められる分野については、外部の知見を適切に活用することが重要であると認識をしております。

総務省の地方公共団体の経営財務マネジメント強化事業では、幅広い分野に精通したアドバイザーを自治体の状況に応じて派遣をいただける仕組みが整えられております。本市においても、第三セクター等の経営健全化の場面で既に活用しており、議員のおっしゃるとおり、専門的な助言を得る上で有効な制度であると考えております。

今後も直面する課題や必要とされる専門性を踏まえながら、当該事業のさらなる活用について、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 来年度、観光振興計画をコンサルに業務委託するようなんですけど、予算としてはあまり十分ではないんじゃないかと思います。

A Iの活用、そういったマネジメント事業の活用ということで、魅力的な観光振興計画の策定を進めてもらえたらと思いますが、1週間前の3月2日から申込みが始まってはおりますが、8年度について具体的に

このマネジメント事業を活用するというような計画はあるかないか、答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほどあった第三セクターの健全化のところで検討しようかというのを今検討中です。まだ決めてはおりませんが、引き続き、やるかどうかというのを考えている状態です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 タイミングを逃さず、賢明な判断とアクションを考えていただければと思っております。

最後の質問です。先ほどもありましたけど、昨日は国際女性デーでした。まちづくりや市政に女性の視点や発想を生かすために、女性職員の課長・部長級への登用というのは有効的だと考えます。女性職員の幹部候補育成についての考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市の人材育成基本方針においては「市民とともに安芸高田市を創り、未来を拓く職員の育成」を基本に、性別にかかわらず意欲と能力のある職員が力を発揮できる組織づくりを進めているところです。

まちづくりや市政運営において、多様な視点を取り入れることは極めて重要であり、女性職員の課長級・部長級への登用は組織の活性化や政策の質の向上に資するものと認識をしております。

国では女性の首相が誕生し、広島県でも女性知事が県政を担うなど、女性リーダーが活躍をされております。これは女性の活躍が社会の持続的な成長に不可欠であることを示す重要な潮流であると認識をしております。本市としても女性職員の幹部候補育成に向け、計画的な研修機会の提供や、幅広い業務経験の付与、マネジメント力の強化に取り組んでまいります。あわせて、全ての職員が能力を十分に発揮できる職場環境を整え、多様性を生かした組織づくりを一層推進していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 多様性の中に、女性の幹部の育成ということで答弁をいただきました。

去る2月8日の大雪が降る中で、まちづくり交流会が市役所4階で開催されました。まちづくり事業の採択のママさんたちの発案でゲストスピーカーも女性でした。様々なところで、このまちを盛り上げていきたいといった思いの女性が活躍されております。女性の視点や発想が生かされるまちづくり、女性が輝くまちづくりのためにも、ここはちょっと聞

いてみたいんですけど、企画部とか政策統括監辺り、そういったところへの女性職員さんの育成というのはお考えをお持ちか伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 まず、その役職について、女性でないといけない、男性でないと、ということではなく、能力のある職員を適材適所で配置をしているというのが今行っている人事の方針です。

当然、どこの時点でも、それにかなう女性職員が採用された、登用されるということは十分にありますので、引き続き、この性別に偏ることはなく、冷静に適正に判断をしていきたいというふうに思っております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。

○小 松 議 員 多様な方が市役所のほうをしっかりと盛り上げていただけるように願っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、小松議員の質問を終わります。

1 時間が経過しましたので、ここで換気のため、5 時 20 分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 5 時 0 9 分 休憩

午後 5 時 2 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので発言を許します。  
12 番 熊高議員。

○熊高（昌）議員 熊高昌三です。14 番目の質問者がいなかったら、5 時過ぎにはもう済んだんで、皆さん、もうちょっとお付き合いください。

そうは言っても、前回の質問、そして本日の質問で私の質問と重複した部分もあって、かなり理解ができた分もありましたんで、できるだけ簡潔にできるところは簡潔にしていきたいというふうに思います。

そうはと思いますが、昨年 12 月の一般質問で市長に宿題を出しておったことの復習じゃないですけども、萩に行きましょうと言って、萩に 2 月 11 日の祭日、公務の日じゃいけないと思って一緒に行ってきましたが、まず市長の行った感想並びにこれからの覚悟というふうに聞かせていただいて本題に入っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長、答弁できればですね……

○石 飛 議 長 今のお話は、個人的なお話だと思います、私的な話だと思います。私的な話は議場内はしないでいただきたいと思います。一般質問の通告を進めていただきたいと思います。

○熊高（昌）議員 前もって言ったつもりだったんですが、また中のほうで、個人的だと私は思ってませんけども、一般質問の中で、毛利公の関係というのは非常に安芸高田市にとって大事なんだという視点で、ぜひとも山口の萩というのは縁が深いんで、まず現場を確認していただきたいという思いで言いましたので、その思いというのはどうだったかということですが、また政策の中でおいおいと聞く機会をつくっていきたいと思いますんで、途中で話が出るかも分かりませんし、よろしくお願いします。

それでは、1番の令和8年度施政方針と当初予算についてということで、質問をさせていただきます。

まず、将来的な財政見通しについて見解を伺うということで、基金等の推移についてということで、まずはお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 熊高昌三議員の質問にお答えいたします。財政調整基金の 2025 年度末の残高見込みは約 12 億 8,000 万円となりました。ここ数年で最も残高が少なくなったのは 2020 年度末の 6 億円でしたが、それと比較すると改善傾向にあります。

しかしながら、2026 年度の当初予算において、2 億 3,200 万円の取崩しを行うため、2026 年度末の残高見込みは約 10 億 5,000 万円となります。今後、決算の剰余金などを積み立てるなど、できるだけ 2026 年度中に目標としている 12 億円を目指したいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 これについては、児玉議員あるいは益田議員が増収とか、そういった視点で聞かれたこともありますので、物価の変動とか、利息の変動とか、いろいろな要因の中で厳しいということは変わらないと思いますので、この推移というのは注視していきたいというふうに思っております。

それでは2番に入ります。増収策について具体的な取組があるかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

昨年9月の全員協議会でお示しをした行財政改革の取組のうち、収入増の取組としては、公共施設やイベント等の呼称を命名するネーミングライツ、ふるさと納税寄附の推進、公金の債券運用の検討などがあります。そのほか、遊休施設等普通財産の売却等や受益者負担の適正化も引き続き推進をしていく考えでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 細かい推移というのは、なかなか見通しができないというのが現状だと思うんですが、やはり、この増収があつて政策ができるということなんで、いかに政策として財源を使わないようにするかということも一つではありますが、ここ5年か10年先を考えたときに、本当にそういったことができるかという気がしますんで、増収策というのは必要不可欠だと思うんですね。

この間から聞いておりますことぐらいでは、とてもとてもこの先本当にやっていけるんだらうかという気がします。というのは、増収策がない割には、あれも考えてやります、これも考えてやります、というふうな割と緩やかな答弁が多いんですね。そういった形をしておつては、いかに増収策を言われておつても、それぐらいの増収策では難しいと思うんですね。

だから、どの程度までの財政状況を考えた上での答弁なのかというのが、なかなか先般の一般質問、そして本日の一般質問を聞いて分からないんですね。本当に大丈夫でしょうか、改めてお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 財政が厳しい中でいろいろ御質問いただく中で、知恵を絞りながらやっていこうという思いであります。無謀に予算を、基金を切り崩して今回も予算を組んではいけないのが現状で、本当に必要なものに特化をして組んでおります。

そういった意味で、答弁の中では、今回は割と検討するというのは控えたように思ってるんですけども、そういった中で緩やかな答弁というのはありますけど、それは私のタイプというか、そういうタイプで御理解いただきたいんですけども、そういったところはしっかりと財政とも調整をしながら進めていっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 検討するという言葉がなくても、何となく受け止めたという感じで、やってくれるのかなという気持ちを持たすということが、それはいいことではあるんでしょうけども、本当にそれができなかったときにどうするのかということに不安を持って聞かせていただいたことが割と多かったんで、その辺のことを具体的に進めていく中で、注視をしていきたいし、いただきたいなと思っております。

では、3番に入ります。そういった取組の中で、いろいろと効率化をするということで、郵便局の利活用やDX推進によって業務の効率化や経費削減を目指しているが、具体的な数値目標というのはいかがかということでお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

郵便局の利活用、あるいはD Xの推進によって生まれる経費削減効果については、具体的な幾らという数字は今まだ持ち合わせておりません。ただ、大まかで言うと人件費相当で、これぐらい減るだろう、あるいは支所を建物維持で前回もお話をしましたけど、大体1億3,000万ぐらい余力ができるんじゃないかというようなところは押さえていますけれども、まさにD Xというのは、この4月から具体的に始めてまいります。その中で具体的な数字等が判明しますと、その都度、効果額等については御提示をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(昌)議員 今、D Xの部分で見通しをこんなふうに思ってるという感覚でしか伝わってこないんですね。やっぱりD Xを導入するという時点で、どのぐらいの削減効果があるのかと。あるいは、効率・効果があるのかというところをやはり調査の中で共有する、そこから始まるべきじゃないかなと。そこが見えないと、皆さんの行き先というのは見えないと思うんですね。

そういったところが、先ほども申し上げたように、検討するということは少なくなったけども、本当に分かりにくいというのが逆に浮かんできたんです。ですから、そういうところをもっと早く、だから結果として違うこともあるでしょう。でも、こういった方向に行きたいんだという姿勢を示す中で数字というのは出てくるんだと思うんですよ。その辺について、もう一度、それこそ覚悟をお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 D Xについて言えば、システムを入れることによる開発費、あるいはランニングコスト、そういったものも十分についてくるものです。そういった意味で、今どの部分をするかというのも今度来ていただくD X推進担当の者も含めて一つ一つメニューを積み上げなくてはいけない状況です。

安芸高田市は、ちょっとD Xについては他の市町に比べると出遅れた感があるところがありますんで、そういったところを過度に財政負担にならないようにメニューを組んでいかななくてはいけないというところがあります。

そういったところで、今幾らの削減が出るというところまでは詰めきれていませんというか、詰めきっているところではありませんけども、必ずこのD Xが効果が出てくるというふうになっておりますので、そこを詰めて、今から一つ一つやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員　では、次の大枠2番のほうに移ります。

今回、ここが一番大きなポイントかなと思って私も聞かせていただくんですけども、国の政策を本市にどう生かすか、（1）番として、高市政権は強い経済を目指すとして、積極財政や危機管理投資を行う方針であります。本市もその関係予算を獲得できれば、厳しい財政状況にあって、財政負担を圧縮できる好機であると思います。

その政策についてのお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○石　飛　議　長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤　本　市　長　お答えいたします。

高市政権になり再選をされ、今まさに予算が議論を国のほうでされております。国や、それに基づいて県の動向を注視して新たな補助制度がどのようなものが出てくるのか、制度改革がどのようにされていくかというのを、今は積極的に情報収集を行っております。

事業の継続性も踏まえ、財源の確保に努めることは最も重要なことだと思っておりますので、引き続き動向を注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

○石　飛　議　長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員　経済政策については、本当に、今、専門家でも意見が二分しているという状況でいろんな報道がありますけども、だから、その報道の中も含めて、専門家の認識も含めて、安芸高田市のトップとして、どの部分をどんなふうに生かしていけるか、あるいは、国等の状況把握も、十分、藤本市長されておるように見ておりますので、そういったところをどこまで見て、今後の高市政権の経済政策、特に災害復旧とか、そういったものも当然今やっておりますけども、強じん化という形になれば、道路網も含めて、河川とか、この間も出た内水排水ことなんかも含めて、いろいろ課題はあるんですね。

以前、浜田市長のときに、私言いましたけども、2期目の浜田市政のときに、国のいわゆる補助事業がものすごくあったんですよ、だから課題を解決かなりできたんですね。その1期目を見て、2期目は私はこれは出ても負けるなと思って出なかったんですよ。だから、そういうことも含めて、今期、藤本市長がそれを生かしければ次も頑張れるかなという気がしますが、そういった意味で、藤本市長が、この高市政権の好機をどう生かせるように受け止めているかというのを聞かせていただきたいというふうに思います。

○石　飛　議　長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤　本　市　長　まさに高市政権がいろんなメニューを今から出してくるんだと思いま

す。そういった、取りあえず、そのメニューはどのようなものが出るかというのが分からないと、うちの事業でどれを使うか、あるいは今からやろうとしてることで使えるものを取っていくということにつながらないと思うんで、取りあえずは情報を取って、今の高市政権のやろうとしてることをしっかりと吸収をして、取りにいくものはしっかりと取りにいきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 分かってからでは遅いんで、多分、そういう情報は、その担当部署も含めて取りに行っておられるんだろうと思いますが、全てここで言うわけにはいかない段階だと思いますけども、やはり常にそういった情報を捉えて庁舎内で分析をして、どれが本当に必要なのか、どれが取れるのかというようなことも含めて、この間も、向原小学校の壁の修繕が何か急遽あったと言いましたよね。だから、そういうのもあるんでしょうから、情報がいかに大事かというのは、今回特にこの国の政策というのは敏感になるべきだというふうに思うんですね。その辺を議会とも共有しながら進めていただきたいなというふうに思っております。

今後のそういった活動で得た情報というのを、議会とも共有いただきたいということを思っております。

3番に入ります。本市の高校教育について、（1）番、広島県の高等学校再編の動きが活発である。本市にあっても2校の県立高校が存在している。

①番として、今後の安芸高田市教育を考える上でどのように受け止めていくのかということで、これは南澤議員がかなり詳しくやられたんで、それ以上のこともちょっと聞きたいこともありますんで、この順番に従って、まず御答弁いただきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。繰り返しになるということを前提での回答になるかと思います。

広島県教育委員会は少子化による生徒の減少で、福山市あるいは広島市、呉市など都市部の県立高校の統廃合の方針をこのたび明らかにされました。本市の2校の県立高校も将来的には今ある県の再編整備基準の考え方に沿うことになるかと考えております。

ただ、首長としての意見表明は、県の方針とはいえ、少なからずとも影響を与えると思いますので、県のほうもそういった協議の場がこの次の段階であるというふうに伺っておりますので、それまでにはしっかりと意見を述べていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員　市としての動きが少し遅いんだろうなというふうに思うんですね。これは我々議会の責任もあるんですけども、もう少し向原高校、吉田高校が厳しくなっておるというのはもうかなり前から分かっておるわけですから、そういった意味でどうするかという議論を我々もすべきだったと思います。

どうしても対症療法的なことの議論になりがちになっておったんで、それはやはり県の方針とか、国の方針も含めて、この人口減少の中では、当然、見通しからすれば厳しいというのが分かっておったわけですから、そういった判断というのが、やっぱり行政として早い段階での判断が必要だろうなというふうに思っています。

そこで②番のほうに入ります。本市の中学校統合も一定の方向に動いておりますが、高校との関係性や若者定住や移住等を考えたとき、一連の教育環境整備として位置づけた政策のお考えはないか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　お答えいたします。

現在、統合中学校の候補地について検討しているところですけども、高校との関係性の部分で県立高校を一連の教育環境整備、いわゆる中高一貫校として位置づけることは難しいのかなというふうには思っております。

ただし、本市にとって2校の県立高校が定住や進路選択を考えたときに必要な財産であるということは思っておりますし、地域の持続的な発展には欠かせない施設であるという思いではあります。

以上です。

○石 飛 議 長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員　中高一貫といっても、私も付け焼き刃みたいなことで詳しいことは、中身についてはまた議論したいと思いますが、中高一貫というのは、中学校教育学校としてのもの、あるいは併設型、これは選抜なしというようなこともありましたけども、それから生徒間連携としての中高一貫、ですから、中学生と高校生が一貫の教育の中で行うというような形だと思いますけども、そういったことを早くから考えるべきだというふうに私も反省しておりますけども、そういった形で現在の2校の安芸高田市の高校をどうするかという抜本的な考え方でないと難しいでしょうねということで、そういった提案をしておるわけなんですけど、これは教育長のほうにも指名をしておりましたよね。そこらも含めて、お考えがあれば、市長、教育長にお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛 教育長      考え方については、先ほど市長が申したとおりでございますけども、教育委員会としては、現在、探求学習であるとか、いろんな学習発表会、そういったことを通じて、市内の中学校あるいは県立高校の連携を図っております。

この関係というのは、やはり本市の児童生徒にとっても非常に直接見習うべき先輩が近くにいるということは、環境としてはやっぱり必要なことだというふうに思いますので、そういったところから、状況を見ながらではありますけども、やるべきことの連携をしっかりと図っていききたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長      市長のほうは何かありますか。

以上で答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高（昌）議員      人口減少という視点で見ると、もう5年10年先というのは本当にもっともっと厳しい状況が迫ってくるんだと思うんですね。ですから、今からでも手遅れじゃないというぐらいの状況だと思うんで、せっかく中学校を統合するという流れの中にありますので、やはり、そこらも視点に入れたことを考えないと、もう10年先、本当に大丈夫かなという気がしております。

これはもう私の感覚じゃなしに、基本的に数字がそう示しておるんでね、その辺をどうするかというのは、この現市政を預かる首長としてやっぱり考えるべきだというふうに思うんですね。

例えば、高等学校のことに関して言えば、先ほども浅枝議員がおっしゃってましたけど、農業の形、吉田高校はアグリビジネス科というのがあるんですね。だから、安芸高田市のやっぱり持っている財産というのは一次産業の農業・林業なんですよ。ここを生かしていくという形で産業もつくっていく、そして教育等につなげていく、全てがやっぱりつながった地域づくり、それは地域支援員のことも含めて、一体となって考えるという視点がないと、こういった問題というのは解決できないというふうに思うんですね。

そういった視点で、今のアグリビジネス科というもののなんかが高等学校のカリキュラムに入ってくる、中学校の義務教育から入れるというのは難しいかも分かりませんが、そういった子供たちの成長も早いですから、早め早めにそういったものを提案していくというのも大事なかなと思います。

参考と言えば、今日聞いた話ですけども、千代田高校は陸上、マラソンの選手かな、そういった人材が入ってくるんだと、数名入ってくるんだというふうに昼頃聞きましたけども、その支援する会長さんが湊さんですから、多分、議長さんでしょう。どこも、そういった生き残りをかけたことをやってるんですね。だから、そういった意味では、安芸高田市の強みを教育にどう生かしていくかというのが視点として必要だと思うので、アグリビジネス科、昔のアグリビジネス科というのは、非常

に優秀というのか人材も豊富にあったんですね。そういったところに視点を持っていく必要があるのかなという気がしますんで、そういった視点で中学校から高校の教育というのをどんなふうにしていくんかというのは、首長として示していくべきじゃないかなという気がしまして、改めてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 アグリビジネス科、今は少し人数が減つとるようですけども、もともと、吉田高校、農業学校ですかね、うちの祖父も多分農業学校のときに出たんだと思うんですけども、そういった意味で歴史がある分野です。  
そういった意味で、今度、中学校も1校になりますんで、そういったアグリばかりに流すような教育というのはそれは当然できないと思うんですけども、その連携の仕方をどのようにするかというのは、これからの中学校の統合を考える中の一つの教育のカリキュラムの中には当然頭に入れていく必要があるんだろうと思います。

今は2校ですけども、いずれどういうふうになるかというのは県の判断、これ県立なので県の判断に従うしかありませんけども、それまでに市のほうとして、こういった生き残れないかということは、しっかりと結論を出して持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高（昌）議員 生き残りをかけた安芸高田市の見通しを考えたときに、あらゆる視点で、あらゆるものを包含していくぐらいの政策がないと、なかなか難しいなと。総合計画とか、そういったものがありますけども、やはりそれ以上に具体的に安芸高田市の持ってる、いわゆる潜在的な力をどう生かしていくかというのは、こういう教育のところで生かしていくことによって、結局、若い人ですから保護者も含めて定住移住につながってくるということにもなるんですね。

だから、この前、山本議員もおっしゃったように、学校がなくなって、せっかく移住してきたのにどうもならないというような意見があったように、やはり学校というのは子供たちを預かる保護者にしては非常に視点がそこに行っておるというのは当然だと思うんでね、だから、そういった視点で、学校あるいは保育所からでも全てそうですけども、地域性云々というようなことよりか、私の持論でまた申し訳ないけども、やはり、どこにつくるかとかいうようなことじゃなしに、何をつくるかという形を視点で置くべきだというふうに思うんですね。

だから、子供たちのずっと大人になるまでのプロセスというのを、そういった視点で考えたまちづくりの中に入れるべきだというふうに思うんですね。改めて、そこをお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 高校との関連といいますか、中学校で吉田高校あるいは向原高校に行くという子供を育てなくてはいけないと思っております。現在は2校ですんで、その2校へ行く子供をつくる、その中のカリキュラムで、吉田高校で言えばアグリがあるので、そちらのほうへ興味あるいは流れができるような教育を、中学校の中で組み立てていくというのは当然必要だと思っております。

そして、保育園、小学校、中学校、高校がそろって初めて定住につながるというところも大きな要点というか要素ですので、そのところはしっかりと高校をこの安芸高田市からなくさないように手は打っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(昌)議員 千代田高校の例を言いましたが、安芸高田市にはサンフレッチェというユースの誘致もほぼ動き始めたわけですから、そういった視点で言えば、サンフレッチェというのは非常に大きな財産でもあるし、強みになると思うんですね。それを、さらにどう展開して生かすかというような視点をすれば、もっともっと人が来てくれる、あるいは注目してくれるようないろんなイベントもできると思うんですね。

それから、先ほど浅枝議員もおっしゃったように、有機農業、そういったものをどう展開していくことによって皆さんの注目を集めるか、あるいは若い人にそういった視点が必要、人気があるんだというようなことをおっしゃっていましたが、私もそう思っていますし、そういった意見をたくさん聞く中で、やはり安芸高田市にある資源というのをどう生かすかということをもう一度考えた、子供を育てる世代から大人につながっていく流れというのを、もう一度、具体的に考えて、みんなが来て楽しくお祭りもしたいというような、そういう地域にぜひとも、振興会のこともありますので、そういった昔元気にやってた姿というのはなかなか難しいかも分かりませんが、新しい若い世代が楽しめるようなものをつくっていくというのが振興会の活性化にもなるんだと思うんですね。振興会に幾ら支援員が頑張っても限界があると私は思いますよ。

だから、その部分をどんなふうに次の手を打っていくことに支援員も向かっていけるかというところを示さないと、守るだけじゃ、とても難しいと思いますよ。そういったところを、もう一度聞いて終わりたいと思います。

○石飛議長 熊高議員にお尋ねします。支援員というのは高校教育と……

○熊高(昌)議員 地域支援員のことです。

○石飛議長 地域支援員。

○熊高(昌)議員 だから、振興会と言いました。

○石飛議長 分かりました。

- よろしいですか。集落支援員じゃない。
- 熊高（昌）議員 振興会のことを言ったんで、地域支援員のことです。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 いろいろ先ほどおっしゃっていただいたように、集落支援員の活用の仕方、今までの振興会を守るための集落支援の活動というのも、当然、一部ではありますけども、それぞれの地域課題を今出してもらってますんで、その地域課題を乗り越えるために、集落支援員と一緒に知恵を出していくということがあります。
- ひいては、それが新たな振興会の取組、あるいは、安芸高田市の新たな地域の取組になっていくんだと思っております。
- そういった意味で集落支援員の方には本当に期待をしてるところがありますし、それを全面的に市としてもバックアップをしていくというふうに思っております。
- その流れの中で、先般、萩のほうへ一緒に行かせていただきました。その中で感じたのが、やはり毛利への歴史が息づくこの萩に立ったときに、郡山城から天下に名を遺した毛利元就公の姿に想いを及んだところですけども、三矢の教えがあります。その教えは、力を合わせれば困難も乗り越えていくという知恵ですんで、毛利公のふるさとの安芸高田市の市長として、地域の力を束ねて、この集落支援員や、いろんな課題ですね、そういった地域の力を束ねながら、安芸高田市の未来を築いていきたいということを、改めて、その場で感じてきた訪問となったということをし添えさせていただいて、回答にさせていただきたいと思います。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 熊高（昌）議員 終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。
- 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
- 次回は、3月18日午前10時に再開いたします。
- 本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員